

個人情報保護法改正のデータ 越境利用・移転への影響

弁護士・ひかり総合法律事務所

理化学研究所革新知能統合研究センター客員主管研究員

国立情報学研究所客員教授

大阪大学社会技術共創研究センター招へい教授

板倉陽一郎

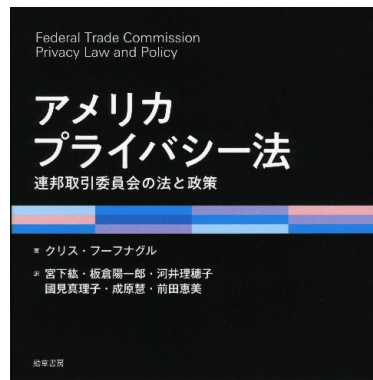
アジェンダ

- 1 個人情報保護法改正の概要
- 2 データ越境利用・移転への影響
 - 2.1 越境移転規制の厳格化
 - 2.2 安全管理措置の公表義務の中での越境利用
 - 2.3 十分性認定への影響

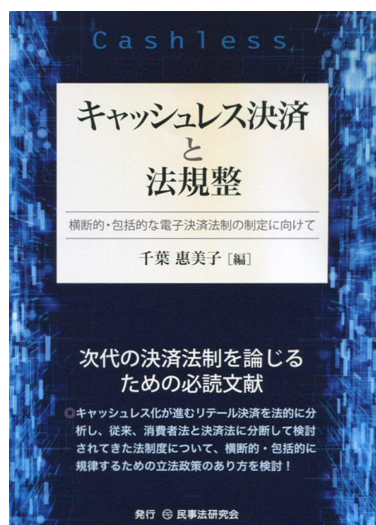
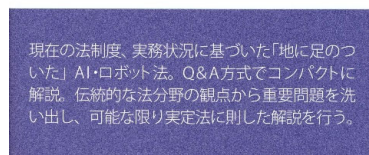
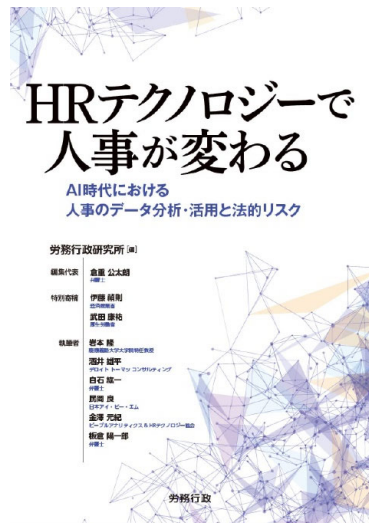
自己紹介

- 2002年慶應義塾大学総合政策学部卒，2004年京都大学大学院情報学研究科社会情報学専攻修士課程修了，2007年慶應義塾大学法務研究科（法科大学院）修了。2008年弁護士（ひかり総合法律事務所）。2016年4月よりパートナー弁護士。
- 2010年4月より2012年12月まで消費者庁に出向（消費者制度課個人情報保護推進室（現・個人情報保護委員会事務局）政策企画専門官）。2017年4月より理化学研究所革新知能統合研究センター社会における人工知能研究グループ客員主管研究員，2018年5月より国立情報学研究所客員教授。2020年5月より大阪大学社会技術共創研究センター招へい教授。2021年4月より国立がん研究センター研究所医療AI研究開発分野客員研究員。
- 消費者庁・デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関する検討会委員、総務省・情報通信法学研究会構成員、IoT推進コンソーシアム・データ流通促進WG委員等。
- 法とコンピュータ学会理事、日本メディカルAI学会監事、一般社団法人データ社会推進協議会監事等。

近著



法制度、判例、連邦取引委員会による政策を詳説。実践のアプローチ、豊富な事例で複雑な法体系を理解する。わが国では十分な研究の蓄積がない分野(子どものプライバシー、金融プライバシー等)についても詳説する。



※筆者時点修正

1 個人情報保護法改正の概要

制度改正の背景と課題

2003年（平成15年） **個人情報保護法成立**（2005年（平成17年）全面施行）



法施行後約10年が経過。情報通信技術の発展により、
制定当時には想定されなかったパーソナルデータの利活用が可能に

2015年（平成27年） **個人情報保護法改正**（2017年（平成29年）全面施行）



3年ごとに見直し規定が盛り込まれる
国際的動向、情報通信技術の進展、新産業の創出・発展の状況等を勘案

2020年（令和2年） **3年ごとに見直し規定に基づく初めての法改正**

令和2年改正

2021年（令和3年） **個人情報保護制度の官民一元化**

令和3年改正案※

2022/3/2

個人情報保護法改正の背景と課題

個人情報保護法改正

第1回 生命科学・医学系研究等における個人情報の取扱い等に関する合同会議	資料3-2
令和3（2021）年5月7日	

※筆者時点修正

令和2年改正

令和4年4月全面施行

いわゆる3年ごとに見直しに基づく改正

利用停止・消去等の拡充、不適正利用の禁止、
越境移転に係る情報提供の充実、「仮名加工情報」の創設 等

- ✓ 個人の権利利益の保護と活用の強化
- ✓ 越境データの流通増大に伴う新たなリスクへの対応
- ✓ A I ・ビッグデータ時代への対応 等

2020年改正の施行日：2022年4月1日

2021年改正（50条）の施行日：2022年4月1日

2021年改正（51条）の施行日：2023年4月1日？

⇒事業者は2020年改正と2021年改正（50条）に同時に対応

令和3年改正

公布後1年以内施行
（地方部分は公布後2年以内施行）

個人情報保護制度の官民一元化

- ✓ 官民通じた個人情報の保護と活用の強化
- ✓ 医療分野・学術分野における規制の統一
- ✓ 学術研究に係る適用除外規定の見直し 等

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（概要）

- 平成27年改正個人情報保護法に設けられた「**いわゆる3年ごと見直し**」に関する規定（附則第12条）に基づき、個人情報保護委員会において、関係団体・有識者からのヒアリング等を行い、実態把握や論点整理等を実施。
- 自身の個人情報に対する意識の高まり、技術革新を踏まえた保護と利活用のバランス、越境データの流通増大に伴う新たなリスクへの対応等の観点から、**今般、個人情報保護法の改正を行い、以下の措置を講ずることとしたもの。**

改正法の内容

1. 個人の権利の在り方

- **1-1 利用停止・消去等の個人の請求権**について、不正取得等の一部の法違反の場合に加えて、**個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも要件を緩和**する。
- **1-2 保有個人データの開示方法**（※）について、**電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようにする。**
（※）現行は、原則として、書面の交付による方法とされている。
- **1-3 個人データの授受に関する第三者提供記録**について、**本人が開示請求できるようにする。**
- **1-4 6ヶ月以内に消去する短期保存データ**について、保有個人データに含めることとし、**開示、利用停止等の対象**とする。
- **1-5 オプトアウト規定**（※）により第三者に提供できる個人データの範囲を限定し、**①不正取得された個人データ、②オプトアウト規定により提供された個人データについても対象外**とする。
（※）本人の求めがあれば事後的に停止することを前提に、提供する個人データの項目等を公表等した上で、本人の同意なく第三者に個人データを提供できる制度。

2. 事業者の守るべき責務の在り方

- **2-1 漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合**（※）に、**委員会への報告及び本人への通知を義務化**する。
（※）一定数以上の個人データの漏えい、一定の類型に該当する場合に限定。
- **2-2 違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法**により個人情報を利用してはならない旨を明確化する。

3. 事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方

- **3-1 認定団体制度**について、現行制度（※）に加え、**企業の特定分野(部門)を対象とする団体を認定できるようにする。**
（※）現行の認定団体は、対象事業者のすべての分野(部門)を対象とする。

4. データ利活用に関する施策の在り方

- **4-1 イノベーションを促進する観点から、氏名等を削除した「仮名加工情報」を創設し、内部分析に限定する等を条件に、開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和**する。
- **4-2 提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供**について、**本人同意が得られていること等の確認を義務付け**る。

5. ペナルティの在り方

- **5-1 委員会による命令違反・委員会に対する虚偽報告等の法定刑を引き上げる。**
（※）命令違反：6月以下の懲役又は30万円以下の罰金
→ 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
虚偽報告等：30万円以下の罰金 → 50万円以下の罰金
- **5-2 データベース等不正提供罪、委員会による命令違反の罰金について、法人と個人の資力格差等を勘案して、法人に対しては行為者よりも罰金刑の最高額を引き上げる（法人重科）。**
（※）個人と同額の罰金（50万円又は30万円以下の罰金） → 1億円以下の罰金

6. 法の域外適用・越境移転の在り方

- **6-1 日本国内にある者に係る個人情報等を取り扱う外国事業者を、罰則によって担保された報告徴収・命令の対象とする。**
- **6-2 外国にある第三者への個人データの提供時に、移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等を求める。**

- **7-1 医療分野の匿名加工医療情報に関する法律**（略）その他、本改正に伴い、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律」においても、一括法として所要の措置（漏えい等報告、法定刑の引上げ等）を講ずる。

令和2年改正個人情報保護法 政令・規則の概要

テーマ	法改正の内容	政令・規則案の内容
漏えい等報告・本人通知	漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合に、委員会への報告及び本人通知を義務化する	・ 報告対象：①要配慮個人情報、②財産的被害が発生するおそれがある場合、③不正アクセス等故意によるもの、④1,000人を超える漏えい等を報告対象とする ・ 委員会への報告：速報と確報の二段階。事態の発生を認識した後、速やかに速報を求めるとともに、30日（上記③の場合は60日）以内に確報を求める
仮名加工情報	「仮名加工情報」を創設し、内部分析等を条件に、利用目的の変更の制限等を緩和する	・ 加工基準：①氏名等の特定の個人を識別できる記述等、②個人識別符号、③財産的被害が生じるおそれのある記述等 の削除・置換を求める
個人関連情報	提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける	・ 提供元における本人同意の確認方法：提供先から申告を受ける方法等とする ・ 提供元における記録義務：①提供年月日、②第三者の氏名等、③個人関連情報の項目等を記録させ、原則3年の保存を求める
越境移転	・ 本人同意に基づく越境移転：同意の取得時に、本人への情報提供を求める ・ 体制整備要件に基づく越境移転：移転先による個人データの適正な取扱いの継続的な確保のための「必要な措置」及び本人の求めに応じた情報提供を求める	・ 同意取得時に本人に提供すべき情報：①移転先の所在国名、②適切かつ合理的な方法で確認された当該国の個人情報保護制度、③移転先が講ずる措置について情報提供を求める ・ 移転元が講ずべき「必要な措置」：①移転先における個人データの取扱状況及びそれに影響を及ぼしうる移転先の所在国の制度の有無の定期的な確認、②適正な取扱いに問題が生じた場合の対応（適正な取扱いの継続的な確保が困難な場合は個人データの提供を停止）を求める
法定公表事項	— (制度改正大綱に記載)	・ 公表事項：安全管理のために講じた措置を追加（ただし、公表により支障を及ぼすおそれがあるものを除外）

2022/3/2

個人情報保護法改正のデータ越境利用・移転への影響

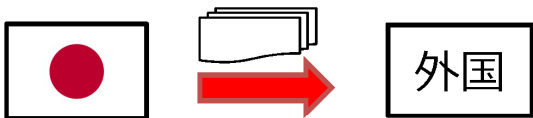
※ その他、開示方法、オプトアウト届出事項、申請手続き、届出等様式や権限委任規定等の所要の改正を実施

6. 法の域外適用・越境移転の在り方（2）

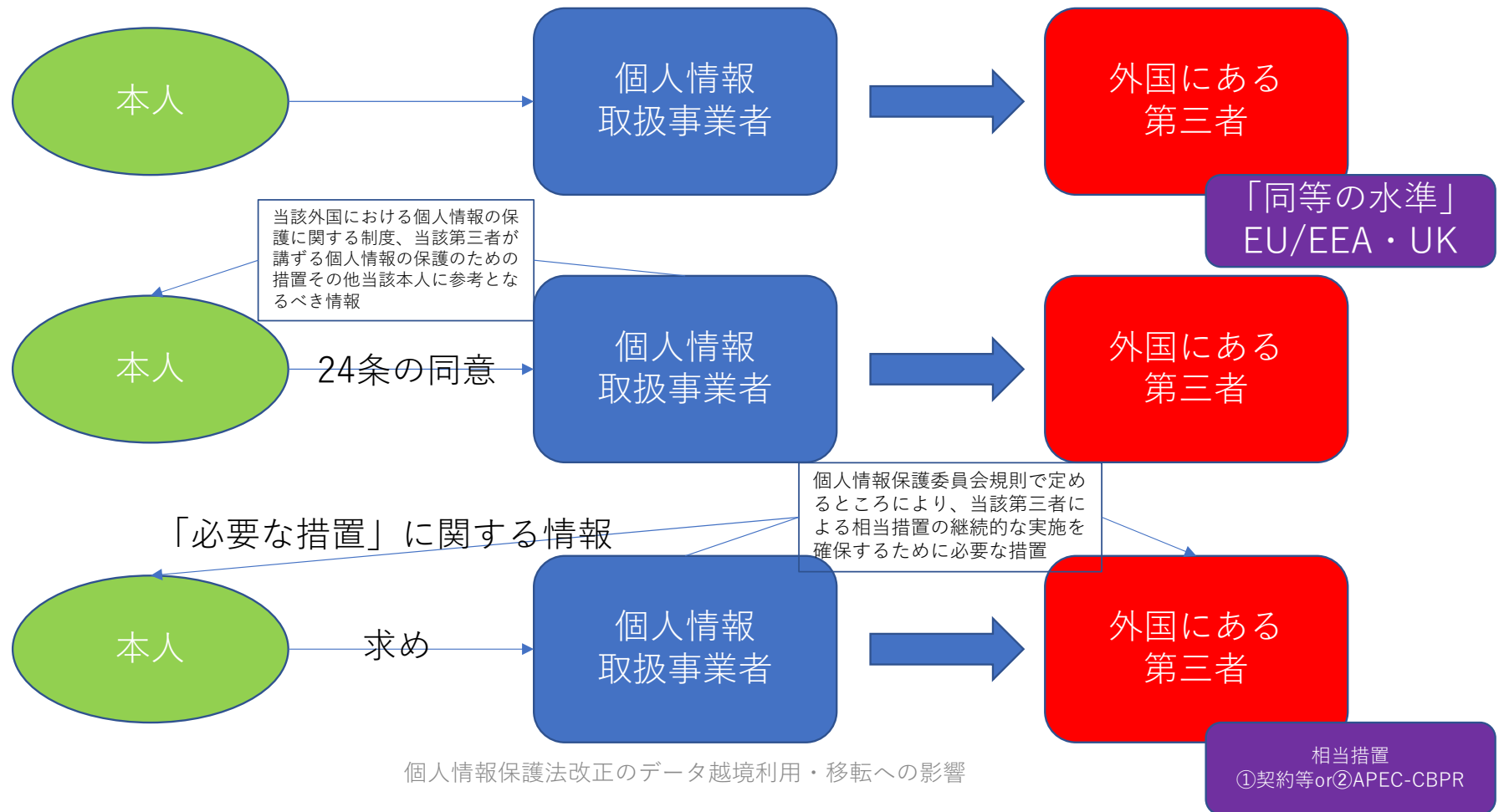
②越境移転に係る情報提供の充実 改正

- 外国にある第三者への個人データの提供時に、**移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等**を求める。

【背景】近年、一部の国において国家管理的規制がみられるようになっており、個人情報の越境移転の機会が広がる中で、国や地域における制度の相違は、個人やデータを取り扱う事業者の予見可能性を不安定なものとし、個人の権利利益の保護の観点からの懸念も生じる。

現 行	改正後
 外国にある第三者に個人データを提供できる要件 - 本人の同意 - 基準に適合する体制を整備した事業者 - 我が国と同等の水準国（EU、英国）	各要件に基づく移転時、それぞれ以下を義務付ける - 同意取得時に、移転先国の名称、移転先国における個人情報の保護に関する制度の有無等について本人に書面提供 - 移転先事業者の取扱い状況等の定期的な確認 + 本人の求めに応じて関連情報を提供

24条の行為規制



デジタル改革関連法案の全体像

https://getnews.jp/archives/2905021/hirai_dg_01
より引用

- ✓ 流通するデータの多様化・大容量化が進展し、データの活用が不可欠
- ✓ 悪用・乱用からの被害防止の重要性が増大

- ✓ 新型コロナウイルス対応においてデジタル化の遅れが顕在化
- ✓ 少子高齢化や自然災害などの社会的な課題解決のためにデータ活用が緊要

デジタル社会形成基本法案（仮称）※IT基本法は廃止

- ✓ 「デジタル社会」の形成による我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現等を目的とする
- ✓ デジタル社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針、国、地方公共団体及び事業者の責務、デジタル庁の設置並びに重点計画の策定について規定

〔IT基本法との相違点〕

- ・ 高度情報通信ネットワーク社会 → データ利活用により発展するデジタル社会
- ・ ネットワークの充実+国民の利便性向上を図るデータ利活用（基本理念・基本方針）
- ・ デジタル庁の設置（IT本部は廃止）

⇒デジタル社会を形成するための基本原則（10原則）の要素も取り込んだうえで、デジタル社会の形成の基本的枠組みを明らかにし、これに基づき施策を推進

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案（仮称）

- ✓ 個人情報関係3法を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の制度についても全国的な共通ルールを設定、所管を個人情報委に一元化（個人情報保護法改正等）
- ✓ 押印・書面手続の見直し（押印・書面交付等を求める手続を定める49法律を改正）
- ✓ 医師免許等の国家資格に関する事務へのマイナンバーの利用の範囲の拡大（マイナンバー法等改正）
- ✓ 郵便局での電子証明書の発行・更新等の可能化（郵便局事務取扱法改正）
- ✓ 本人同意に基づく署名検証者への基本4情報の提供、電子証明書のスマートフォンへの搭載（公的個人認証法改正）
- ✓ 転入地への転出届に関する情報の事前通知（住民基本台帳法改正）
- ✓ マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化（マイナンバー法、J-LIS法改正）

⇒官民や地域の枠を超えたデータ利活用の推進、マイナンバーの情報連携促進、マイナンバーカードの利便性の向上・普及促進及びオンライン手続の推進、押印等を求める手続の見直し等による国民の手続負担の軽減等

デジタル庁設置法案（仮称）

- ✓ 強力な総合調整機能（勸告権等）を有する組織。基本方針策定などの企画立案、国等の情報システムの統括・監理、重要なシステムは自ら整備
- ✓ 国の情報システム、地方共通のデジタル基盤、マイナンバー、データ利活用等の業務を強力に推進
- ✓ 内閣直属の組織（長は内閣総理大臣）。デジタル大臣（仮称）のほか、特別職のデジタル監（仮称）等を置く

⇒デジタル社会の形成に関する司令塔として、行政の縦割りを打破し、行政サービスを抜本的に向上

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案（仮称）

- ✓ 希望者において、マイナポータルからの登録及び金融機関窓口からの口座登録ができるようにする
- ✓ 緊急時の給付金や児童手当などの公金給付に、登録した口座の利用を可能とする

⇒国民にとって申請手続の簡素化・給付の迅速化

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案（仮称）

- ✓ 本人の同意を前提とし、一度に複数の預貯金口座への付番が行える仕組みや、マイナポータルからも登録できる仕組みを創設
- ✓ 相続時や災害時において、預貯金口座の所在を国民が確認できる仕組みを創設

⇒国民にとって相続時や災害時の手続負担の軽減等の実現

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案（仮称）

- ✓ 地方公共団体の基幹系情報システムについて、国が基準を策定し、当該基準に適合したシステムの利用を求める法的枠組みを構築
- ⇒地方公共団体の行政運営の効率化・住民の利便性向上等

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案の概要

<予算関連法案>

趣旨

デジタル社会形成基本法に基づき**デジタル社会の形成に関する施策を実施するため**、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の**関係法律について所要の整備を行う。**

概要

個人情報保護制度の見直し（個人情報保護法の改正等）

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
 - ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
 - ③ 学術研究分野を含めたGDPR（EU一般データ保護規則）の十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
 - ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。
- 施行日：公布から1年以内（地方公共団体関係は公布から2年以内）

マイナンバーを活用した情報連携の拡大等による行政手続の効率化（マイナンバー法等の改正）

- ① 国家資格に関する事務等におけるマイナンバーの利用及び情報連携を可能とする。
 - ② 従業員本人の同意があった場合における転職時等の使用者間での特定個人情報の提供を可能とする。
- 施行日：公布日（①のうち国家資格関係事務以外（健康増進事業、高等学校等就学支援金、知的障害者など）、公布から4年以内（①のうち国家資格関係事務関連）、令和3年9月1日（②）

マイナンバーカードの利便性の抜本的向上、発行・運営体制の抜本的強化（郵便局事務取扱法、公的個人認証法、住民基本台帳法、マイナンバー法、J-LIS法等の改正）

<マイナンバーカードの利便性の抜本的向上>

- ① 住所地市区町村が指定した郵便局において、公的個人認証サービスの電子証明書の発行・更新等を可能とする。
- ② 公的個人認証サービスにおいて、本人同意に基づき、基本4情報（氏名、生年月日、性別及び住所）の提供を可能とする。
- ③ マイナンバーカード所持者について、電子証明書のスマートフォン（移動端末設備）への搭載を可能とする。
- ④ マイナンバーカード所持者の転出届に関する情報を、転入地に事前通知する制度を設ける。等

施行日：公布日（①）、公布から2年以内（①以外）

<マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化>

- ① 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）による個人番号カード関係事務について、国による目標設定、計画認可、財源措置等の規定を整備。
- ② J-LISの代表者会議の委員に国の選定した者を追加するとともに、理事長及び監事の任免に国の認可を必要とする等、国によるガバナンスを強化。
- ③ 電子証明書の発行に係る市町村の事務を法定受託事務化。等

施行日：令和3年9月1日

押印・書面の交付等を求める手続の見直し（48法律の改正）

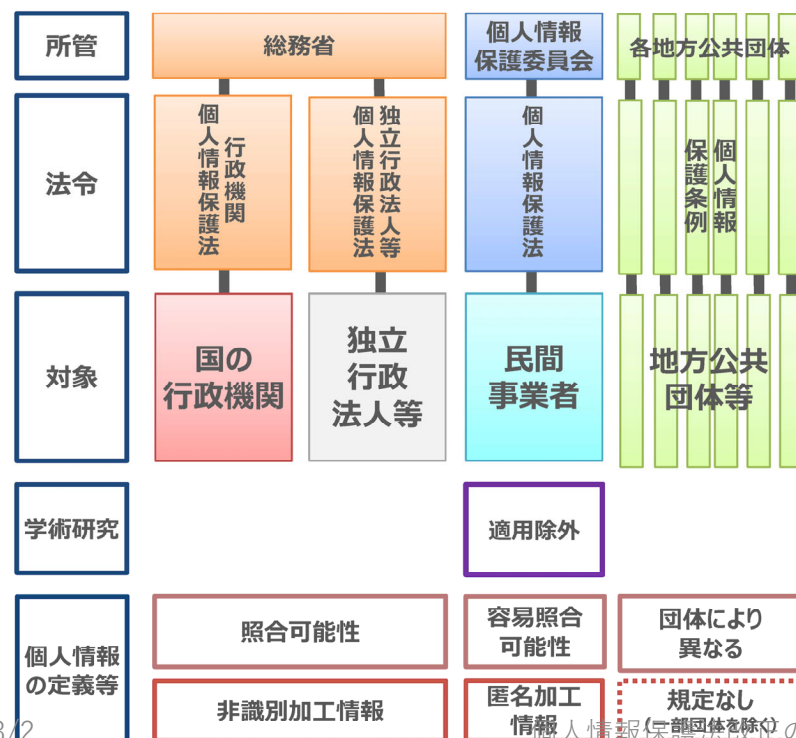
押印を求める各種手続についてその押印を不要とするとともに書面の交付等を求める手続について電磁的方法により行うことを可能とする。

施行日：令和3年9月1日（施行までに一定の準備期間が必要なものを除く。）

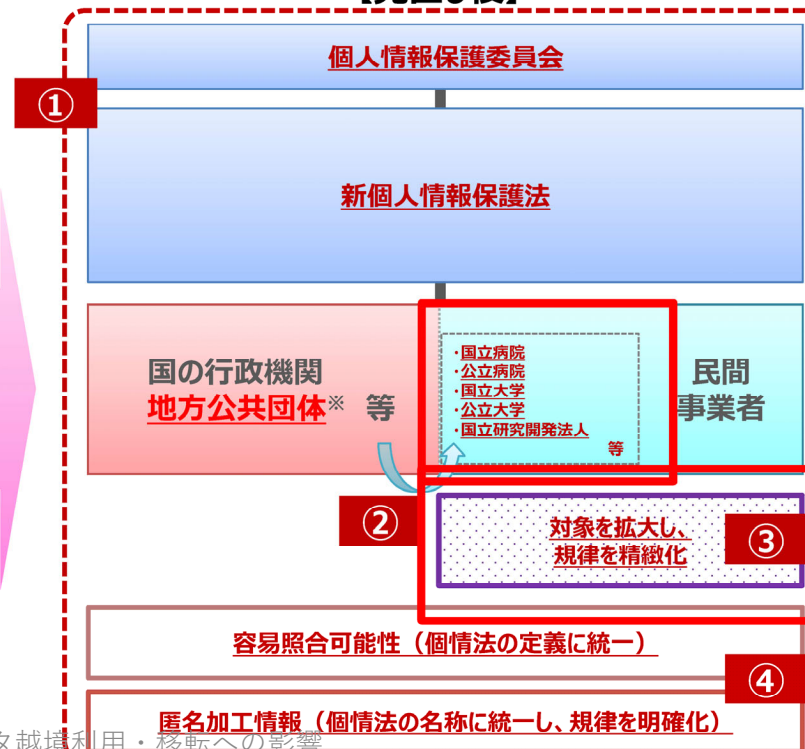
個人情報保護制度見直しの全体像

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、**地方公共団体の個人情報保護制度**についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、**全体の所管を個人情報保護委員会に一元化**。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、**国公立の病院、大学等**には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、**学術研究に係る適用除外規定**について、一律の適用除外ではなく、**義務ごとの例外規定として精緻化**。
- ④ **個人情報の定義等を国・民間・地方で統一**するとともに、行政機関等での**匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化**。

【現行】



【見直し後】



2022/3/2

個人情報保護法改正のデータ越境利用・移転への影響

※ 条例による必要最小限の独自の保護措置を許容

3. 改正法の施行後における個人情報保護委員会の役割

第174回個人情報保護委員会[資料1]「個人情報の保護に関する法律の改正等を伴うデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の成立を受けた個人情報保護委員会の今後の取組（案）について」

- 改正法の施行による委員会の役割の主な変更点は以下のとおり。
 - ✓ 一本化された個人情報保護法についての解釈権限を有する。
 - ✓ 個人情報取扱事業者等に加えて、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人における個人情報等の取扱いについて、一元的に所管し、監視監督権限を有する。
 - ✓ 地方公共団体が条例を定めた場合、その旨及びその内容について届出を受け、公表する。
 - ✓ 地方公共団体からの求めに応じて必要な情報の提供等を行う。
 - ✓ 行政機関の長等に対して個人情報保護法の施行状況について報告を求め、毎年度その概要を公表する。

民間事業者、行政機関、地方公共団体に対する委員会の監視監督の対比[※]

	民間事業者	行政機関	地方公共団体
報告徴収	報告・資料提出の求め	資料提出・説明の求め 〔 現行、総務大臣による 資料提出・説明の求め 〕	資料提出・説明の求め (現行規定なし)
立入検査	立入検査	実地調査 (現行規定なし)	実地調査 (現行規定なし)
指導・助言	指導・助言	指導・助言 (現行、総務大臣による意見の陳述)	指導・助言 (現行規定なし)
勧告・命令	勧告・命令	勧告 (現行規定なし)	勧告 (現行規定なし)

2022/3/2 ※ 独法等・地方独法については、本資料上は省略している。なお、地方公共団体については、病院及び診療所並びに大学の運営の業務以外を記載。また、行政機関の現行は、非識別加工情報以外を記載。

医療分野・学術分野における規制の統一（現在の状況）

第1回 生命科学・医学系研究等における個人情報の取扱い等に関する合同会議
令和3（2021）年5月7日

資料3-2

- ・ 現行の独法等個人情報法は、法の対象となる法人を、情報公開法における整理を踏襲し、①理事長等の人事権が政府にあるか、②法人に対して政府が出資できるか、を基準に決定。
- ・ その結果、**医療分野・学術分野の独法等において、民間のカウンターパートとの間で個人情報を含むデータを利用した共同作業が継続的に行われているにもかかわらず、民間のカウンターパートと適用される規律が大きく異なる、という不均衡が発生。**

【行政の広義の内部関係】

総務省が法運用の統一性と法への適合性を内部から確保

- ・ 個人情報ファイル保有の事前チェック（独法等を除く）
- ・ 法の施行状況の調査・公表
- ・ 総合案内所の運営
- ・ 管理指針の策定

情報公開・個人情報保護審査会が、開示決定等に係る審査請求について、第三者的立場からチェック

国の行政機関

独立行政法人等

国立大学
国立病院
国立研究機関

【行政と民間との外部関係】

個人情報保護委員会が法の遵守状況を外部から規制・監督

- ・ ガイドラインの策定
- ・ 報告及び立入検査
- ・ 指導及び助言
- ・ 勧告及び命令
- ・ 間接罰

民間事業者

私立大学
民間病院
民間研究機関

規律の不均衡が発生

2022/3/2

個人情報保護法改正のデータ越境利用・移転への影響

23

15

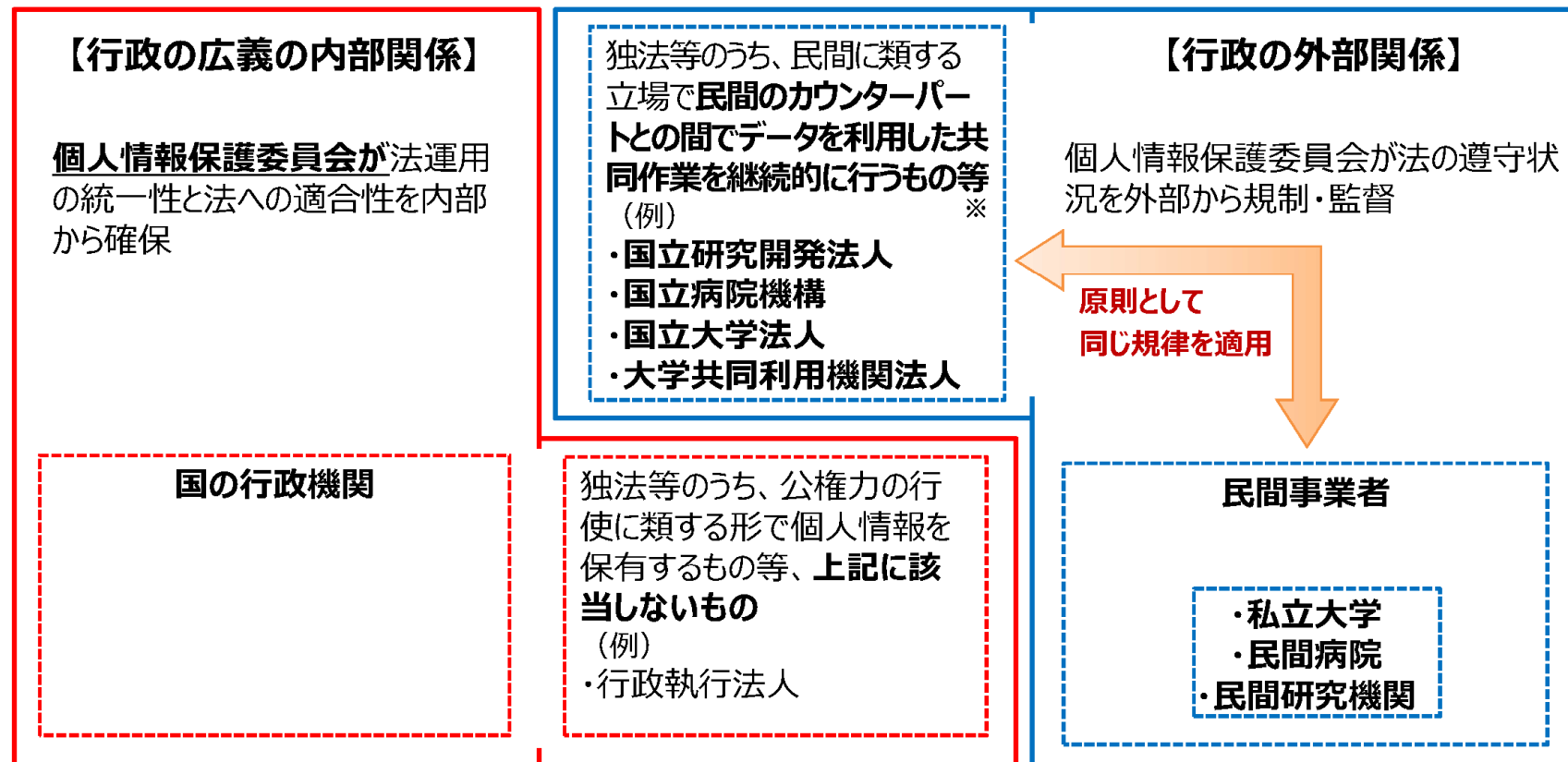
医療分野・学術分野における規制の統一（改正の考え方）

第1回 生命科学・医学系研究等における個人情報の取扱い等に関する合同会議

資料3-2

令和3（2021）年5月7日

- ・ 独法等のうち、民間のカウンターパートとの間で個人情報を含むデータを利用した共同作業を継続的に行うもの等（本人から見て官民で個人情報の取扱いに差を設ける必要性の乏しいもの）には民間事業者と同様の規律を適用。
- ・ ただし、本人からの開示等請求に係る規定及び非識別加工情報の提供に係る規定については、これらの規定がそれぞれ情報公開法制を補完する側面や広義のオープンデータ政策としての性格を有することに鑑み、現行法と同様、全ての独等を行政機関に準じて扱う。



2022/3/2 ※ これらの独等が「公権力の行使に類する形で個人情報を保有する業務」も行っている場合は、当該業務における個人情報の取扱いについては例外的に行政機関と同様の安全管理措置義務を適用する。

【参考】一元化後の規律の適用関係

	民間事業者	規律移行法人等 ^{※1}	国の行政機関等・地方公共団体等 ^{※2}
個人情報取扱事業者に係る規律（現行個人情報保護法第4章第1節及び第2節を基本的にスライド）			
・利用目的の特定等、適正取得	○	○	
・正確性確保、安全管理措置	○	○	
・第三者提供制限	○	○	
・開示等請求	○		
・匿名加工情報の作成・提供	○		
国の行政機関等に係る規律（現行行政機関個人情報保護法・独立行政法人等個人情報保護法第2章～第4章の2を基本的にスライド）			
・保有制限、目的明示			○
・正確性確保、安全確保措置			○
・利用・提供制限			○
・個人情報ファイル保有の事前通知			○ ^{※3}
・個人情報ファイル簿の作成・公表		○	○
・開示等請求		○	○
・匿名加工情報の作成・提供		○	○ ^{※4}

※1 規律移行法人等とは、今般の一元化の機に、民間の個人情報取扱事業者と原則として同様の規律を適用すべき独立行政法人等、地方公共団体の病院・大学等及び地方独立行政法人を指す。

※2 国の行政機関等・地方公共団体等には、現行独立行政法人等個人情報保護法が適用される独立行政法人、地方公共団体及び地方独立行政法人のうち、規律移行法人等以外のものを含む。

※3 規律移行法人等以外の独立行政法人等に加え、地方公共団体及び地方独立行政法人については、事前通知の制度の対象外。

※4 地方公共団体については、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市に適用し、他の地方公共団体は任意で匿名加工の提案募集を実施可能とする。

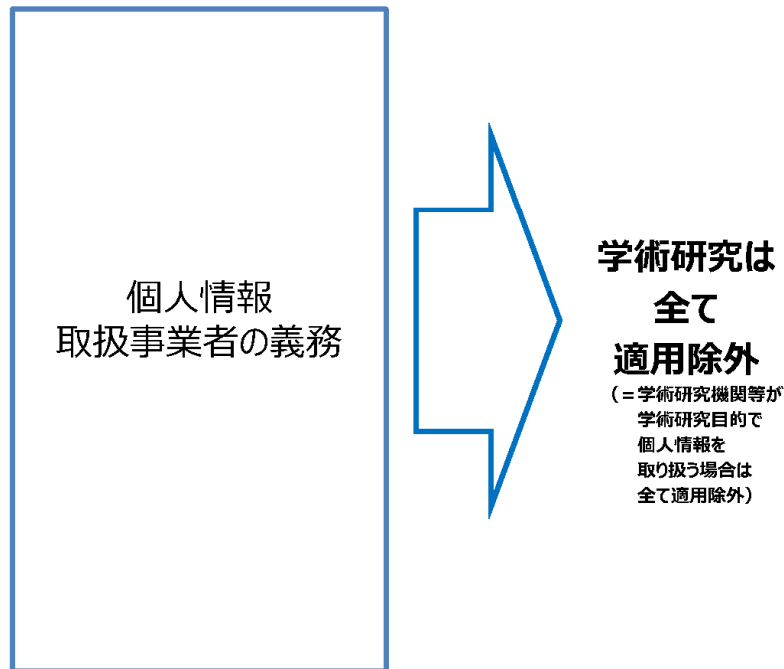
学術研究に係る適用除外規定の見直し（精緻化）

第1回 生命科学・医学系研究等における個人情報の取扱い等に関する合同会議
令和3（2021）年5月7日

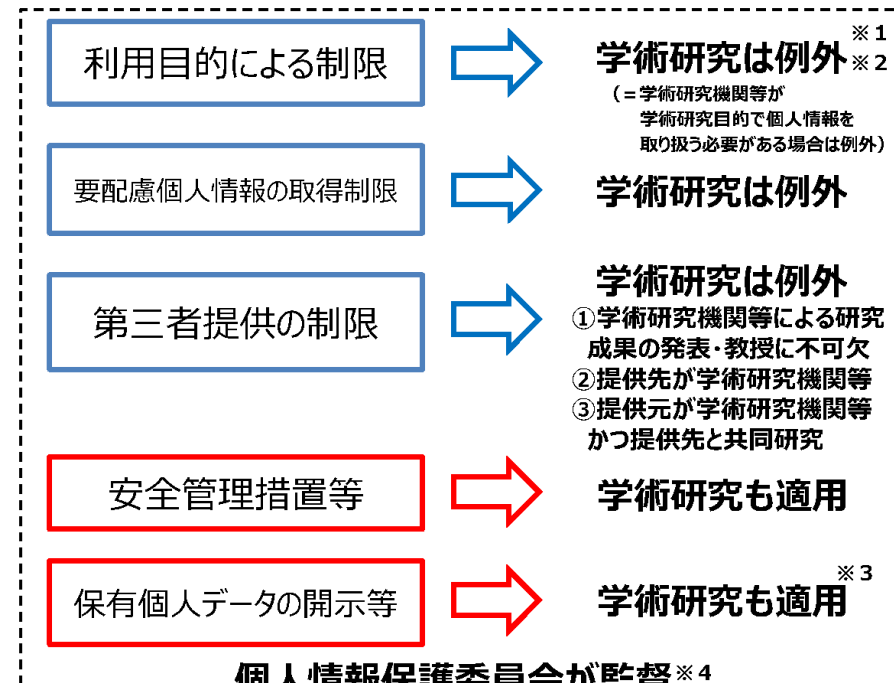
資料3-2

- ・ EUから日本の学術研究機関等に移転された個人データについてもGDPRに基づく十分性認定を適用可能とすることを視野に、一元化を機に、現行法の学術研究に係る一律の適用除外規定を見直すこととし、**個別の義務規定ごとに学術研究に係る例外規定を精緻化**する。
- ・ 大学の自治を始めとする学術研究機関等の自律性を尊重する観点から、**個人情報法第43条第1項の趣旨を踏まえ**、学術研究機関等に個人情報を利用した研究の適正な実施に関する自主規範の策定・公表を求めた上で、**自主規範に則った個人情報の取扱いについては、個人情報保護委員会は、原則として、その監督権限を行使しないこととする**。また、個人情報保護委員会は、自主規範の策定を支援する観点から、必要に応じ、指針を策定・公表する。

【現行法】



【見直し後】



- ※1 学術研究機関等：大学（私立大学、国公立大学）、学会、国立研究開発法人 等（下線は今回追加されるもの）
- ※2 個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合（例：民事上の不法行為となり差止請求が認められるような場合）は、例外とならない
- ※3 国公立大学及び国立研究開発法人の場合は、保有個人情報の開示等については行政機関と同じ規律を適用
- ※4 利用目的の特定・公表（15条・18条）不適正利用・取得の禁止（16条の2・17条1項）漏えい報告（22条の2）も適用

2 データ越境利用・移転への影響

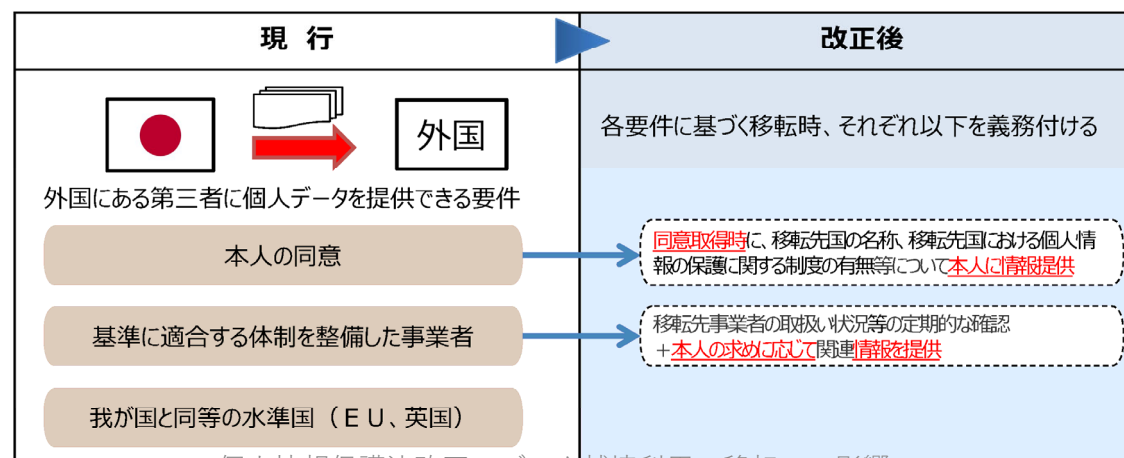
2.1 越境移転規制の厳格化

6. 法の域外適用・越境移転の在り方（2）

②越境移転に係る情報提供の充実 **改正**

- 外国にある第三者への個人データの提供時に、**移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等**を求める。

【背景】近年、一部の国において国家管理的規制がみられるようになっており、個人情報の越境移転の機会が広がる中で、国や地域における制度の相違は、個人やデータを取り扱う事業者の予見可能性を不安定なものとし、個人の権利利益の保護の観点からの懸念も生じる。



個人情報保護法改正のデータ越境利用・移転への影響

※この他、「法令に基づく場合」等の例外要件あり。

6. 法の域外適用・越境移転の在り方

6-2外国にある第三者への個人データの提供制限の強化

旧第24条

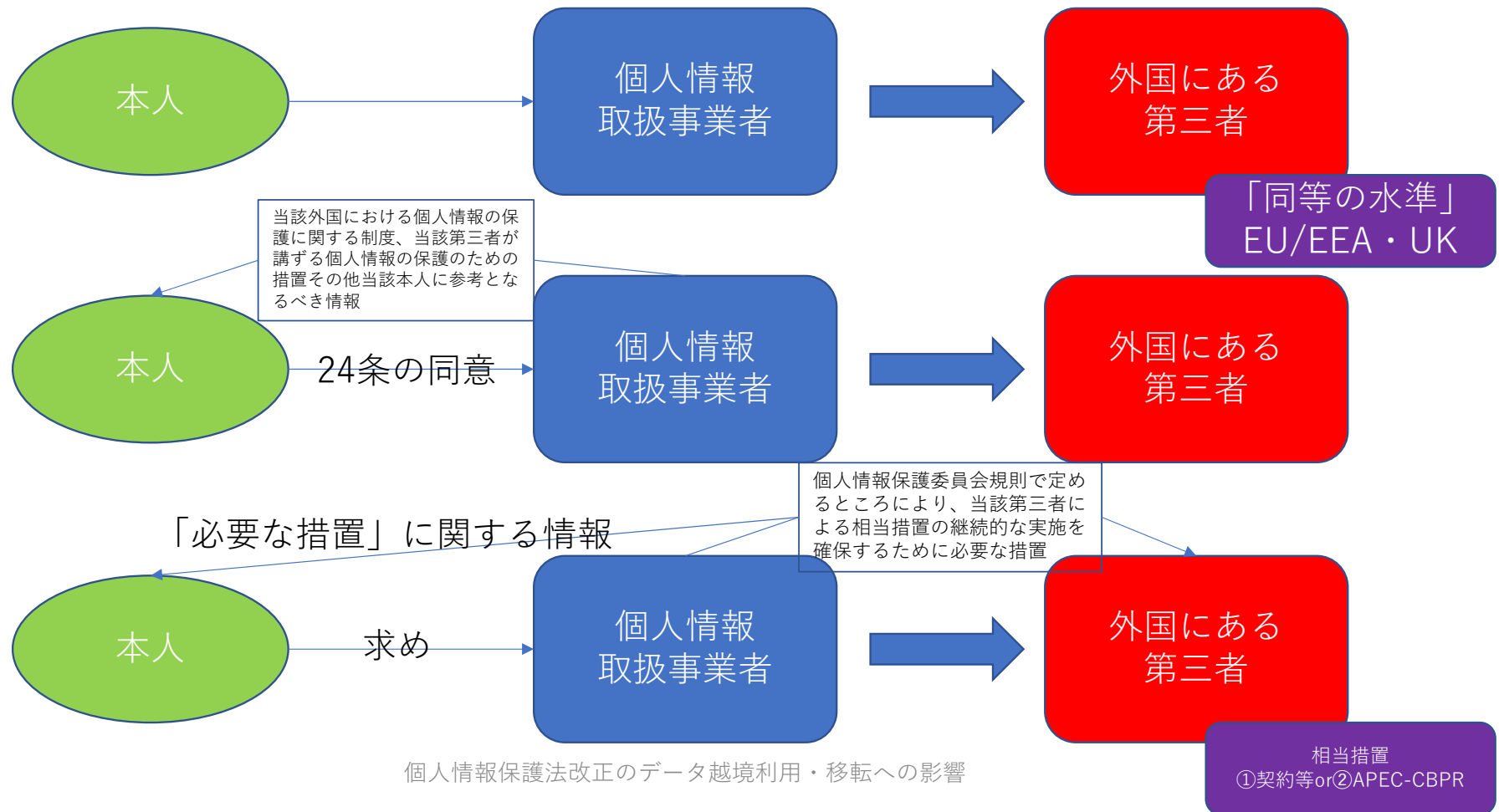
個人情報取扱事業者は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについてこの節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この条において同じ。）に個人データを提供する場合には、前条第一項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

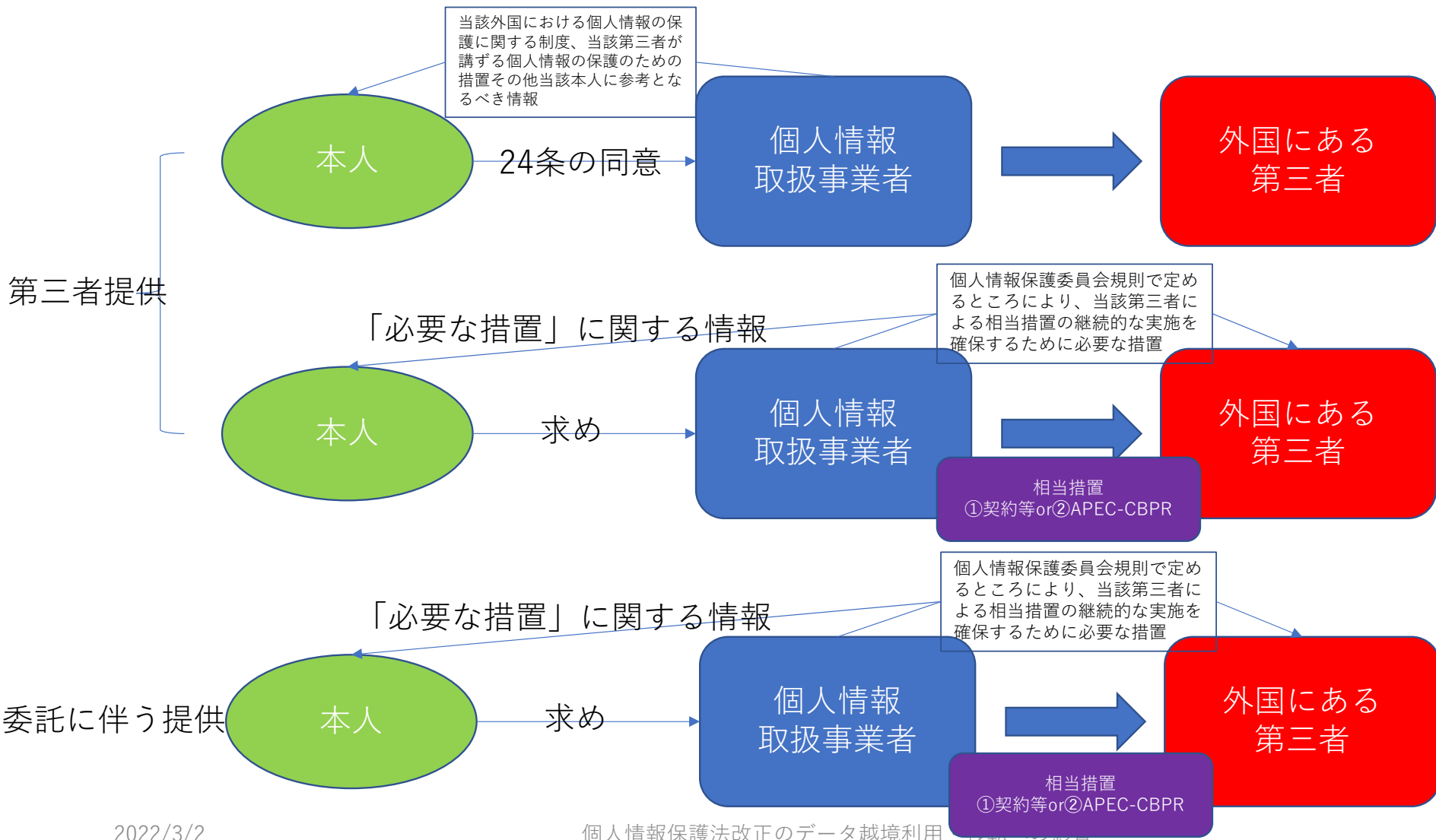
新第24条（令和3年改正後28条）

個人情報取扱事業者は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条及び第26条の2第1項第2号において同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについてこの節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（**第三項において「相当措置」という。**）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項並びに同号において同じ。）に個人データを提供する場合には、前条第1項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

- 2 個人情報取扱事業者は、**前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。**
- 3 個人情報取扱事業者は、**個人データを外国にある第三者（第一項に規定する体制を整備している者に限る。）に提供した場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。**

24条の行為規制





第201回国会参・内閣委員会第13号（令和2年6月4日）

○山田太郎君　ありがとうございました。

（前略）　今回、外国にある第三者への制限ということで、改正法の二十四条に当たる部分であります。新設されまして、外国にある第三者に個人データを提供する場合に本人からの同意を得る際、本人への参考となるべき情報の提供義務が課されたということなんです。これも具体的にどのような参考情報の提供義務が発生するか、非常に不明だと思うんですね。

本人に提供しなければならない参考情報の基準とか具体例ですとか提供の方法、それから外国の個人情報保護法の条文を伝えるだけで足りるのかどうかとか、一律に日本語での情報提供でなければならないのか。例えば、被害を受けた人は母国語が英語とかフランス語だった場合に、その人たちに対しては、相手が分かるようにというふうなことがありますので、英語やフランス語で伝えなければならないのか。

企業実務としては非常に問題は大きいと思いますが、この辺り教えていただければと思います。

○政府参考人（其田真理君）　外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意を得ようとするときには、個人情報取扱事業者が当該本人に提供しなければならない情報や提供の方法については委員会規則で定めることとしておりますけれども、現時点では、例えば提供すべき情報としては、第三者の所在する外国の国名、それから個人情報保護制度などを想定しております。

また、提供の方法につきましては、電磁的な記録の提供や書面の交付による方法、基本的には日本語又は本人が内容を理解できる言語というふうに考えておりますけれども、こういった方法を想定をしております。

○山田太郎君　もう一つ、外国における個人情報保護制度を情報提供する件については、その事業者が独自に外国における個人情報の保護に関する制度等の情報を調査して提供しなきゃいけないとなっているんですけど、これもまた企業にとっては大変重たい状況だと思います。

これらの情報については、多分、できれば個人情報保護委員会さんが外国の制度を調査してウェブで例えば公表すると、その公表されたものを各事業者として、委員会が公表したからということでその情報を提供するというような、少し便宜というか図ってあげないと、個社が個々の外国法制に対して全て調べていくということはほぼ難しいし、同じようなことを社会でもってみんながそれぞれ調べ合うというのもどうかと思いますので、その辺りの便宜ということは図っていただけないでしょうか。

○政府参考人（其田真理君）　今回の改正は、越境移転を行う事業者において移転先の環境を認識していただくという趣旨もございまして、企業が自らの取組をお願いしたいというのが基本でございますけれども、委員会といたしましても、外国の個人情報保護制度につきまして、参考となる情報を提供してまいりたいと考えております。

個人情報保護委員会事務局・内閣府大臣官房番号制度担当室・内閣府日本医療開発機構・医療情報基盤担当室「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案 説明資料」（令和2年3月）（情報公開請求で取得）52-53頁

1 改正の背景

2 現行制度の課題

近年、一部の外国において、民間事業者が取り扱う個人情報について、例えば、国内における保存を義務付け、また、当局への提出を義務付けるといった、国家的な管理を及ぼすための規制が導入されている。

具体例)

・中国で平成29年に施行されたサイバーセキュリティ法第28条では、「ネットワーク運営者は、公安機関、国のセキュリティ機関が行う、国の安全保障・犯罪捜査活動のために技術的な支援、協力を行わなければならない。」と規定されている。また、同法第37条では、「重要インフラの運営者は、中国国内で収集した個人情報及び重要データを中国国内で保存しなければならない」と規定されている。

・ベトナムにおいても平成31年に施行されたサイバーセキュリティ法において、インターネット・サービス事業者等に対して、ユーザー情報等の国内保存、必要に応じた公安省等へのユーザー情報の提供を義務付ける規定がみられる。

こうした外国にある第三者に提供された個人データについては、当該外国の法令を理由に訂正等や利用停止等の請求が拒絶される場合や、当該外国の当局の取得・利用により本人の権利利益が侵害される場合が想定される。

上記1①又は②（筆者注：法24条及び規則11条の2の例外）以外の外国にある第三者への提供については、個人情報取扱事業者が事前の本人同意を得ようとする場合には、提供先やその利用方法等の一般的な関心事項について、本人に説明して理解を得ることが想定されるものの、通常は本人が当該外国の法令についてまで関心を有しているとは限らないため、本人の意思に反した取扱いにより本人の権利利益が侵害されるおそれを理解しないまま、同意を行う可能性があるものと考えられる。

また、上記1②の外国にある第三者への提供については、当該提供を行った時点では基準に適合していた者であっても、当該外国の法令の制定改廃その他の事情変更により、相当措置の継続的な実施が困難となる可能性があるにもかかわらず、個人情報取扱事業者が、当該事情変更を関知しないまま、当該第三者への個人データの提供を継続するおそれがあるものと考えられる。

個人情報保護委員会事務局・内閣府大臣官房番号制度担当室・内閣府日本医療開発機構・医療情報基盤担当室「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案 説明資料」（令和2年3月）（情報公開請求で取得）53頁

II 外国にある第三者への提供に伴う本人に対する情報提供義務の新設（新法第24条第2項関係）

上記1 ①又は②以外の外国にある第三者への個人データの提供については、本人の意思に反した当該個人データの取扱いにより本人の権利利益が侵害されるおそれを理解しないまま同意を行うことを防止するため、当該提供について本人の同意を得ようとする場合には、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を事前に提供するよう、個人情報取扱事業者に義務付けることとするものである。

情報提供の方法や提供の対象となる情報については、個人情報保護委員会規則に委任することとし、具体的には、電磁的記録の提供や書面による交付といった具体的な情報提供の方法や、「当該外国における個人情報の保護に関する制度」及び「当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置」のそれぞれについて、本人に提供すべき具体的な情報の内容（当該外国における個人情報の保護に関する制度の有無や、当該制度が存在する場合にはその概要、当該第三者のプライバシー・ポリシーの内容等）、「その他本人に参考となるべき情報」の具体的な内容（当該外国の国名等）について規定することを予定している。

第6節 法の域外適用の在り方及び国際的制度調和への取組と越境移転の在り方
3. 外国にある第三者への個人データの提供制限の強化

○ 海外への業務委託の一般化やビジネスモデルの複雑化が進む中、個人データの越境移転に伴うリスクも変化しつつある。これまで、データ保護関連法制については、多くの国々で、OECDプライバシー・ガイドラインに準拠する形で行われてきたが、近年、データ保護関連法制が途上国を含め世界に広がる中で、一部の国において国家管理的規制がみられるようになってきている。データの国内での保存等を義務付けるデータ・ローカライゼーションや、民間のデータに対する制限のないガバメント・アクセスに係る海外の立法例はその一例と考えられる。

○ 個人情報の越境移転の機会が広がる中で、こうした国や地域における制度の相違は、個人やデータを取り扱う事業者の予見可能性を不安定なものとし、個人の権利利益の保護の観点からの懸念も生じる。例えば、データ・ローカライゼーション政策との関係から、本人による個人データの消去の請求に越境移転先の事業者が対応することができないおそれや、外国政府による無制限なガバメント・アクセスによって、我が国で取得され越境移転された個人データが不適切に利用されるおそれがある。こうした国家管理的規制は、個人の権利利益の保護の観点から看過しがたいリスクをもたらすおそれがある。

○ また、G20茨城つくば貿易・デジタル経済大臣会合（令和元年6月8日及び9日）において、「データ・フリー・フロー・ウィズ・トラスト（DFFT）」（信頼性のある自由なデータ流通）のコンセプトがG20全体で合意され、信頼につながる各国の法的枠組みは相互に接続可能なものであるべきことが確認された。このような国際的潮流の中にあって、「プライバシーやセキュリティ・知的財産権に関する信頼を確保しながら、ビジネスや社会課題の解決に有益なデータが国境を意識することなく自由に行き来する、国際的に自由なデータ流通の促進」9を実現するためには、国家間では相互に信頼性を確保した自由なデータ流通を促進する必要があることに加え、上記のような、個人データのフリー・フローを支える信頼を、事業者と本人の間においても確保することが重要である。

○ 平成27年改正法で導入された法第24条は、個人情報取扱事業者が外国に個人データを移転できる場合を一定の場合に制限するものであり、その規制の対象は個人データの移転元である国内事業者であることから、当該規制によって、移転先における状況の多様性に起因するリスクに対応するためには、移転先の事業者やその事業者がおかれている外国の状況について必要最低限の留意を求めることとする。

○ 具体的には、移転元となる個人情報取扱事業者に対して本人の同意を根拠に移転する場合は、移転先国の名称や個人情報の保護に関する制度の有無を含む移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実を求める。また、移転先事業者において継続的な適正取扱いを担保するための体制が整備されていることを条件に、本人の同意を得ることなく個人データを移転する場合にあっては、本人の求めに応じて、移転先事業者における個人情報の取扱いに関する情報提供を行うこととする。

○ なお、移転先国の個人情報の保護に関する制度等についての本人に対する情報提供は、当該個人情報の取扱いについて本人の予見可能性を高めることが趣旨であることから、その範囲で必要最低限のものとし、網羅的なものである必要はない。今後、事業者の負担や実務に十分配慮した上で、過重な負担とならないように、提供する情報の内容や提供の方法等について具体的に検討することとする。

6. 法の域外適用・越境移転の在り方

6-2外国にある第三者への個人データの提供制限の強化

(外国にある第三者への提供に係る同意取得時の情報提供)

新規則第11条の3

法第二十四条第二項又は法第二十六条の二第一項第二号の規定により情報を提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法とする。

2 法第二十四条第二項又は法第二十六条の二第一項第二号の規定による情報の提供は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 当該外国の名称

二 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報

三 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報

3 前項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者は、法第二十四条第一項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、前項第一号に定める事項が特定できない場合には、同号及び同項第二号に定める事項に代えて、次に掲げる事項について情報提供しなければならない。

一 前項第一号に定める事項が特定できない旨及びその理由

二 前項第一号に定める事項に代わる本人に参考となるべき情報がある場合には、当該情報

4 第二項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者は、法第二十四条第一項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、第二項第三号に定める事項について情報提供できない場合には、同号に定める事項に代えて、その旨及びその理由について情報提供しなければならない。

(外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置等)

新規則第11条の4

法第二十四条第三項（法第二十六条の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置は、次に掲げる措置とする。

一 当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること。

二 当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、個人データ（第二十六条の二第二項において読み替えて準用する場合にあっては、個人関連情報）の当該第三者への提供を停止すること。

2 法第二十四条第三項の規定により情報を提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法とする。

3 個人情報取扱事業者は、法第二十四条第三項の規定による求めを受けたときは、本人に対し、遅滞なく、次に掲げる事項について情報提供しなければならない。ただし、情報提供することにより当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合は、その全部又は一部を提供しないことができる。

一 当該第三者による法第二十四条第一項に規定する体制の整備の方法

二 当該第三者が実施する相当措置の概要

三 第一項第一号の規定による確認の頻度及び方法

四 当該外国の名称

五 当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要

六 当該第三者による相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要

七 前号の支障に関して第一項第二号の規定により当該個人情報取扱事業者が講ずる措置の概要

4 個人情報取扱事業者は、法第二十四条第三項の規定による求めに係る情報の全部又は一部について提供しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

5 個人情報取扱事業者は、前項の規定により、本人から求められた情報の全部又は一部について提供しない旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

GL外国第三者提供編4個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制の基準

4-2法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置（規則第11条の2第1号関係）

法第24条第1項の「この節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置」に該当するものとして規則第11条の2第1号に「法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置」と規定されている。「法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置」については、外国にある第三者により個人データが取り扱われる場合においても、我が国の個人情報取扱事業者により個人データが取り扱われる場合に相当する程度の本人の権利利益の保護を図るという観点に加え、経済協力開発機構（OECD）におけるプライバシーガイドラインやAPECにおけるプライバシーフレームワークといった国際的な枠組みの基準も踏まえた国際的な整合性も勘案する。

具体的には、「法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置」として4-2-1から4-2-20までに記述する事項について、適切かつ合理的な方法（4-1参照）に記述する方法によって担保されていなければならない（※1）。

（※2）要配慮個人情報の取得に関する規律（法第17条第2項）、オプトアウトによる個人データの第三者提供（法第23条第2項及び第3項）、第三者提供時の確認・記録義務（法第25条及び第26条）、個人関連情報の第三者提供に関する規律（法第26条の2）、並びに第三者提供記録の開示（法第28条第5項）及びそれに関連するその他の手続等（法第27条及び第31条から第33条までのうち、第三者提供記録の開示に関連する手続等）については、ここでいう「法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置」として外国にある第三者等が講ずべき措置には含まれない。

（※3）日本にある個人情報取扱事業者から個人データの提供を受けた外国にある第三者が法第75条の要件を満たし、域外適用の対象となる場合であっても、これにより直ちに規則第11条の2の基準を満たすこととなるわけではなく、同条の基準を満たすためには、別途、当該個人データの取扱いについて我が国の個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制を整備することが必要である。

なお、この場合、当該外国にある第三者は、法第75条に基づき、「法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置」として講ずべき措置に含まれない規律（上記（※2）参照）も含め、法の規定に従って当該個人データを取り扱う義務を負うことになる。域外適用の詳細については、通則ガイドライン「5-1（域外適用）」を参照のこと。

（※1）「法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置」は、次の表に記載のとおりとなる（※2）（※3）。

法第4章第1節の 規定の趣旨に沿った措置			
第15条	利用目的の特定	第23条	第三者提供の制限
第16条	利用目的による制限	第24条	外国にある第三者への提供の制限
第16条の2	不適正な利用の禁止	第27条	保有個人データに関する事項の公表等
第17条	適正な取得	第28条	開示
第18条	取得に際しての利用目的の通知等	第29条	訂正等
第19条	データ内容の正確性の確保等	第30条	利用停止等
第20条	安全管理措置	第31条	理由の説明
第21条	従業員の監督	第32条	開示等の請求等に応じる手続
第22条	委託先の監督	第33条	手数料
第22条の2	漏えい等の報告等	第35条	個人情報取扱事業者による苦情の処理

GL外国第三者提供編5同意取得時の情報提供

個人情報取扱事業者は、法第24条第1項の規定により外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意を取得しようとする場合には、規則第11条の3第2項から第4項までの規定により求められる情報を本人に提供しなければならない（法第24条第2項）（※）。

個人データの越境移転に当たっては、提供元の個人情報取扱事業者において、提供先の第三者が所在する外国に個人データを移転することについてのリスクを評価し、個人データの移転の必要性について吟味した上で、本人に対しても、分かりやすい情報提供を行うことが重要である。

（※）同意取得時の情報提供に関する法第24条第2項の規定は、個人情報取扱事業者が令和2年改正法の施行日以後に法第24条第1項の規定により本人の同意を得る場合について適用される（令和2年改正法附則第4条第1項）。

5-1 情報提供の方法（規則第11条の3第1項関係）

本人に対する情報提供は、規則第11条の3第2項から第4項までの規定により求められる情報を本人が確実に認識できると考えられる適切な方法で行わなければならない。なお、提供する情報は本人にとって分かりやすいものであることが重要である。

【適切な方法に該当する事例】

事例1) 必要な情報を電子メールにより本人に送付する方法

事例2) 必要な情報を記載した書面を本人に直接交付する方法

事例3) 必要な情報を本人に口頭で説明する方法

事例4) 必要な情報をホームページに掲載し、本人に閲覧させる方法

⇒「・同意取得時の情報提供により、個人データの越境移転に係るリスクについての本人の予測可能性を向上させ、本人が同意の可否を適切に判断できるようにするという改正後の法第24条第2項の趣旨を踏まえると、本人に対する情報提供は、改正後の施行規則第11条の3第2項から第4項までの規定により求められる情報を本人が確実に認識できると考えられる適切な方法で行う必要があります。」

・個別の事案ごとに判断されますが、改正後の施行規則第11条の3第2項から第4項までの規定により求められる情報が掲載されたWebページが存在する場合に、当該WebページのURLを自社のホームページに掲載し、当該URLに掲載された情報を本人に閲覧させる方法も、改正後の施行規則第11条の3第1項における「適切な方法」に該当すると考えられます。

・なお、この場合であっても、例えば、当該URLを本人にとって分かりやすい場所に掲載した上で、同意の可否の判断の前提として、本人に対して当該情報の確認を明示的に求めるなど、本人が当該URLに掲載された情報を閲覧すると合理的に考えられる形で、情報提供を行う必要があると考えられます。」（パブコメ回答概要46）

5-2 提供すべき情報（規則第11条の3第2項関係）

法第24条第1項の規定により外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意を取得しようとする場合には、本人に対し、次の

(1) から (3) までの情報を提供しなければならない。

(1) 「当該外国の名称」（規則第11条の3第2項第1号関係）

提供先の第三者が所在する外国（※1）の名称をいう（※2）。必ずしも正式名称を求めるものではないが、本人が自己の個人データの移転先を合理的に認識できると考えられる名称でなければならない。

外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意を取得する際に、提供先の第三者が所在する外国を特定できない場合の取扱いについては、5-3-1（提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合）を参照のこと。

（※1）「外国」とは、本邦の域外にある国又は地域をいい、我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として規則で定めるものを除く（法第24条第1項）。

（※2）ここでの「外国の名称」の情報提供においては、提供先の第三者が所在する外国の名称が示されていれば足り、それに加えて、当該第三者が所在する州等の名称を示すことまでは求められない。もっとも、個人データの越境移転に伴うリスクについて、本人の予測可能性を高めるという制度趣旨を踏まえると、例えば、州法が主要な規律となっている等、州法に関する情報提供が本人の予測可能性の向上に資する場合には、本人に対して、提供先の外国にある第三者が所在する州を示した上で、州単位での制度についても情報提供を行うことが望ましい。

GL外国第三者提供編5同意取得時の情報提供（続）

5-2 提供すべき情報（規則第 11 条の 3 第 2 項関係）

(2) 「適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」（規則第 11 条の 3 第 2 項第 2 号関係）

① 「適切かつ合理的な方法」

「当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」は、一般的な注意力をもって適切かつ合理的な方法により確認したものでなければならない。

【適切かつ合理的な方法に該当する事例】

事例 1) 提供先の外国にある第三者に対して照会する方法

事例 2) 我が国又は外国の行政機関等が公表している情報を確認する方法

② 「当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」

個人データの越境移転に伴うリスクについて、本人の予測可能性を高めるという制度趣旨に鑑み、「当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」は、提供先の第三者が所在する外国における個人情報の保護に関する制度と我が国の法（個人情報の保護に関する法律）との間の本質的な差異を本人が合理的に認識できる情報でなければならない、具体的には、次の（ア）から（エ）までの観点で踏まえる必要がある。

なお、ここでいう「当該外国における個人情報の保護に関する制度」は、当該外国における制度のうち、提供先の外国にある第三者に適用される制度に限られ、当該第三者に適用されない制度は含まれない。

（ア）当該外国における個人情報の保護に関する制度の有無

提供先の第三者が所在する外国における制度に、当該第三者に適用される個人情報の保護に関する制度が存在しない場合、そのこと自体が個人データの越境移転に伴うリスクの存在を示すものであることから、個人情報の保護に関する制度が存在しない旨を本人に対して情報提供しなければならない（※1）。

（イ）当該外国の個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報の存在

提供先の第三者が所在する外国の個人情報の保護に関する制度について、個人情報の保護の水準等に関する客観的な指標となり得る情報が存在する場合、当該指標となり得る情報が提供されることにより、個人データの越境移転に伴うリスクについての本人の予測可能性は一定程度担保されると考えられる。したがって、この場合には、当該指標となり得る情報を提供すれば足り、次の（ウ）に係る情報の提供は求められない。

なお、当該指標となり得る情報の提供を行う場合、当該指標となり得る情報が個人データの越境移転に伴うリスクとの関係でどのような意味を持つかについても、本人に対して情報提供を行うことが望ましい。

【当該外国の個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報に該当する事例】

事例 1) 当該第三者が所在する外国が GDPR 第 45 条に基づく十分性認定の取得国であること

事例 2) 当該第三者が所在する外国が APEC の CBPR システムの加盟国であること

（ウ）OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者の義務又は本人の権利の不存在

提供先の第三者が所在する外国の個人情報の保護に関する制度に、OECD プライバシーガイドライン 8 原則（※2）に対応する事業者の義務又は本人の権利が存在しない場合には、当該事業者の義務又は本人の権利の不存在は、我が国の法（個人情報の保護に関する法律）との本質的な差異を示すものであることから、その内容について本人に情報提供しなければならない。

なお、提供先の第三者が所在する外国の個人情報の保護に関する制度に、OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者の義務及び本人の権利が全て含まれる場合には、その旨を本人に情報提供すれば足りる。

【OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者の義務又は本人の権利の不存在に該当する事例】

事例 1) 個人情報について原則としてあらかじめ特定した利用目的の範囲内で利用しなければならない旨の制限の不存在

事例 2) 事業者が保有する個人情報の開示の請求に関する本人の権利の不存在

GL外国第三者提供編5同意取得時の情報提供（続）

5-2 提供すべき情報（規則第 11 条の 3 第 2 項関係）

（2）「適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」（規則第 11 条の 3 第 2 項第 2 号関係）

②「当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」

（エ）その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の存在

提供先の第三者が所在する外国において、我が国の制度と比較して、当該外国への個人データの越境移転に伴い当該個人データに係る本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度が存在する場合には、当該制度の存在について本人に情報提供しなければならない。

【本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度に該当する事例】

事例 1) 事業者に対し政府の情報収集活動への広範な協力義務を課すことにより、事業者が保有する個人情報について政府による広範な情報収集が可能となる制度

事例 2) 事業者が本人からの消去等の請求に対応できないおそれがある個人情報の国内保存義務に係る制度

（※1）提供先の第三者が所在する外国において、個人情報の保護に関する制度が存在する場合には、当該制度に係る法令の個別の名称を本人に情報提供することは求められないが、本人の求めがあった場合に情報提供できるようにしておくことが望ましい。

（※2）OECD プライバシーガイドラインは、①収集制限の原則（Collection Limitation Principle）、②データ内容の原則（Data Quality Principle）、③目的明確化の原則（Purpose Specification Principle）、④利用制限の原則（Use Limitation Principle）、⑤安全保障措置の原則（Security Safeguards Principle）、⑥公開の原則（Openness Principle）、⑦個人参加の原則（Individual Participation Principle）、⑧責任の原則（Accountability Principle）の 8 原則を、基本原則として定めている。

（3）「当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報」（規則第 11 条の 3 第 2 項第 3 号関係）

個人データの越境移転に伴うリスクについて、本人の予測可能性を高めるという制度趣旨に鑑み、「当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報」は、当該外国にある第三者が講ずる個人情報の保護のための措置と我が国の法（個人情報の保護に関する法律）により個人データの取扱いについて個人情報取扱事業者に求められる措置との間の本質的な差異を本人が合理的に認識できる情報でなければならない。

具体的には、当該外国にある第三者において、OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する措置（本人の権利に基づく請求への対応に関する措置を含む。）を講じていない場合には、当該講じていない措置の内容について、本人が合理的に認識できる情報が提供されなければならない。

なお、提供先の外国にある第三者が、OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する措置を全て講じている場合には、その旨を本人に情報提供すれば足りる。

外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意を取得する際に、提供先の外国にある第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報が提供できない場合の取扱いについては、5-3-2（提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報が提供できない場合）を参照のこと。

【提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報の提供に該当する事例（提供先の第三者が利用目的の通知・公表を行っていない場合）】

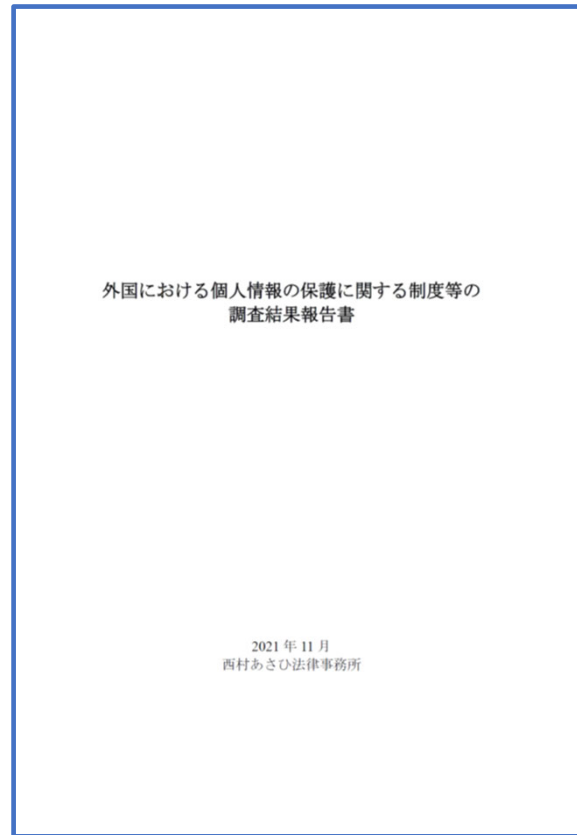
事例）「提供先が、概ね個人データの取扱いについて我が国の個人情報取扱事業者に求められる措置と同水準の措置を講じているものの、取得した個人情報についての利用目的の通知・公表を行っていない」旨の情報提供を行うこと

「⇒・改正後の法第 24 条第 2 項の趣旨には、個人データの越境移転を行う事業者においても、従前以上に、提供先の外国にある第三者における事業環境等を認識することを促すという点もありますので、当該外国における個人情報の保護に関する制度についての確認は、提供元の事業者の責任において行っていただくべきものであると考えております。」

・また、改正後の法第 24 条第 3 項は、本人の権利利益の保護の観点から、個人データの越境移転後においても、提供元の事業者は、提供先の外国にある第三者による個人データの適正な取扱いを継続的に確保する責務があることを明確化するものです。そのため、かかる責務を果たす観点から、提供先の第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度についての確認も、提供元の事業者の責任において行っていただくべきものであると考えております。」

・もっとも、当委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度について、事業者の参考となる一定の情報をとりまとめて公表する予定です。対象予定国や公表に向けたスケジュール等については、本年の秋頃を目途にお示しすることを検討してまいります。」（パブコメ回答概要44）

個人情報保護委員会の情報提供（PPC報告書）



2022/3/2

個人情報保護法改正のデータ越境

ロシア連邦

個人情報の保護に関する制度の有無	包括的な法令として、以下の法令が存在する。 ■ 個人データに関する 2006 年 7 月 27 日の連邦法第 152-FZ 号 (Federal law No. 152-FZ "On personal data" dated 27 July 2006) - URL : https://www.dataguidance.com/sites/default/files/en_20190809_russian_personal_data_federal_law_2.pdf - 施行状況：2006 年 7 月 27 日施行 - 対象機関：民間（法人及び個人）及び公（連邦、地域及び地方の当局）の管理者 - 対象情報：識別され又は識別可能な自然人に直接又は間接に関連するあらゆる情報
個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報	EU の十分性認定 ¹ ：なし APEC の CBPR システム ² ：なし
OECD プライバシーガイドライン 8 原則	OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者等の義務又は本人の権利については、以下のとおり。

¹ EU の十分性認定を取得した国又は地域は、当委員会が我が国と同等の保護水準であると認められる個人情報の保護に関する制度を有する外国等として指定している EU（EU 加盟国及び欧州経済領域の一部であるアイスランド、ノルウェー、リヒテンシュタイン）の個人情報の保護に関する制度である GDPR 又はその前身のデータ保護指令に基づき、欧州委員会が十分なデータ保護の水準を有していると認められる旨の決定を行っている国又は地域であることから、概ね我が国と同等の個人情報の保護が期待できる。このような意味において、EU の十分性認定を取得した国又は地域であることは、「個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報」に該当する。

² APEC の CBPR システム参加の前提として、APEC のプライバシーフレームワークに準拠した法令を有していること、及び CBPR 認証を受けた事業者やアカウントビリティエージェントにおいて解決できない苦情・問題が生じた場合に執行機関が調査・是正する権限を有していること等が規定されていることから、我が国と同じく APEC の CBPR システムに参加しているエコノミーにおいては、APEC のプライバシーフレームワークに準拠した法令と当該法令を執行する執行機関を有していると考えられるため、個人情報の保護について概ね我が国と同等の保護が期待できる。このような意味において、APEC の CBPR システム参加エコノミーであることは、「個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報」に該当する。なお、APEC の CBPR システムの対象は、民間部門である。

3) に対応する事業者等の義務又は本人の権利	① 収集制限の原則	上記法令に規定されている。
	② データ内容の原則	上記法令に規定されている。
	③ 目的明確化の原則	上記法令に規定されている。
	④ 利用制限の原則	上記法令に規定されている。
	⑤ 安全保護の原則	上記法令に規定されている。
	⑥ 公開の原則	上記法令に規定されている。
	⑦ 個人参加の原則	上記法令に規定されている。
	⑧ 責任の原則	該当する規定は不当である。
その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度	■ 個人情報の域内保存義務に係る制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの ① <u>通信に関する 2003 年 7 月 7 日の連邦法第 126-FZ 号</u> 及び情報、情報技術及び情報保護に関する 2006 年 7 月 27 日の連邦法第 149-FZ 号 - ロシア国内の通信及びインターネットサービス提供者が、ユーザ（国籍を問わない）の通信に関する各情報を一定期間ロシア国内に保存することを義務付け。 ■ 事業者に対し政府の情報収集活動への協力義務を課す制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの ① <u>警察に関する 2011 年 2 月 7 日の連邦法第 3-FZ 号</u> - 警察の刑事又は行政犯罪の捜査、及び事実確認のため、個人データの提出を義務付け。	

³ OECD プライバシーガイドライン 8 原則は、OECD 加盟国はもとより国際的な個人情報保護への取組において参照される基本原則としての役割を果たし、各国が個人データの保護水準を向上させるための重要な指針として用いられている。

GL外国第三者提供編5同意取得時の情報提供（続）

5-3 同意取得時に移転先が特定できない場合等の取扱い（規則第11条の3第3項・第4項関係）

5-3-1 提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合（規則第11条の3第3項関係）

個人情報取扱事業者は、法第24条第1項の規定により外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意を取得しようとする時点において、提供先の第三者が所在する外国を特定できない場合には、当該外国の名称及び当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報に代えて、次の（1）及び（2）の情報を本人に提供しなければならない。

なお、事後的に提供先の第三者が所在する外国が特定できた場合には、本人の求めに応じて情報提供を行うことが望ましい。

【提供先の第三者が所在する外国を特定できない場合に該当する事例】

事例1) 日本にある製薬会社が医薬品等の研究開発を行う場合において、治験責任医師等が被験者への説明及び同意取得を行う時点では、最終的にどの国の審査当局等に承認申請するかが未確定であり、当該被験者の個人データを移転する外国を特定できない場合

事例2) 日本にある保険会社が保険引受リスクの分散等の観点から外国の再保険会社に再保険を行う場合において、日本にある保険会社による顧客からの保険引受及び同意取得の時点では、最終的にどの再保険会社に再保険を行うかが未確定であり、当該顧客の個人データを移転する外国を特定できない場合

⇒「・改正後の法第24条第2項の趣旨は、外国にある第三者への個人データの提供がなされる場合に、当該外国における制度や、当該第三者による個人データの取扱いに関する相違に起因するリスクについて、本人の予測可能性を高める点にありますので、提供先の第三者が所在する外国を特定した上で、本人に対する情報提供を行うことが原則であると考えます。」

・その上で、「提供先の第三者が所在する外国を特定できない場合」の該当性は、上記の情報提供義務の趣旨を踏まえつつ、個別の事案ごとに判断する必要がありますが、例えば、一定の目的で個人データの取扱いを外国にある第三者に委託する予定であるものの、本人の同意を得ようとする時点において、委託先の候補が具体的に定まっていない等により、提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合は、ここでいう「提供先の第三者が所在する外国を特定できない場合」に該当し得ると考えられます。

・ただし、この場合であっても、特定できない旨及びその理由を情報提供するとともに、提供先の第三者が所在する外国の範囲を特定できる場合の当該範囲に関する情報など、外国の名称に代わる本人に参考となるべき情報の提供が可能である場合には、当該情報を提供する必要があります。

・「提供先の第三者が所在する外国を特定できない場合」の具体例等については、Q & Aでお示しすることを検討してまいります。」（パブコメ回答概要48）

（1）特定できない旨及びその理由（規則第11条の3第3項第1号関係）

個人情報取扱事業者は、提供先の第三者が所在する外国を特定できない場合であっても、個人データの越境移転に伴うリスクに関する本人の予測可能性の向上という趣旨を踏まえ、提供先の第三者が所在する外国を特定できない旨及びその理由を情報提供しなければならない。

なお、情報提供に際しては、どのような場面で外国にある第三者に個人データの提供を行うかについて、具体的に説明することが望ましい。

（2）提供先の第三者が所在する外国の名称に代わる本人に参考となるべき情報（規則第11条の3第3項第2号関係）

提供先の第三者が所在する外国が特定できないとしても、提供先の第三者が所在する外国の名称に代わる本人に参考となるべき情報の提供が可能である場合には、当該情報についても本人に提供しなければならない。

「提供先の第三者が所在する外国の名称に代わる本人に参考となるべき情報」の該当性は、本人への情報提供が求められる制度趣旨を踏まえつつ、個別に判断する必要があるが、例えば、**移転先の外国の範囲が具体的に定まっている場合における当該範囲に関する情報**は、ここでいう「提供先の第三者が所在する外国の名称に代わる本人に参考となるべき情報」に該当する。

【提供先の第三者が所在する外国の名称に代わる本人に参考となるべき情報に該当する事例】

事例) 本人の同意を得ようとする時点において、移転先となる外国の候補が具体的に定まっている場合における当該候補となる外国の名称

GL外国第三者提供編5同意取得時の情報提供（続）

5-3 同意取得時に移転先が特定できない場合等の取扱い（規則第11条の3第3項・第4項関係）

5-3-2 提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報が提供できない場合（規則第11条の3第4項関係）

個人情報取扱事業者は、法第24条第1項の規定により外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意を取得しようとする時点において、提供先の外国にある第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報の提供ができない場合には、当該情報に代えて、当該情報を提供できない旨及びその理由について情報提供しなければならない。

なお、情報提供に際しては、どのような場面で外国にある第三者に個人データの提供を行うかについて、具体的に説明することが望ましい。

また、事後的に当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置についての情報提供が可能となった場合には、本人の求めに応じて情報提供を行うことが望ましい。

【提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報の提供ができない場合に該当する事例】

事例1) 日本にある製薬会社が医薬品等の研究開発を行う場合において、治験責任医師等が被験者への説明及び同意取得を行う時点では、最終的にどの国の審査当局等に承認申請するかが未確定であり、当該被験者の個人データの提供先を特定できない場合

事例2) 日本にある保険会社が保険引受リスクの分散等の観点から外国の再保険会社に再保険を行う場合において、日本にある保険会社による顧客からの保険引受及び同意取得の時点では、最終的にどの再保険会社に再保険を行うかが未確定であり、当該顧客の個人データの提供先を特定できない場合

GL外国第三者提供編6 個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制を整備している者に個人データを提供した場合に講ずべき措置等

個人情報取扱事業者は、規則第11条の2に定める基準に適合する体制（以下「基準適合体制」という。）を整備している外国にある第三者に対して個人データを提供した場合には、当該第三者による相当措置（個人データの取扱いについて法第4章第1節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置をいう。以下同じ。）の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない

（法第24条第3項）（※）。

法第24条第3項は、提供先が基準適合体制を整備していることを根拠として外国にある第三者に個人データを提供した場合、個人情報取扱事業者には、その後も当該第三者による当該個人データの適正な取扱いを継続的に確保する責務があることを明確化するものである。そのため、個人情報取扱事業者は、当該第三者において当該個人データの取扱いが継続する限り、法第24条第3項に基づく措置等を講ずる必要がある。

ただし、上記の制度趣旨に鑑み、例えば、個人情報取扱事業者が、本人の同意を根拠として外国にある第三者に個人データを提供した場合には、当該第三者が基準適合体制を整備していると認められる場合であっても、法第24条第3項に基づく措置等は求められない。

（※）法第24条第3項の規定は、個人情報取扱事業者が令和2年改正法の施行日以後に同項に規定する外国にある第三者に個人データを提供した場合について適用される（令和2年改正法附則第4条第2項）。

6-1 相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置（規則第11条の4第1項関係）

個人情報取扱事業者は、提供先が基準適合体制を整備していることを根拠として外国にある第三者に個人データを提供した場合、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置として、次の（1）及び（2）の措置を講じなければならない。

（1）当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に 影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること（規則第11条の4第1項第1号関係）

個人情報取扱事業者は、個人データの提供先である外国にある第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及び内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認しなければならない。ここでいう「定期的に確認」とは、年に1回程度又はそれ以上の頻度で確認することをいう。

相当措置の実施状況は、外国にある第三者に提供する個人データの内容や規模に応じて、適切かつ合理的な方法により確認する必要があるが、例えば、個人データを取り扱う場所に赴く方法、書面により報告を受ける方法又はこれらに代わる合理的な方法（口頭による確認を含む。）により確認することが考えられる（※）。

【相当措置の実施状況の確認に該当する事例】

事例1）外国にある事業者が個人データの取扱いを委託する場合において、提供元及び提供先間の契約を締結することにより、当該提供先の基準適合体制を整備している場合は、当該契約の履行状況を確認すること

事例2）同一の企業グループ内で個人データを移転する場合において、提供元及び提供先に共通して適用されるプライバシーポリシーにより、当該提供先の基準適合体制を整備している場合は、当該プライバシーポリシーの履行状況を確認すること

また、外国にある第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及び内容は、一般的な注意力をもって適切かつ合理的な方法により確認する必要があるが、例えば、当該第三者に対して照会する方法や、我が国又は外国の行政機関等が公表している情報を確認する方法が考えられる。

【相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある外国の制度に該当する事例】

事例1）事業者に対し政府の情報収集活動への広範な協力義務を課すことにより、事業者が保有する個人情報について政府による広範な情報収集が可能となる制度

事例2）事業者が本人からの消去等の請求に対応できないおそれがある個人情報の国内保存義務に係る制度

（※）提供先である外国にある第三者において相当措置を実施すべき対象は、個人情報取扱事業者が実際に提供を行った「個人データ」であることから、相当措置の実施状況の確認においても、提供先で取り扱っている他の個人情報の取扱いについてまで確認することが求められているものではない。

GL外国第三者提供編6 個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制を整備している者に個人データを提供した場合に講ずべき措置等（続）

6-1 相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置（規則第11条の4第1項関係）

（2）当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、個人データの当該第三者への提供を停止すること（規則第11条の4第1項第2号関係）

個人情報取扱事業者は、個人データの提供先である外国にある第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、当該支障の解消又は改善のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

【支障発生時の必要かつ適切な措置に該当する事例】

事例）日本にある個人情報取扱事業者が提供先である外国にある事業者との間で委託契約を締結することにより、当該提供先の基準適合体制を整備している場合で、当該提供先が当該委託契約上の義務の一部に違反して個人データを取り扱っている場合に、これを是正するよう要請すること

また、外国にある第三者による相当措置の継続的な実施の確保が困難となった場合、当該第三者は、実質的に、基準適合体制を整備しているとはいえないと考えられることから、それ以降、当該第三者への個人データの提供を停止しなければならない。

【相当措置の継続的な実施の確保が困難となった場合に該当する事例】

事例1）日本にある個人情報取扱事業者が提供先である外国にある事業者との間で委託契約を締結することにより、当該提供先の基準適合体制を整備している場合で、当該提供先が当該委託契約上の義務の一部に違反して個人データを取り扱っている場合に、これを是正するよう要請したにもかかわらず、当該提供先が合理的な期間内にこれを是正しない場合

事例2）外国にある事業者において日本にある個人情報取扱事業者から提供を受けた個人データに係る重大な漏えい等が発生した後、同様の漏えい等の発生を防止するための必要かつ適切な再発防止策が講じられていない場合

⇒「外国にある第三者への個人データの提供を認める」旨の本人の同意を得て、個人データの提供を行う場合には、本人が事前に個人データの越境移転に伴うリスクを認識できるよう、当該外国の個人情報の保護に関する制度について、我が国の法との本質的な差異を合理的に認識できる情報の提供が求められます（改正後の法第24条第2項、改正後の施行規則第11条の3参照）。そのため、かかる情報提供が適切に行われていない場合には情報提供義務違反となる可能性があります。もっとも、適切な情報提供を行った上で改正後の法第24条第1項に基づく本人の同意を取得して外国にある第三者に個人データを提供した後については、当該提供先による個人データの取扱いを確認する義務はありません。

また、提供先の外国にある第三者が基準適合体制（法第4章第1節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制）を整備していることを根拠として、本人の同意を得ずに当該提供先に対して個人データを提供した場合、その後も当該提供先による個人データの適正な取扱いが確保されるよう、当該提供先による相当措置の実施状況等の定期的な確認等が求められます（改正後の法第24条第3項、改正後の施行規則第11条の4）。この場合、当該提供先において、当該外国の政府による要請に対応した個人データの提供が認められるか否かは、個人データの性質や提供の必要性（外国政府からの要請が外国の法令の要件を満たす適法なものかの確認を含む。）等を踏まえた個別の事案ごとの判断が必要であり、例えば、提供の必要性が認められないにもかかわらず、当該提供先が漫然と個人データの提供を行っている場合には、当該提供先による相当措置の実施に支障が生じていると評価される可能性があります。なお、提供元の事業者が、当該提供先に対して法第23条第5項第1号に基づいて個人データの提供を行っている場合、当該提供先に対する監督義務を負いますので（法第22条）、上記のように、当該提供先が提供の必要性が認められないにもかかわらず、漫然と個人データの提供を行っている等の場合には、提供元の事業者の監督義務違反となる可能性があります。」（パブコメ回答概要45）

6-2 相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置に関する情報提供（規則第11条の4第2項・第3項関係）

6-2-1 情報提供の方法（規則第11条の4第2項関係）

本人に対する情報提供は、規則第11条の4第3項の規定により本人への提供が求められる情報を本人が確実に認識できると考えられる適切な方法で行う必要がある。なお、提供する情報は本人にとって分かりやすいものであることが重要である。

【適切な方法に該当する事例】

事例1）必要な情報を電子メールにより本人に送付する方法

事例2）必要な情報を記載した書面を本人に直接交付する方法

事例3）必要な情報を本人に口頭で説明する方法

事例4）必要な情報をホームページに掲載し、本人に閲覧させる方法

GL外国第三者提供編6 個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制を整備している者に個人データを提供した場合に講ずべき措置等（続）

6-2 相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置に関する情報提供（規則第11条の4第2項・第3項関係）

6-2-2 提供すべき情報（規則第11条の4第3項関係）

個人情報取扱事業者は、法第24条第3項の規定による本人の求めを受けた場合には、遅滞なく、次の（1）から（7）までの情報を本人に提供しなければならない。ただし、情報提供することにより当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合は、その全部又は一部を提供しないことができる。

【情報提供することにより当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合に該当する事例】

事例）同一の本人から複雑な対応を要する同一内容について繰り返し情報提供の求めがあり、事実上問合せ窓口が占有されることによって他の問合せ対応業務が立ち行かなくなる等、業務上著しい支障を及ぼすおそれがある場合

（1）「当該第三者による法第24条第1項に規定する体制の整備の方法」（規則第11条の4第3項第1号関係）

個人データの提供先である外国にある第三者が基準適合体制を整備する方法について情報提供しなければならない。【基準適合体制を整備する方法についての情報提供に該当する事例】

日本にある個人情報取扱事業者が外国にある事業者個人データの取扱いを委託する場合において、提供元及び提供先間の契約を締結することにより、当該提供先の基準適合体制を整備している場合

事例）「提供先との契約」である旨の情報提供を行うこと

（2）「当該第三者が実施する相当措置の概要」（規則第11条の4第3項第2号関係）

個人データの提供先である外国にある第三者が実施する相当措置の概要について情報提供しなければならない。

提供すべき情報は、個々の事例ごとに判断されるべきであるが、当該外国にある第三者において、法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置がどのように確保されているかが分かるような情報を提供する必要がある。

なお、個人情報取扱事業者が当該外国にある第三者との間で締結している契約等の全ての規定の概要についての情報提供を求めるものではない。

【相当措置の概要についての情報提供に該当する事例】

日本にある個人情報取扱事業者が外国にある事業者個人データの取扱いを委託する場合において、提供元及び提供先間の契約を締結することにより、当該提供先の基準適合体制を整備している場合

事例）「契約において、特定した利用目的の範囲内で個人データを取り扱う旨、不適正利用の禁止、必要かつ適切な安全管理措置を講ずる旨、従業者に対する必要かつ適切な監督を行う旨、再委託の禁止、漏えい等が発生した場合には提供元が個人情報保護委員会への報告及び本人通知を行う旨、個人データの第三者提供の禁止等を定めている」旨の情報提供を行うこと

（3）「第1項第1号の規定による確認の頻度及び方法」（規則第11条の4第3項第3号関係）

個人データの提供先である外国にある第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある制度の有無及びその内容の確認に関して、その方法及び頻度について情報提供しなければならない。

なお、外国にある第三者による相当措置の実施状況の確認の方法及び頻度と、当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある制度の有無及びその内容の確認の方法及び頻度が異なる場合には、それぞれについて情報提供する必要がある。

【確認の方法及び頻度についての情報提供に該当する事例】

事例）①外国にある第三者による相当措置の実施状況についての確認の方法及び頻度「毎年、書面による報告を受ける形で確認している」旨の情報提供を行うこと

②当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある制度の有無及びその内容の確認の方法及び頻度「毎年、我が国の行政機関等が公表している情報を確認している」旨の情報提供を行うこと

GL外国第三者提供編編6 個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制を整備している者に個人データを提供した場合に講ずべき措置等（続）

6-2 相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置に関する情報提供（規則第 11 条の 4 第 2 項・第 3 項関係）

6-2-2 提供すべき情報（規則第 11 条の 4 第 3 項関係）

（4）「当該外国の名称」（規則第 11 条の 4 第 3 項第 4 号関係）

個人データの提供先の第三者が所在する外国（※1）の名称について情報提供しなければならない（※2）。必ずしも正式名称を求めるものではないが、本人が自己の個人データの移転先を合理的に認識できると考えられる形で情報提供を行う必要がある。

（※1）「外国」とは、本邦の域外にある国又は地域をいい、我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として規則で定めるものを除く（法第 24 条第 1 項）。

（※2）ここでいう「外国の名称」の情報提供においては、提供先の第三者が所在する外国の名称が示されていれば足り、それに加えて、当該第三者が所在する州等の名称を示すことまでは求められない。もっとも、本人が外国にある第三者における自己の個人データの取扱状況等について把握できるようにするという制度趣旨を踏まえると、例えば、州法において外国にある第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある制度が存在する等、州法に関する情報提供が本人による当該第三者における個人データの取扱状況等の把握に資する場合には、当該第三者が所在する州を示した上で、当該制度についても情報提供を行うことが望ましい。

（5）「当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要」（規則第 11 条の 4 第 3 項第 5 号関係）

個人データの提供先である外国にある第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要について情報提供しなければならない。

【相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある外国の制度の概要についての情報提供に該当する事例】

事例 1) 「事業者に対し政府の情報収集活動への広範な協力義務を課すことにより、事業者が保有する個人情報について政府による広範な情報収集が可能となる制度が存在する」旨の情報提供を行うこと

事例 2) 「事業者が本人からの消去等の請求に対応できないおそれがある個人情報の国内保存義務に係る制度が存在する」旨の情報提供を行うこと

（6）「当該第三者による相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要」（規則第 11 条の 4 第 3 項第 6 号関係）

個人データの提供先である外国にある第三者による相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要について情報提供しなければならない。

【相当措置の実施に関する支障の概要についての情報提供に該当する事例】

日本にある個人情報取扱事業者が外国にある事業者個人データの取扱いを委託する場合において、提供元及び提供先間の契約を締結することにより、当該提供先の基準適合体制を整備しているものの、当該提供先が当該契約において特定された利用目的の範囲を超えて、当該個人データを取り扱っていた場合

事例) 「提供先が契約において特定された利用目的の範囲を超えて個人データの取扱いを行っていた」旨の情報提供を行うこと

GL外国第三者提供編6 個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制を整備している者に個人データを提供した場合に講ずべき措置等（続）

6-2 相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置に関する情報提供（規則第11条の4第2項・第3項関係）

6-2-2 提供すべき情報（規則第11条の4第3項関係）

（7）「前号の支障に関して第1項第2号の規定により当該個人情報取扱事業者が講ずる措置の概要」（規則第11条の4第3項第7号関係）

個人データの提供先である外国にある第三者による相当措置の実施に支障が生じた場合において、当該支障の解消・改善のために提供元の個人情報取扱事業者が講ずる措置の概要について情報提供しなければならない。

【相当措置の実施に関する支障に関して個人情報取扱事業者が講ずる措置の概要についての情報提供に該当する事例】

日本にある個人情報取扱事業者が外国にある事業者個人データの取扱いを委託する場合において、提供元及び提供先間の契約を締結することにより、当該提供先の基準適合体制を整備しているものの、当該提供先が当該契約において特定された利用目的の範囲を超えて、当該個人データを取り扱っていた場合

事例1) 「提供先が契約において特定された利用目的の範囲を超えて個人データの取扱いを行っていたため、速やかに当該取扱いを是正するように要請した」旨の情報提供を行うこと

事例2) 「提供先が契約において特定された利用目的の範囲を超えて個人データの取扱いを行っていたため、速やかに当該取扱いを是正するように要請したものの、これが合理的期間内には是正されず、相当措置の継続的な実施の確保が困難であるため、○年○月○日以降、個人データの提供を停止した上で、既に提供した個人データについて削除を求めている」旨の情報提供を行うこと

6-2-3 情報提供しない旨の決定を行った際の通知等（規則第11条の4第4項・第5項関係）

個人情報取扱事業者は、法第24条第3項の規定による本人の求めに係る情報の全部又は一部について情報提供しない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その旨を本人に通知（※）しなければならない。

この場合、個人情報取扱事業者は、本人に対し、情報提供をしない理由を説明するよう努めなければならない。

（※）「本人に通知」については、通則ガイドライン「2-14（本人に通知）」を参照のこと。

外国にある第三者への提供制限（公的部門）

参考：新第24条（令和3年改正後28条）

個人情報取扱事業者は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条及び第26条の2第1項第2号において同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについてこの節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（**第三項において「相当措置」という。**）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項並びに同号において同じ。）に個人データを提供する場合には、前条第1項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。
- 3 個人情報取扱事業者は、個人データを外国にある第三者（第一項に規定する体制を整備している者に限る。）に提供した場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

新第71条

行政機関の長等は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条において同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）にある第三者（第16条第3項に規定する個人データの取扱いについて前章第二節の規定により同条第2項に規定する個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（第三項において「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項において同じ。）に**利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合**には、法令に基づく場合及び第69条第2項第4号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。

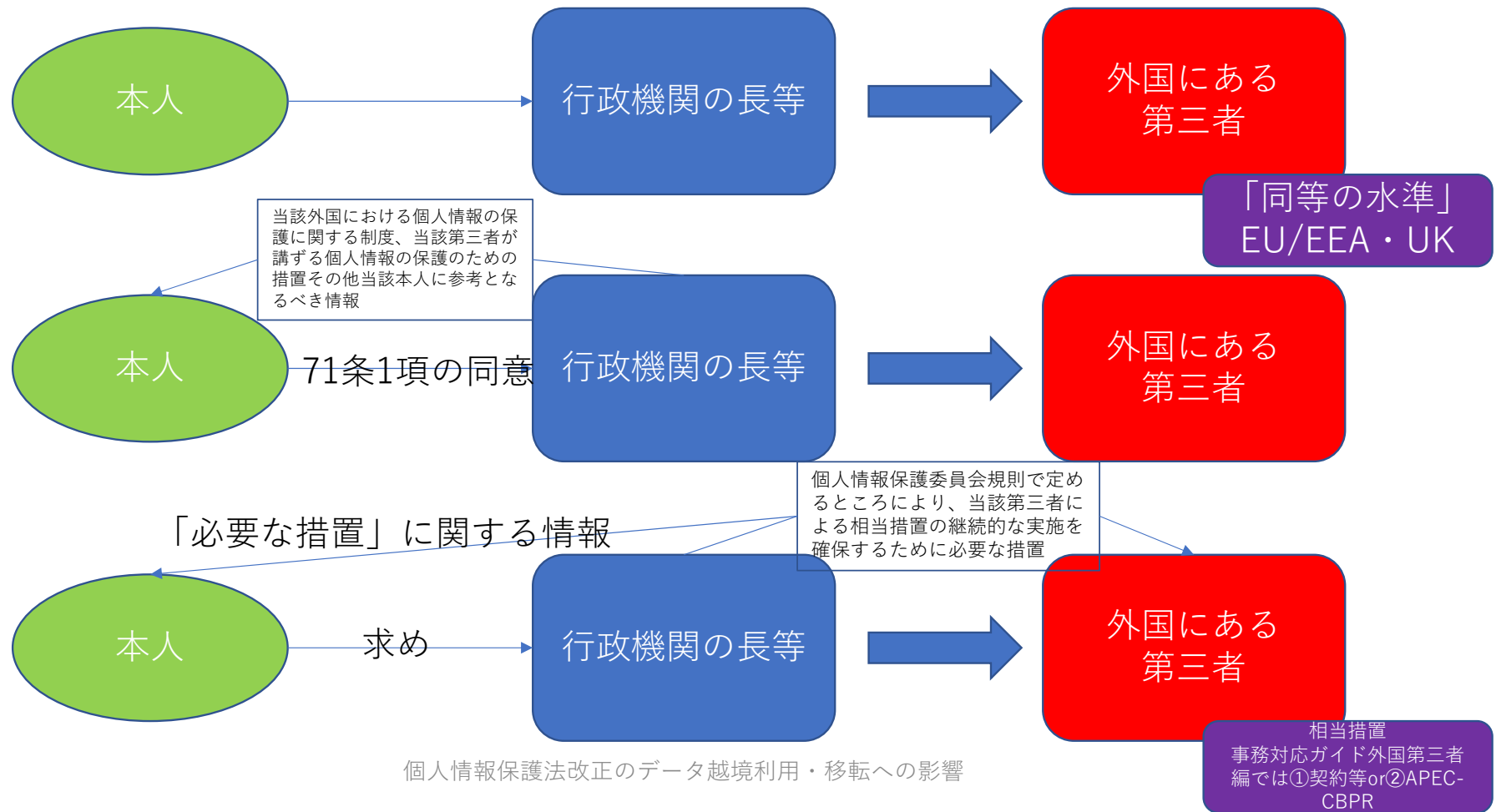
2 行政機関の長等は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。

3 行政機関の長等は、保有個人情報を外国にある第三者（第一項に規定する体制を整備している者に限る。）に利用目的以外の目的のために提供した場合には、法令に基づく場合及び第69条第2項第4号に掲げる場合を除くほか、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

新第69条2項4号

前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

71条の行為規制



外国にある第三者への提供制限

(個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制の基準)

新規則案第46条

法第71条第1項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 行政機関の長等と保有個人情報の提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者における当該保有個人情報の取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、法第四章第二節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること。
- 二 保有個人情報の提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること。

(外国にある第三者への提供に係る同意取得時の情報提供)

新規則案第47条

第71条第2項の規定により情報を提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法とする。

- 2 法第71条第2項の規定による情報の提供は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 当該外国の名称

二 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報

三 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報

- 3 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、法第71条第1項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、前項第1号に定める事項が特定できない場合には、同号及び同項第2号に定める事項に代えて、次に掲げる事項について情報提供しなければならない。

一 前項第一号に定める事項が特定できない旨及びその理由

二 前項第一号に定める事項に代わる本人に参考となるべき情報がある場合には、当該情報

- 4 第2項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者は、法第71条第1項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、第2項第3号に定める事項について情報提供できない場合には、同号に定める事項に代えて、その旨及びその理由について情報提供しなければならない。

(外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置等)

新規則案第48条

法第71条第3項の規定による外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置は、次に掲げる措置とする。

一 当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること。

二 当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、個人データ（第二十六条の二第二項において読み替えて準用する場合にあつては、個人関連情報）の当該第三者への提供を停止すること。

- 2 法第71条第3項の規定により情報を提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法とする。

- 3 行政機関の長等は、法第71条第3項の規定による求めを受けたときは、本人に対し、遅滞なく、次に掲げる事項について情報提供しなければならない。ただし、情報提供することにより当該行政機関の長等の属する行政機関等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合は、その全部又は一部を提供しないことができる。

一 当該第三者による法第71条第1項に規定する体制の整備の方法

二 当該第三者が実施する相当措置の概要

三 第1項第1号の規定による確認の頻度及び方法

四 当該外国の名称

五 当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要

六 当該第三者による相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要

七 前号の支障に関して第1項第2号の規定により当該個人情報取扱事業者が講ずる措置の概要

- 4 行政機関の長等は、法第71条第3項の規定による求めに係る情報の全部又は一部について提供しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

- 5 行政費下の長等は、前項の規定により、本人から求められた情報の全部又は一部について提供しない旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

2.2 安全管理措置の公表義務の中での越境利用

大綱第3節 事業者における自主的な取組を促す仕組みの在り方

1. 認定個人情報保護団体制度

(4) 保有個人データに関する公表事項の充実

第27条

個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

一 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称

二～三 （略）

四 前三号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として政令で定めるもの

2～3 （略）

施行令8条（現行）

法第27条第1項第4号の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当該個人情報取扱事業者が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

二 当該個人情報取扱事業者が認定個人情報保護団体の対象事業者である場合にあっては、当該認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先

新第27条（令和3年改正後32条）

個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

一 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 （略）

三 次項の規定による求め又は次条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第二十九条第一項若しくは第三十条第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求に応じる手続（第三十三条第二項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）

四 前三号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として政令で定めるもの

2～3 （略）

新施行令第8条

法第27条第1項第4号の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 法第20条の規定により保有個人データの安全管理のために講じた措置（本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。）

二 ～ 三 （略）

○ 個人情報を保護するための体制整備や適正に取り扱うための取組の内容については、事業者の取り扱う情報の性質等に応じて、自主的に行われることが求められるが、こうした取組を促進する観点から、何らかの枠組みが設けられていることが、事業者及びその経営者の意識を高める上で重要である。

○ したがって、個人情報取扱事業者による保有個人データの本人に対する説明の充実を通じて、本人の適切な理解と関与を可能としつつ、個人情報取扱事業者の適正な取扱いを促す観点から、個人情報の取扱体制や講じている措置の内容、保有個人データの処理の方法等の本人に説明すべき事項を、法に基づき公表事項（政令事項）として追加することとする。

佐脇講演

苦情相談窓口等が義務付けられているが、事業者における取扱で、関心を持っている事項を、公表させようと、政令で対応可能な政令で。どんなふうに処理をしているかなど。本来、利用目的みたいなものは丁寧に書いてあるが、取扱の全体像がわかれば納得ある形で開示請求等をしていくのだから、利用目的がふわっとしている。松竹梅色々あるが、利用目的では語り尽くせない処理のあり方などを情報提供しないと情報提供したことにならないのでは、ということで、法律事項ではなさそうだが、アカウントビリティの充実を制度化したい。

2. 現行制度の課題

- 法第27条第1項の趣旨は、本人関与の実効性確保であるが、**現行法上**、事業者の保有個人データの取扱いについて、**本人がその内容を判断する材料は利用目的のみ**。
- 消費者自らの情報の取扱いに対する関心や、関与への期待が高まる中、また、AI・ビッグデータ時代を迎え、個人情報の活用が一層多岐にわたる中、事業者が個人情報を取り扱う際に、**本人の権利利益との関係で説明責任を果たしつつ、本人の予測可能な範囲内で適正な利用がなされるよう、環境を整備**していくことが重要。
- 制度改正大綱において、本人の適切な理解と関与を可能としつつ、事業者における個人情報の適切な取扱いを促す観点から、
 - ・ **個人情報の取扱体制や講じている措置の内容**
 - ・ **保有個人データの処理の方法**等の本人に説明すべき事項を、法に基づく**公表事項として追加**することとしている。

4. 保有個人データの処理の方法の公表について

（1）基本的考え方

- 技術の進展等に伴い、個人情報の取扱いが多様化・複雑化している中、消費者本人にとっては、これまでの利用目的のみでは、どのように自身の個人情報に取り扱われているかを合理的に想定できなくなっている場合も考えられる。

〔例えば、いわゆる「プロファイリング」といった、本人から得た情報をもとに、その情報と異なる本人に関する情報を予測等して活用する場合、本人が当初想定していないような形で本人に影響を与え得る。〕

- 例えば、本人が個人データの処理方法を把握できれば、そういった懸念も解消されうるが、その公表については、営業秘密の流出等を懸念する意見が寄せられている。また、分析アルゴリズムなどの処理方法を公表することが、必ずしも個人データの取扱いに対する理解の促進や不安軽減に資するとは限らない。
- しかし、消費者本人にとっては、利用目的からは想定できないような取扱いが行われる場合に、そういった取扱いが行われていることを本人が認識できるようにすることが重要。

▶ したがって、個人データの処理方法公表の義務化ではなく、利用目的の特定を通じて本人がどう取り扱われているか認識できるようにしてはどうか。

4. 保有個人データの処理の方法の公表について

（２）方向性

- **利用目的の特定**（法第15条第1項）の趣旨は、個人情報を取り扱う者が、個人情報がどのような事業の用に供され、どのような目的で利用されるかについて明確な認識を持ち、できるだけ具体的に明確にすることにより、個人情報を取り扱われる範囲を確定するとともに、**本人の予測を可能とすること**。
- その特定の程度については、事業内容等に照らして、個人情報が具体的にどのように取り扱われることとなるか、本人からみて一般的かつ合理的に想定できる程度に明確であることが望ましく、**本人が合理的に予測・想定できないような場合は、法の趣旨に沿って利用目的を特定しているとは言えないもの**と考えられる。

▶ したがって、**本人が合理的に予測等できないような個人データの処理が行われる場合、ガイドラインにおいて、どのような取扱いが行われているかを本人が予測できる程度に利用目的を特定することを求める**こととしてはどうか。

4. 保有個人データの処理の方法の公表について

第155回個人情報保護委員会（令和2年10月14日）
改正法に関連する政令・規則等の整備に向けた論点について（公表事項の充実）

（3）具体例

- 例えば、いわゆる「プロファイリング」といった、本人から得た情報から、本人に関する行動、関心等の情報を分析する場合、本人がそういった分析が行われていることを把握していなければ、本人にとって想定しえない形で取り扱われる可能性があり、これは合理的に想定された目的の範囲を超えているとも考えられ、この場合、利用目的を合理的に想定できる程度に特定したことにはならない。
- このような場合には、どのように自身の情報が取り扱われているかを本人が予測できる程度に利用目的を具体的なものとすることを求める（次ページ参照）。

4. 保有個人データの処理の方法の公表について

第155回個人情報保護委員会（令和2年10月14日）
改正法に関連する政令・規則等の整備に向けた論点について（公表事項の充実）

○ 本人から得た情報から、行動、関心等の情報を分析する場合の利用目的の例

- 閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析することによって、本人の趣向等に応じた広告を配信するケース
 - 取得した閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析して、趣向に応じた新商品・サービスに関する広告のために利用いたします。
 - × 広告配信のために利用いたします。
- 履歴書や面接で得た情報のみならず、（本人が分析されることを想定していない）行動履歴等の情報を分析し、人事採用に活用するケース
 - 履歴書や面接で得た情報に加え、行動履歴等の情報を分析して、当該分析結果を採否の検討・決定のために利用いたします。
 - × 取得した情報を採否の検討・決定のために利用いたします。
- 行動履歴等の情報を分析の上、結果をスコア化した上で、当該スコア（自体を提供することを本人に通知等することなく）を第三者へ提供するケース
 - 取得した行動履歴等の情報を分析し、結果をスコア化した上で、当該スコアを第三者へ提供いたします。
 - × 取得した情報を第三者へ提供いたします。

GL通則編3-8 保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等（法第 27 条～第 34 条関係）

3-8-1 保有個人データに関する事項の公表等（法第 27 条関係）

（1）保有個人データに関する事項の本人への周知（法第27 条第1 項関係）

個人情報取扱事業者は、保有個人データについて、次の①から⑤までの情報を本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。以下同じ。）（※1）に置かなければならない。

①個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所（※2）並びに法人にあっては、その代表者の氏名

②～③（略）

④保有個人データの安全管理のために講じた措置（ただし、本人の知り得る状態に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。）

個人情報取扱事業者は、法第 20 条の規定により保有個人データの安全管理のために講じた措置の内容を本人の知り得る状態に置かなければならない。

ただし、当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものについては、その必要はない。

当該安全管理のために講じた措置は、事業の規模及び性質、保有個人データの取扱状況（取り扱う保有個人データの性質及び量を含む。）、保有個人データを記録した媒体等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容としなければならない。このため、当該措置の内容は個人情報取扱事業者によって異なり、本人の知り得る状態に置く安全管理のために講じた措置の内容についても個人情報取扱事業者によって異なる。

なお、本人の知り得る状態については、本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含むため、講じた措置の概要や一部をホームページに掲載し、残りを本人の求めに応じて遅滞なく回答を行うといった対応も可能であるが、例えば、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」に沿って安全管理措置を実施しているといった内容の掲載や回答のみでは適切ではない。

⇒「・個人情報取扱事業者は、法第 27 条第 1 項各号に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置く必要があります。「本人の知り得る状態」とは、本人が知ろうとすれば知ることができる状態に置くことをいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければなりません。」

・したがって、一般的に、本人が認識できる形であれば、必ずしも一つのウェブページにて法第 27 条第 1 項各号所定の事項を全て掲載する必要はなく、複数のウェブページに分けてこれを掲載するといった対応も可能と考えられます。」（パブコメ回答概要34）

⇒「・法第 21 条は、安全管理措置として、特に従業員の監督について規定したもの、法第 22 条は、安全管理措置として、特に委託先の監督について規定したものです。」

・したがって、法第 21 条及び法第 22 条の規定により講じた措置についても、法第 20 条の規定により保有個人データの安全管理のために講じた措置として、本人の知り得る状態に置かなければなりません。」（パブコメ回答概要35）

⇒「・個別の事案ごとに判断することとなりますが、一般に、外国にある支店や委託先に個人データを取り扱わせる場合には、外国において個人データを取り扱うこととなるため、当該外国の名称とともに保有個人データの安全管理のために講じた措置について、本人の知り得る状態に置く必要があります。」

・また、一般に、外国にある支店や委託先に個人データを取り扱わせる場合、その取扱いの対象となるデータが日本にあるサーバに保存されていたとしても、外国において個人データを取り扱うことに変わりはないため、当該外国の名称とともに保有個人データの安全管理のために講じた措置について、本人の知り得る状態に置く必要があります。」（パブコメ回答概要36）

⇒「・一般に、事業者は、外部事業者の運営するサーバに個人データを保存する場合において、これが法第 23 条の「提供」に該当しない場合には、自ら果たすべき安全管理の一環として、適切な安全管理措置を講じる必要があります。」

・この場合に、A 国にある第三者が運営する、B 国にあるサーバに個人データを保存する場合、A 国（サーバの運営事業者が所在する国）における制度等及びB 国（サーバが所在する国）における制度等のそれぞれが個人データの取扱いに影響を及ぼし得るため、事業者は、これらを把握した上で安全管理措置を講じる必要があり、また、法第 27 条第 1 項第 4 号・改正後の施行令第 8 条第 1 項により、A 国及びB 国の名称を明らかにした上で、保有個人データの安全管理のために講じた措置を本人の知り得る状態に置く必要があります。」

・ガイドラインやQ & Aにおける解説や事例の追加等については、今後とも引き続き検討してまいります。」（パブコメ回答概要37）

GL通則編3-8 保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等（法第 27 条～第 34 条関係）（続）

3-8-1 保有個人データに関する事項の公表等（法第 27 条関係）

（1）保有個人データに関する事項の本人への周知（法第27 条第1 項関係）

【安全管理のために講じた措置として本人の知り得る状態に置く内容の事例】（※7）

（基本方針の策定）

事例）個人データの適正な取扱いの確保のため、「関係法令・ガイドライン等の遵守」、「質問及び苦情処理の窓口」等についての基本方針を策定

（個人データの取扱いに係る規律の整備）

事例）取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者及びその任務等について個人データの取扱規程を策定

（組織的安全管理措置）

事例1）個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う従業者及び当該従業者が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法や取扱規程に違反している事実又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備

事例2）個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、他部署や外部の者による監査を実施

（人的安全管理措置）

事例1）個人データの取扱いに関する留意事項について、従業者に定期的な研修を実施

事例2）個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則に記載

（物理的安全管理措置）

事例1）個人データを取り扱う区域において、従業者の入退室管理及び持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施

事例2）個人データを取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するための措置を講じるとともに、事業所内の移動を含め、当該機器、電子媒体等を持ち運ぶ場合、容易に個人データが判明しないよう措置を実施

（技術的安全管理措置）

事例1）アクセス制御を実施して、担当者及び取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定

事例2）個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入

（外的環境の把握）

事例）個人データを保管している A 国における個人情報の保護に関する制度を把握した上で安全管理措置を実施（※8）

【本人の知り得る状態に置くことにより支障を及ぼすおそれがあるものの事例】（※9）

事例1）個人データが記録された機器等の廃棄方法、盗難防止のための管理方法

事例 2）個人データ管理区域の入退室管理方法

事例 3）アクセス制御の範囲、アクセス者の認証手法等事例 4）不正アクセス防止措置の内容等

GL通則編3-8 保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等（法第 27 条～第 34 条関係）（続）

3-8-1 保有個人データに関する事項の公表等（法第 27 条関係）

（1）保有個人データに関する事項の本人への周知（法第27 条第1 項関係）

【中小規模事業者（※10）における安全管理のために講じた措置として本人の知り得る状態に置く内容の事例】（※11）

（基本方針の策定）

事例）個人データの適正な取扱いの確保のため、「関係法令・ガイドライン等の遵守」、「質問及び苦情処理の窓口」等についての基本方針を策定（【安全管理のために講じた措置として本人の知り得る状態に置く内容の事例】と同様）

（個人データの取扱いに係る規律の整備）

事例）個人データの取得、利用、保存等を行う場合の基本的な取扱方法を整備

（組織的安全管理措置）

事例1）整備した取扱方法に従って個人データが取り扱われていることを責任者が確認

事例 2）従業者から責任者に対する報告連絡体制を整備

（人的安全管理措置）

事例1）個人データの取扱いに関する留意事項について、従業者に定期的な研修を実施（【安全管理のために講じた措置として本人の知り得る状態に置く内容の事例】と同様）

事例 2）個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則に記載（【安全管理のために講じた措置として本人の知り得る状態に置く内容の事例】と同様）

（物理的安全管理措置）

事例1）個人データを取り扱うことのできる従業者及び本人以外が容易に個人データを閲覧できないような措置を実施

事例2）個人データを取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するための措置を講じるとともに、事業所内の移動を含め、当該機器、電子媒体等を持ち運ぶ場合、容易に個人データが判明しないよう措置を実施（【安全管理のために講じた措置として本人の知り得る状態に置く内容の事例】

と同様）

（技術的安全管理措置）

事例1）個人データを取り扱うことのできる機器及び当該機器を取り扱う従業者を明確化し、個人データへの不要なアクセスを防止

事例2）個人データを取り扱う機器を外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入

（外的環境の把握）

事例）個人データを保管している A 国における個人情報の保護に関する制度を把握した上で安全管理措置を実施（【安全管理のために講じた措置として本人の知り得る状態に置く内容の事例】と同様）

GL通則編3-8 保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等（法第 27 条～第 34 条関係）（続）**3-8-1 保有個人データに関する事項の公表等（法第 27 条関係）****（1）保有個人データに関する事項の本人への周知（法第27 条第1 項関係）**

（※2）個人情報取扱事業者が外国に所在する場合は、当該外国（本邦の域外にある国又は地域）の名称を含む。

（※7）法第 27 条第 1 項第 4 号及び政令第 8 条第 1 号の規定により本人の知り得る状態に置く必要があるのは保有個人データの安全管理のために講じた措置であるが、これに代えて、個人データの安全管理のために講じた措置について本人の知り得る状態に置くことは妨げられない。なお、本ガイドラインでは、個人データの安全管理のために講じた措置についての事例を記載している。

安全管理措置の事例について、詳細は「7（別添）講ずべき安全管理措置の内容」を参照のこと。ただし、上記事例も含め、掲げられている事例の内容の全てを本人の知り得る状態に置かなければならないわけではなく、また、本人の知り得る状態に置かなければならないものは事例の内容に限られない。本人の適切な理解と関与を促す観点から、事業の規模及び性質、保有個人データの取扱状況等に応じて、上記事例以上に詳細な内容の掲載や回答とすることは、より望ましい対応である。

（※8）外国（本邦の域外にある国又は地域）の名称については、必ずしも正式名称を求めるものではないが、本人が合理的に認識できると考えられる形で情報提供を行う必要がある。また、本人の適切な理解と関与を促す観点から、保有個人データを取り扱っている外国の制度についても、本人の知り得る状態に置くといった対応が望ましい。

（※9）例えば、【安全管理のために講じた措置として本人の知り得る状態に置く内容の事例】にあるような、「盗難又は紛失等を防止するための措置を講じる」、「外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入」といった内容のみでは、本人の知り得る状態に置くことにより保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるとはいえないが、その具体的な方法や内容については、本人の知り得る状態に置くことにより保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあると考えられる。しかしながら、何をもって安全管理に支障を及ぼすおそれがあるかについては、取り扱われる個人情報の内容、個人情報の取扱いの態様等によって様々であり、事業の規模及び性質、保有個人データの取扱状況等に応じて判断される。

（※10）「中小規模事業者」については、「7（別添）講ずべき安全管理措置の内容」を参照のこと。

（※11）中小規模事業者における安全管理措置の事例についても、詳細は「7（別添）講ずべき安全管理措置の内容」を参照のこと。その他の個人情報取扱事業者と同様に、上記事例も含め、掲げられている事例の内容の全てを本人の知り得る状態に置かなければならないわけではなく、また、本人の知り得る状態に置かなければならないものは事例の内容に限られない。また、中小規模事業者が、その他の個人情報取扱事業者と同様に「7（別添）講ずべき安全管理措置の内容」に掲げる「手法の例示」に記述した手法を採用し、当該手法の内容を本人の知り得る状態に置くことは、より望ましい対応である。

GL通則編3-1 個人情報の利用目的（法第 15 条・第 16 条、第 18 条第 3 項関係）**3-1-1 利用目的の特定（法第 15 条第 1 項関係）**

[【具体的に利用目的を特定している事例】・【具体的に利用目的を特定していない事例】 略]

（※1）「利用目的の特定」の趣旨は、個人情報を取り扱う者が、個人情報がどのような事業の用に供され、どのような目的で利用されるかについて明確な認識を持ち、できるだけ具体的に明確にすることにより、個人情報が取り扱われる範囲を確定するとともに、本人の予測を可能とすることである。
本人が、自らの個人情報がどのように取り扱われることとなるか、利用目的から合理的に予測・想定できないような場合は、この趣旨に沿ってできる限り利用目的を特定したことはならない。
例えば、本人から得た情報から、本人に関する行動・関心等の情報を分析する場合、個人情報取扱事業者は、どのような取扱いが行われているかを本人が予測・想定できる程度に利用目的を特定しなければならない。

【本人から得た情報から、行動・関心等の情報を分析する場合に具体的に利用目的を特定している事例】

事例1) 「取得した閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析して、趣味・嗜好に応じた新商品・サービスに関する広告のために利用いたします。」

事例2) 「取得した行動履歴等の情報を分析し、信用スコアを算出した上で、当該スコアを第三者へ提供いたします。」

⇒「・個別の事案ごとに判断することとなりますが、一般に、個人情報の取扱内容等に変更がない中で、本人が一般的かつ合理的に予測・想定できる程度に利用目的を特定し直した場合、利用目的の変更には該当しません。」

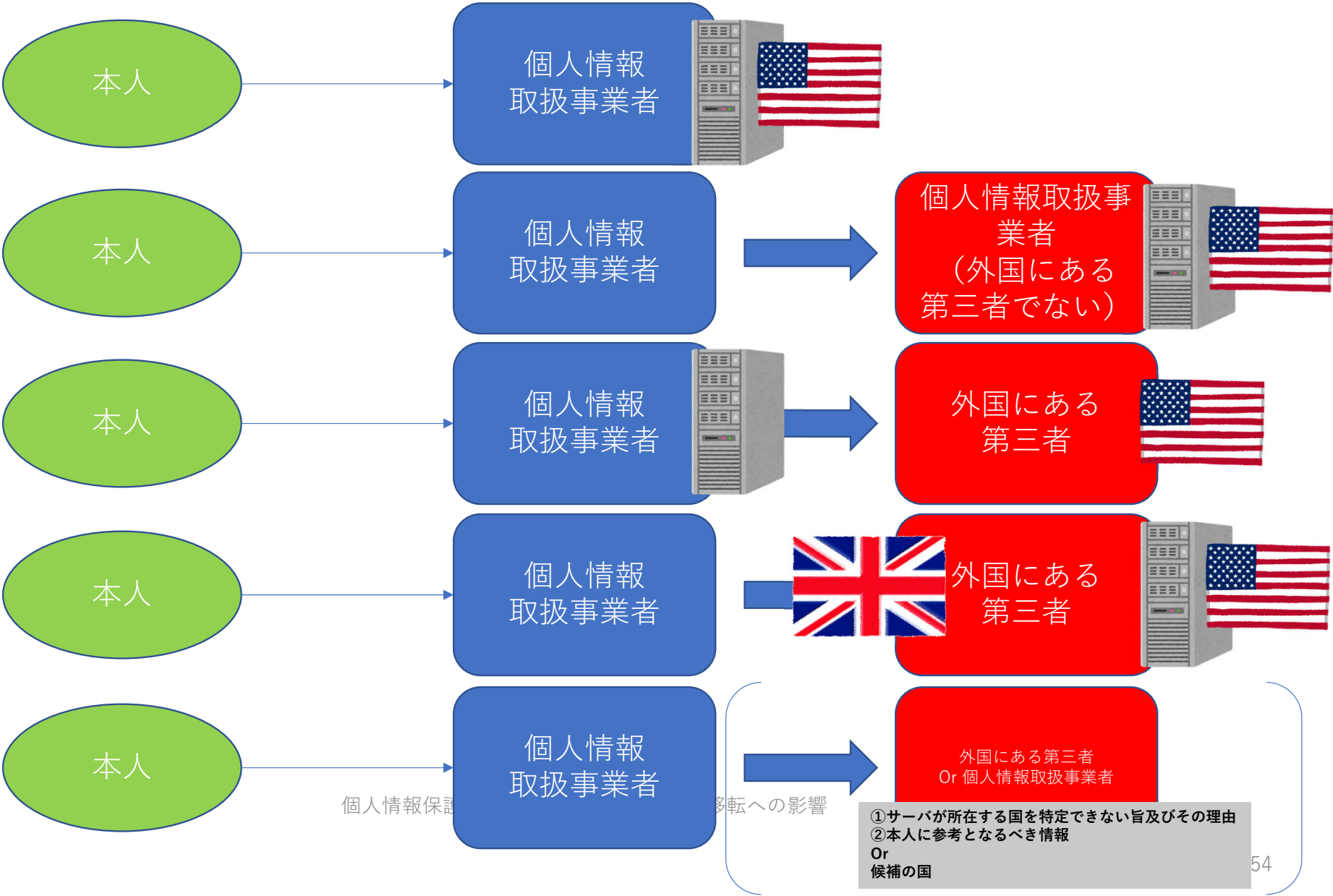
・なお、特定し直した利用目的については、法第 27 条第 1 項の規定に基づいて、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければなりません。」（パプコメ回答概要32）

外的環境の公表義務

委託 or
PaaS等

委託

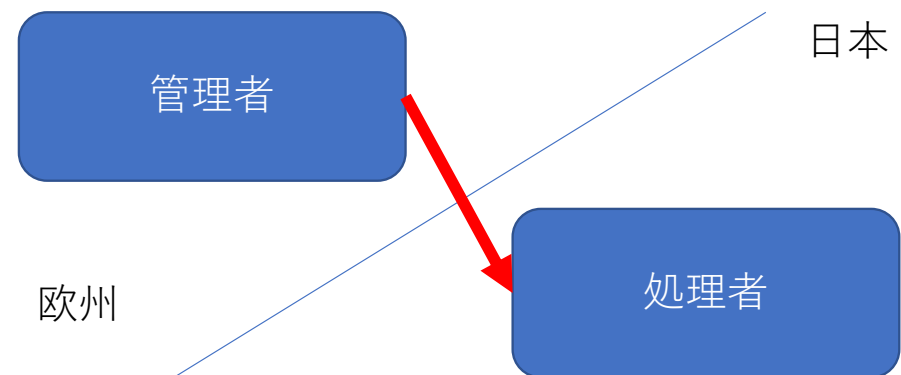
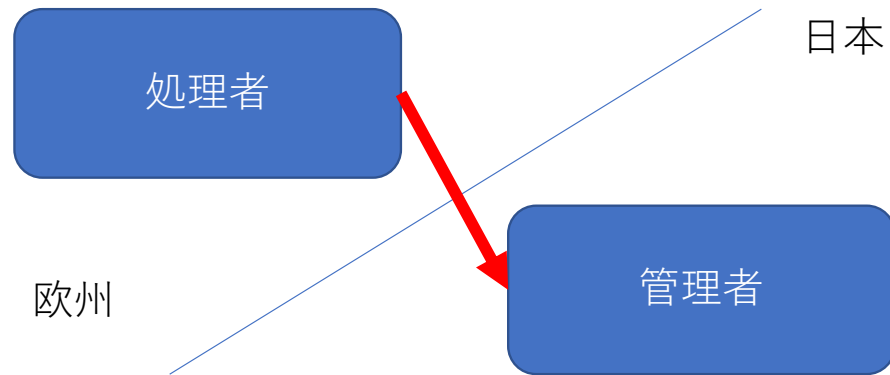
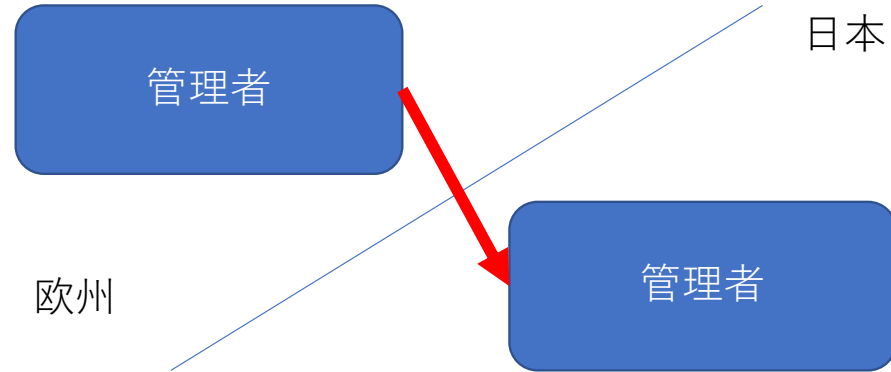
委託



2.3 十分性認定への影響

- ①原則としての、十分性の判定に基づく移転（GDPR45条）
- ②十分性の判定がなされていない場合の、適切な安全性確保措置を施した移転（GDPR46条）
- ③十分性の判定がなされておらず、適切な安全性確保措置も認められない場合の、特別の状況における特則（GDPR49条）

越境移転規制

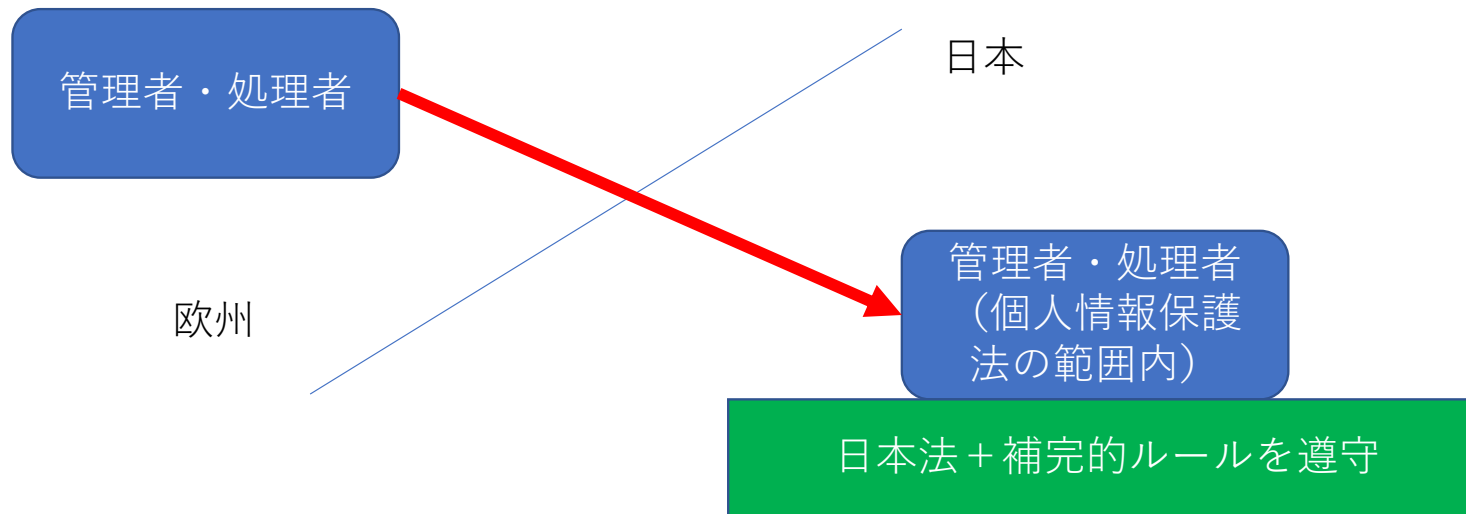


十分性認定

- 十分性認定とは、欧州一般データ保護規則（GDPR）において、個人データの欧州（EU加盟国及びEEA3カ国）からの移転が原則禁止されているところ、十分なデータ保護の制度を備えている国又は地域として認定されることで、移転が可能となる制度である（ただし、GDPRは個人データの処理も原則禁止しており、処理の適法化事由が不要となるわけではないことに注意が必要である）。具体的には、GDPR第44条及び45条がこれを定める）。
- 十分性判定がなされたのは、
 - アンドラ、アルゼンチン、カナダ（民間部門）、フェロー諸島、ガーンジー島、イスラエル、マン島、ジャージー島、ニュージーランド、スイス、ウルグアイ（7カ国4地域）、**日本、英国（LED十分性も）、韓国**
 - ~~EU-USプライバシーシールドスキーム~~

日本の十分性認定

Commission Implementing Decision (EU) 2019/419 of 23 January 2019 pursuant to Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council on the adequate protection of personal data by Japan under the Act on the Protection of Personal Information (Text with EEA relevance) C/2019/304/



日EU間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組み発効（2019年1月23日）

- 日EU間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組みが、平成31年1月23日に発効しました。
- 本枠組みの構築に関しては、日EU双方の経済界の要望等も受け個人情報保護委員会と欧州委員会との間で交渉を重ね、平成30年7月、個人情報保護委員会が個人情報保護法第24条に基づく指定をEUに対して行い、欧州委員会がGDPR第45条に基づく十分性認定を我が国に対して行う方針について合意に至りました。この合意を踏まえて、我が国においては、第85回個人情報保護委員会において、上記のEU指定を1月23日付けにて行うことを決定しました（※）。また、欧州委員会においても、上記の我が国の十分性認定を同23日付けにて行うことを決定しました。

熊澤春陽個人情報保護委員会委員、ベラ・ヨウロバー欧州委員会委員（司法・消費者・男女平等担当）による共同プレス・ステートメント（2019年1月23日）

- 熊澤春陽委員とベラ・ヨウロバー委員は、本日、個人情報保護委員会と欧州委員会による、お互いの個人データの保護レベルが同等だとする決定の採択を歓迎する。
- 相互に十分に性を見出すことの重要性を認め、データが安全に流通する世界最大の地域が創出され、及び、独自の基となるデータ駆動型経済の持続可能性を確保し、通商の流通を促進する。この決定は、日EU経済連携協定から得られる利益を補完し拡大することとなり、日EU間の戦略的なパートナーシップにも寄与する。
- 相互に十分に性を見出すことによって、日EUは、プライバシーに関する価値観の共有及び高いレベルの個人データの保護に基づく世界標準の形成に向けた協力の強化へのコミットメントを再確認する。

十分性認定のポイント

- あくまで個人情報保護法の対象範囲に限ったものである。
 - ①個人情報保護法部分の評価, ②刑事的なアクセスについての評価, ③安全保障目的でのアクセスについての評価, からなる。単に個人情報保護法だけで維持できるものではない（例えば, ②には捜査事項照会制度についての評価も含まれる）
- EDPB, 欧州議会がそれぞれコメントを発している。EDPBは2年毎のレビューを主張。その他重大な指摘が多々。
- セーフハーバー (SchremsI), プライバシーシールド (SchremsII) が無効となったように, 欧州司法裁判所における司法審査の対象となり得る。不適切な運用が続けば無効となる可能性も否定できない。

十分性認定リサイタル10項

- "The two latter acts (amended in 2016) contain provisions applicable to the protection of personal information by public sector entities. Data processing falling within the scope of application of those acts is not the object of the adequacy finding contained in this Decision, which is limited to the protection of personal information by "Personal Information Handling Business Operators" (PIHBOs) within the meaning of the APPI.
- 行政機関個人情報保護法，独立行政法人等個人情報保護法は十分性認定の適用範囲ではなく，個人情報保護法上の個人情報取扱事業者における個人情報の保護に限定される

EDPB意見46項

- "The adequacy finding of this draft adequacy decision is limited to the protection of personal information by PIHBOs within the meaning of the APPL This means that the adequacy is sectorial as it only applies to the private sector, excluding from its scope transfers of personal data between public authorities and bodies. Currently, the European Commission briefly mentions this specificity of the scope of the adequacy in recital 10 of the draft adequacy decision."
- 本十分性認定案の十分である、という結論は個人情報保護法における個人情報取扱事業者による個人情報の保護に限られている。これは、~~公的機関及び組織間の個人データの移転は適用範囲から除かれ、十分性が民間分野にのみ適用される、分野的なものであることを意味している。~~ 現在のところ、欧州委員会は十分性の適用範囲のこの特異性について十分性認定案のリサイクル10で簡単に触れている

同47項

- "The EDPB invites the European Commission to explicitly mention the sectorial nature of this adequacy finding in the title of the implementing decision as well as in its Article 1 in accordance with Article 45 (3) GDPR."
- EDPBは欧州委員会に対し、GDPR45条3項に従って、その第1条と同様、実施決定のタイトルで、この十分性認定の分野別の性質について明示的に述べるよう求める。

十分性認定の題名には”under the Act on the Protection of Personal Information”（個人情報保護法の適用範囲）が明記され、日本の十分性認定は分野別の認定である（「特定の部門」，GDPR45条1項及び3項）ことが明らかとなった

- 日本語の文書ではあまり触れられていないので，注意が必要
- 理論的帰結
 - 十分性認定やEDPB意見から明らかなように，公的機関の保有する個人情報については十分性認定が得られていない
 - 個人情報保護法上の適用除外に該当する場合にはやはり十分性認定の埒外であるということ
- 具体例
 - 個人情報保護法76条1項柱書
 - 「個人情報取扱事業者等のうち次の各号に掲げる者については，その個人情報等を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは，第四章の規定は，適用しない。」
 - 3号
 - 「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者」
 - 「学術研究の用に供する目的」
- 学術研究機関（私立大学等）が個人情報を学術研究の用に供する場合，個人情報保護法上の，個人情報取扱事業者の義務規定が適用されないことと表裏一体として，十分性認定の対象にならない
- これらの事実から，大学（国立大学法人であるにせよ，私立大学であるにせよ，公立大学であるにせよ）が欧州の研究機関と共同研究する場合，欧州からの移転に際して，十分性認定に頼ることはできないということ

個人情報保護法関連法体系のイメージ

第1回 地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会（令和元年12月2日）
資料3 個人情報保護法を巡る動向について

憲法・判例

（第13条：個人の尊重等、第21条：通信の秘密等、第35条：住居の不可侵）

個人情報保護法

（1～3章：基本理念、国及び地方公共団体の責務・個人情報保護施策等）

個人情報の保護に関する基本方針

個人情報保護法

（4～7章：個人情報取扱事業者等の義務、罰則等）

【対象】民間事業者

ガイドライン

Q&A

<民間分野>

行政機関
個人情報
保護法

国の行政機関

独立行政法人等
個人情報
保護法

独立行政法人等

個人情報
保護条例

地方公共団体等

<公的分野>

2022/3/2

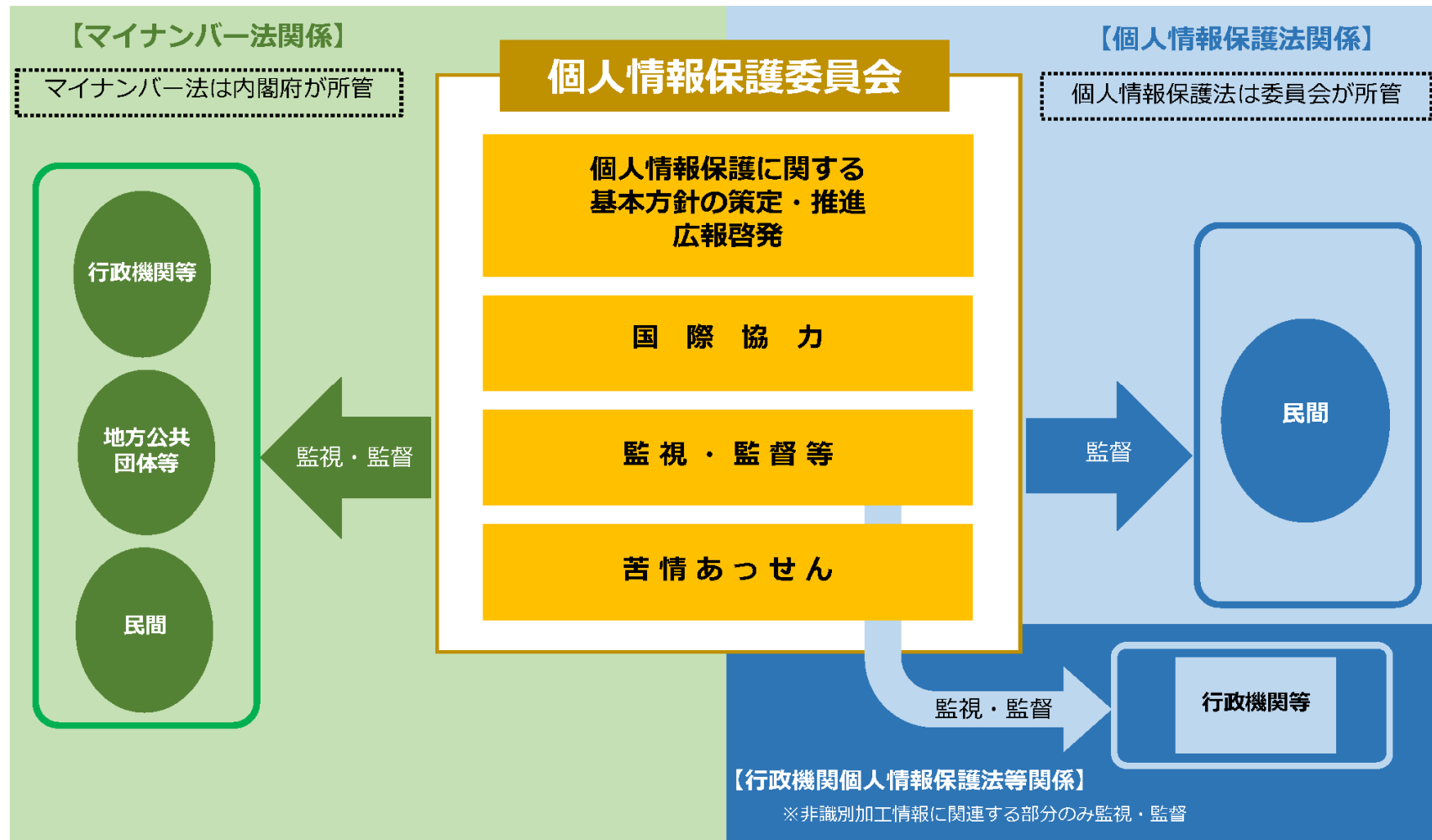
※ 金融関連分野や情報通信分野等においては、これらのガイドライン等のほか別途分野ごとに定められているガイドライン等も遵守する必要がある。

個人情報保護法改正のデジタル懸念利用・移転への影響

66

個人情報保護委員会とは

第1回 地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会（令和元年12月2日）
資料3 個人情報保護法を巡る動向について



2022/3/2

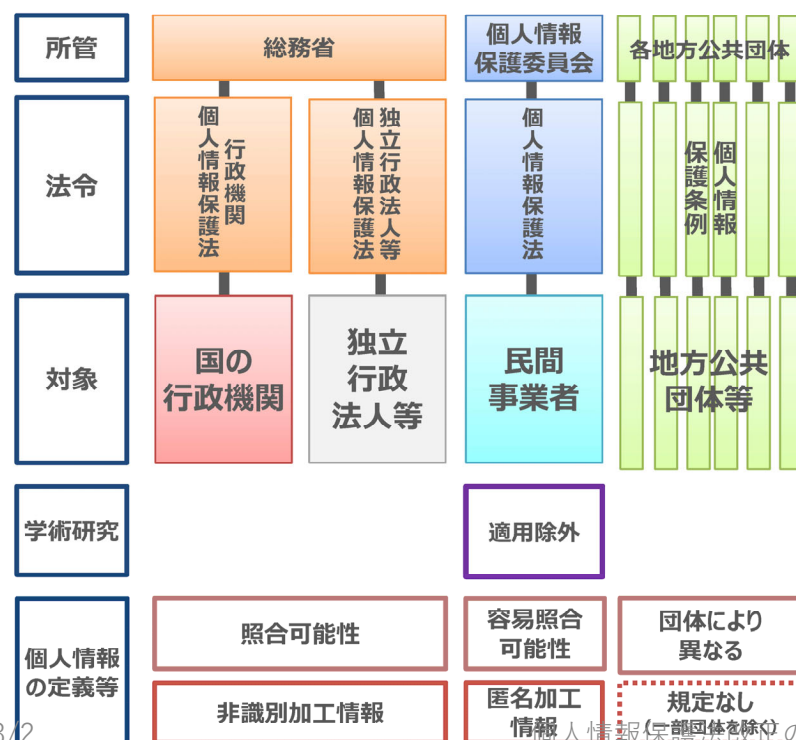
個人情報保護法改正のデータ越境利用・移転への影響

67

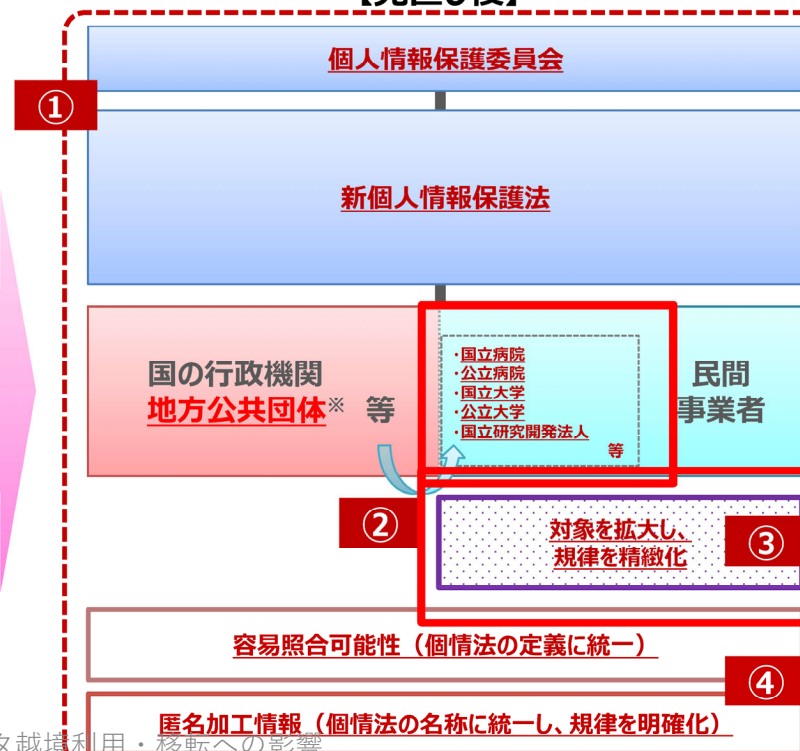
個人情報保護制度見直しの全体像

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、**地方公共団体の個人情報保護制度**についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、**全体の所管を個人情報保護委員会に一元化**。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、**国公立の病院、大学等**には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、**学術研究に係る適用除外規定**について、一律の適用除外ではなく、**義務ごとの例外規定として精緻化**。
- ④ **個人情報の定義等を国・民間・地方で統一**するとともに、行政機関等での**匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化**。

【現行】



【見直し後】



2022/3/2

個人情報保護法改正のデータ越境利用・移転への影響

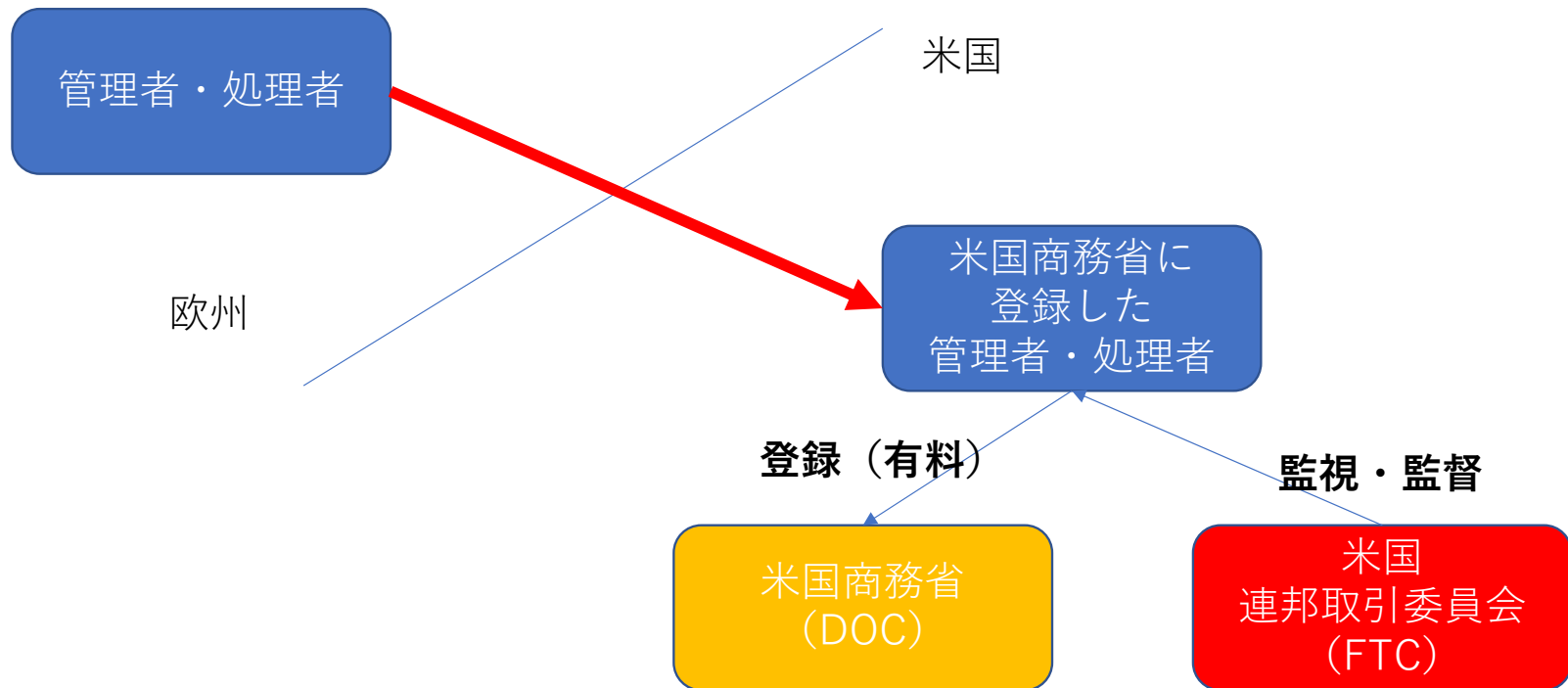
※ 条例による必要最小限の独自の保護措置を許容

欧米間の十分性認定

- データが最も行き来しているであろう米国との間はどうなっているのか。米国には、包括的な連邦レベルでのデータ保護法も、公的機関を含む監視監督を行うデータ保護機関も存在していないため、欧米で合意したデータ保護の枠組みに従うこととした個別の企業が、米国商務省に登録し、これに違反した場合には、不公正・欺瞞的な行為又は慣行に該当するとして、米国連邦取引委員会が連邦取引委員会法5条を用いて執行を行う。
- この、「欧米で合意したデータ保護の枠組み」が、欧米プライバシーシールドであり、欧州側の手続としては、十分性について決定が下されている。
 - Commission Implementing Decision (EU) 2016/1250 of 12 July 2016 pursuant to Directive 95/46/EC of the European Parliament and of the Council on the adequacy of the protection provided by the EU-U.S. Privacy Shield (notified under document C(2016) 4176) (Text with EEA relevance) C/2016/4176.

欧米プライバシーシールドの十分性認定

Commission Implementing Decision (EU) 2016/1250 of 12 July 2016 pursuant to Directive 95/46/EC of the European Parliament and of the Council on the adequacy of the protection provided by the EU-U.S. Privacy Shield (notified under document C(2016) 4176) (Text with EEA relevance) C/2016/4176



PRIVACY SHIELD OVERVIEW

Privacy Shield Program Overview

The EU-U.S. and Swiss-U.S. Privacy Shield Frameworks were designed by the U.S. Department of Commerce, and the European Commission and Swiss Administration, respectively, to provide companies on both sides of the Atlantic with a mechanism to comply with data protection requirements when transferring personal data from the European Union and Switzerland to the United States in support of transatlantic commerce. On July 12, 2016, the European Commission deemed the EU-U.S. Privacy Shield Framework adequate to enable data transfers under EU law (see the [adequacy determination](#)). On January 12, 2017, the Swiss Government announced the approval of the Swiss-U.S. Privacy Shield Framework as a valid legal mechanism to comply with Swiss requirements when transferring personal data from Switzerland to the United States. See the statements from the [Swiss Federal Council](#) and [Swiss Federal Data Protection and Information Commissioner](#).

On July 16, 2020, the Court of Justice of the European Union issued a [judgment](#) declaring as "invalid" the European Commission's Decision (EU) 2016/1250 of 12 July 2016 on the adequacy of the protection provided by the EU-U.S. Privacy Shield. As a result of that decision, the EU-U.S. Privacy Shield Framework is no longer a valid mechanism to comply with EU data protection requirements when transferring personal data from the European Union to the United States. This decision does not relieve participants in the EU-U.S. Privacy Shield of their obligations under the EU-U.S. Privacy Shield Framework.

The U.S. Department of Commerce will continue to administer the Privacy Shield program, including processing submissions for self-certification and re-certification to the Privacy Shield Frameworks and maintaining the Privacy Shield List. If you have questions, please contact the European Commission, the appropriate European national data protection authority or legal counsel.

Resources

The Privacy Shield program, which is administered by the International Trade Administration (ITA) within the U.S. Department of Commerce, enables U.S.-based organizations to join one or both of the Privacy Shield Frameworks. To join either Privacy Shield Framework, a U.S.-based organization will be required to self-certify to the Department (via this website) and publicly commit to comply with the Framework requirements. While joining the Privacy Shield is voluntary, once an eligible organization makes the public commitment to comply with the Framework requirements, the commitment will become enforceable under U.S. law. All organizations interested in self-certifying to the EU-U.S. Privacy Shield Framework or Swiss-U.S. Privacy Shield Framework should review the requirements for participation and contact the U.S. Department of Commerce, Privacy Shield Program, for more information and a list of participating organizations.

google

[ACTIVE](#) [INACTIVE](#)

Advanced

Google LLC

Mountain View, California

Framework

EU-U.S. Privacy Shield
Swiss-U.S. Privacy Shield

Covered Data

HR, Non-HR

 Active

+ 1 Covered Entity

[Questions or Complaints](#)

1 to 1 Organizations Per Page for 1 Total Organizations

[Self-Certify](#)

[Privacy Shield List](#)

[Audiences](#)

[U.S. Businesses](#)
[European Businesses](#)
[EU and Swiss Individuals](#)
[Data Protection Authorities](#)

[About](#)

[Program Overview](#)
[Framework Text](#)
[Inactive Participants](#)
[News & Events](#)
[Contact](#)
[Privacy Program](#)



[Home](#) | [Website Feedback](#) | [Privacy Policy](#) | [Disclaimer](#) | [FOIA](#) | [USA.gov](#)

The International Trade Administration (ITA), U.S. Department of Commerce manages this site to facilitate the Privacy Shield framework in the United States. External links to other Internet sites should not be construed as an endorsement of the views or privacy policies contained therein. This site contains PDF documents. A PDF Reader is available from Adobe Systems Incorporated.

U.S. Department of Commerce | EU-U.S. & Swiss-U.S. Privacy Shield | 1401 Constitution Avenue, N.W. | Room 11018 | Washington, D.C. 20230

第45 条 十分性決定に基づく移転

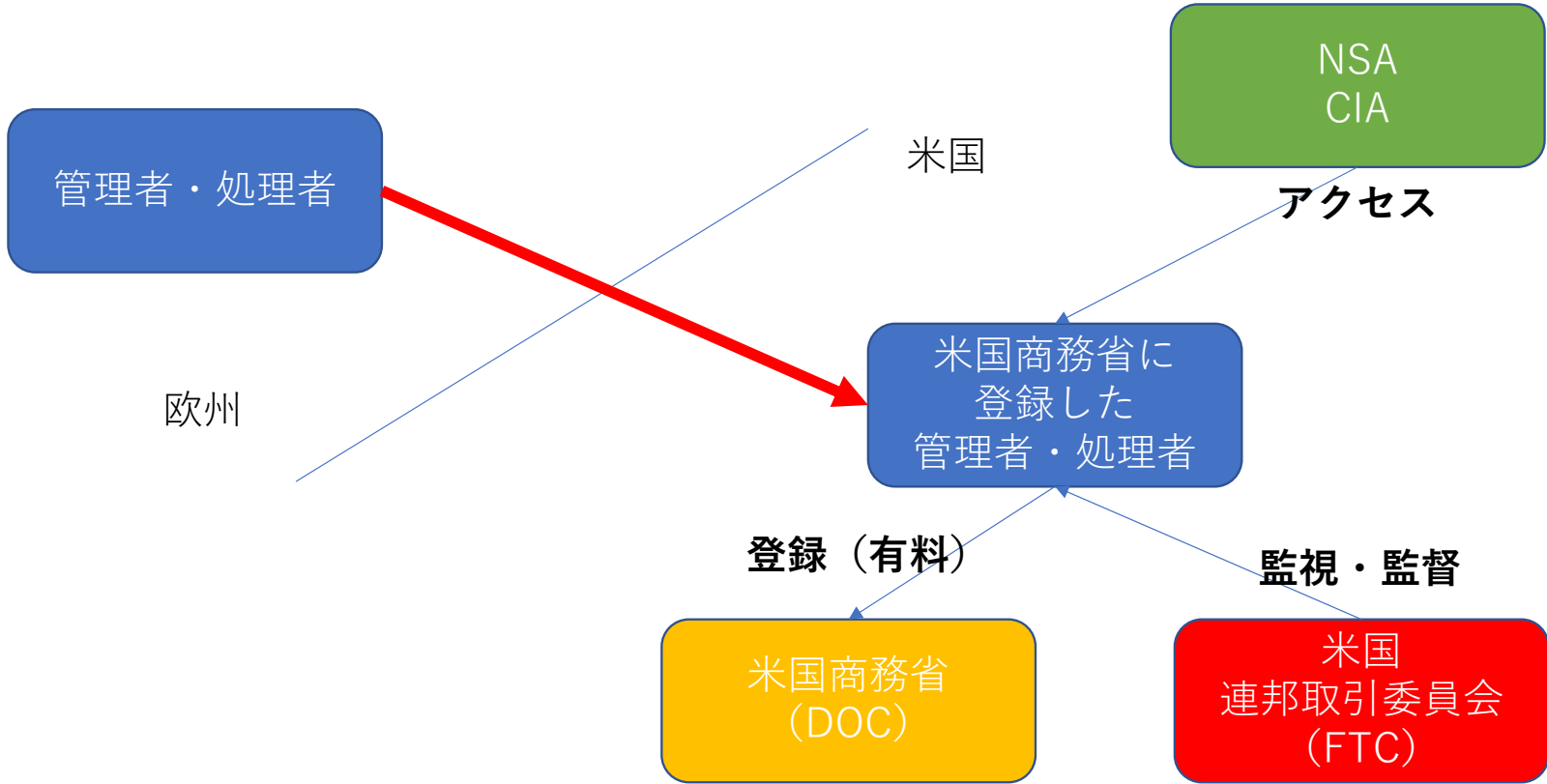
Article 45 Transfers on the basis of an adequacy decision

- 1. 第三国又は国際機関への個人データの移転は、当該第三国、第三国域内の領域若しくは一つ若しくは複数の特定された部門、又は国際機関が保護に関して十分なレベルを保証していると欧州委員会が決定した場合に行うことができる。この移転は、いかなる個別的許可も要しない。
- 1. A transfer of personal data to a third country or an international organisation may take place where the Commission has decided that the third country, a territory or one or more specified sectors within that third country, or the international organisation in question ensures an adequate level of protection. Such a transfer shall not require any specific authorisation.

- 2. 保護レベルの十分性を評価するとき、欧州委員会は、次に掲げる要素を特に考慮しなくてはならない。
- 2. When assessing the adequacy of the level of protection, the Commission shall, in particular, take account of the following elements:
- (a) 法の支配、人権及び基本的自由の尊重、公安、国防、国家の安全及び刑事法並びに個人データへの公的機関のアクセスに関するものを含む一般的な又は分野別の関連法令及びその履行。第三国又は国際機関への個人データの再移転に関連し、当該第三国又は国際組織によって遵守される規定及び判例法並びに効果的かつ執行力のあるデータ主体の権利を含むデータ保護規定、専門的規定及び安全対策。個人データが移転されるデータ主体のための効果的な行政上及び司法上の是正措置。
- (a) the rule of law, respect for human rights and fundamental freedoms, relevant legislation, both general and sectoral, including concerning public security, defence, national security and criminal law and the access of public authorities to personal data, as well as the implementation of such legislation, data protection rules, professional rules and security measures, including rules for the onward transfer of personal data to another third country or international organisation which are complied with in that country or international organisation, case-law, as well as effective and enforceable data subject rights and effective administrative and judicial redress for the data subjects whose personal data are being transferred;

- (b) データ保護規定遵守の保障及び執行並びに適切な執行権限に対する責任、データ主体が権利を行使する際にこれを支援する又はこれに対し助言する責任、及び、加盟国の監督機関と協働する責任を有する第三国における一つ又は複数の独立した監督機関、又は国際機関が従うべき監督機関の存在及び実効的権限行使。
- (b) the existence and effective functioning of one or more independent supervisory authorities in the third country or to which an international organisation is subject, with responsibility for ensuring and enforcing compliance with the data protection rules, including adequate enforcement powers, for assisting and advising the data subjects in exercising their rights and for cooperation with the supervisory authorities of the Member States; and
- (c) 当該第三国若しくは国際組織が加入している国際的取決め。特に個人データ保護に関する法的拘束力のある慣行若しくは法律文書から又は、多国間又は地域における制度への参加から生じるその他義務。
- (c) the international commitments the third country or international organisation concerned has entered into, or other obligations arising from legally binding conventions or instruments as well as from its participation in multilateral or regional systems, in particular in relation to the protection of personal data.
- 3.-9. (略)

個人データへの公的機関のアクセス



Maximillian Schrems v Data Protection Commissioner(C-362/14)

(interpretation of Directive Art.25-26)

- …in the light of Articles 7, 8 and 47 of the Charter of Fundamental Rights of the European Union
- …the term ‘adequate level of protection’ must be understood as requiring the third country in fact to ensure, by reason of its domestic law or its international commitments, a level of protection of fundamental rights and freedoms that is essentially equivalent to that guaranteed within the European Union by virtue of Directive 95/46 read in the light of the Charter.

The Charter of Fundamental Rights of the European Union

- **Article 7**

- Respect for private and family life
 - Everyone has the right to respect for his or her private and family life, home and communications.

- **Article 8**

- Protection of personal data
 - 1. Everyone has the right to the protection of personal data concerning him or her.
 - 2. Such data must be processed fairly for specified purposes and on the basis of the consent of the person concerned or some other legitimate basis laid down by law. Everyone has the right of access to data which has been collected concerning him or her, and the right to have it rectified.
 - 3. Compliance with these rules shall be subject to control by an independent authori

Data Protection Commissioner v Facebook Ireland Ltd, Maximillian Schrems(Case C-311/18), SchremsII決定

- SchremsII決定では, "Commission Implementing Decision (EU) 2016/1250 of 12 July 2016 pursuant to Directive 95/46/EC of the European Parliament and of the Council on the adequacy of the protection provided by the EU-US Privacy Shield is invalid.", つまり, 欧米プライバシーシールドについての十分性決定が無効とされた.
- その主たる理由は, 移転先である米国におけるパブリック・アクセス, 就中, 米国が安全保障のために執行している諜報法分野における措置が, 欧州連合基本権憲章が求める権利の保障のレベルに達していないということにある.
- 特に問題である点として,
 - ① 米国の諜報法体系の下で, 非米国人である(欧州市民を含む)データ主体が, 米国当局に対して訴訟可能な権利を与えられていないこと,
 - ② 米国の諜報機関を拘束するための権限を有するはずのオンブズパーソンの独立性が確保されていないこと

日本側の対応（「追加的ルール」の制定 及びその内容）

「補完的ルール」の制定と基本方針の一部変更

- 「個人情報の保護に関する法律に係る E U 域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」（現・「個人情報の保護に関する法律に係る E U 及び英国域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」）
 - 「個人情報保護委員会は、日 E U 間で相互の円滑な個人データ移転を図るため、法第 24 条に基づき、個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として E U を指定し、これにあわせて、欧州委員会は、G D P R 第 45 条に基づき、日本が個人データについて十分な保護水準を確保していると決定した」
- 個人情報の保護に関する基本方針（平成30年6月12日一部変更）
- **2(2)② 個人データの円滑な国際的流通の確保のための取組**
 - 個人情報保護委員会は、個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している国との間で、相互に円滑な個人データの移転を図るために、国際的に整合のとれた個人情報に係る制度を促進する方法としての枠組みを構築するための措置を講ずることとする。
 - 個人情報保護委員会は、個人情報保護法を所管する機関として、外国から移転される個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、法第 6 条に基づき、日本と当該外国との間の制度及び運用の差異を埋めるために必要な措置を講ずる権限を有している。個人情報保護委員会は、必要に応じ、法及び政令で規定された規律（例えば、要配慮個人情報や保有個人データの定義に係る規律等）を補完し上回る、拘束力のある規律、すなわち、国内の個人情報取扱事業者に対して執行可能な、より厳格な規律を設けることを含め、一層の個人情報の保護を行う権限を有している。
 - また、個人情報保護委員会は、当該外国当局との執行協力及び法制度の理解に関する対話を行うこととする。

「個人情報の保護に関する法律に係る E U 域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」

- 個人情報保護委員会は、日 E U 間の個人データの移転について、相互の円滑な移転を図る枠組みの構築を視野に、欧州委員会との間で累次の対話を重ねてきている。
- 昨年（2017年）12月14日には、当委員会委員と欧州委員会委員との間で会談を行い、~~双方の制度間の関連する相違点に対処するための、法令改正を行わない形での解決策について確認する~~とともに、今後、その詳細について作業すること、また、本年前半に、最終合意することを想定し、委員レベルで会談をもつことで一致した。
- この解決策として、本年（2018年）2月14日に、「個人情報の保護に関する法律についてのルール（E U 域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱い編）（案）」について、当委員会で審議を行った。
- 当該ルールは、~~各国政府との協力の実施等に関する個人情報保護法上の規定等（個人情報保護法第4条、第6条、第8条、第24条、第60条及び第78条、並びに本年5月9日に公布・施行予定の改正後の個人情報保護法施行規則第11条）~~に基づき、欧州委員会から日本への十分性が認められた際、E U 域内から十分性認定により移転を受ける個人データの取扱いに関して最低限遵守すべき規律を示すものである。

ルールの位置付け

- 互め実十るをるき定
相極事らす転ずづ策
ではうか保移保基を
上度い内確り確に）
た制と域をよを）。
しのるU護に行1う
護方すE保定履※い
保双在、の認の（と
でU存え準性務定」
準Eがま水分義規ル
水日占踏い十なの一
い。違を高ら効法ル
高る相針てか有る本
をなる方いいつす「
益とす本つ域か関下
利と連基にU切に以
利こ関る報E適等（
権るのす情るび施ル
のれか関人よ及実一
人らつに個にいのル
個関く護た者扱力的
、がい保け業取協完
で転、の受事なの補
間移の報を扱切とは
Uタの情転取適府会
E一も人移報の政員
日デる個り情報国委
、人い、よ人情各護
り個ててに個人、保
よなしし定、個ら報
に滑似ら認にたか情
れ円類照性めけ点人た
このてに分た受観個し

- 個人情報保護委員会による執行に関しては、個人情報取扱事業者が本保護委員会に定める一つ以上の義務を遵守しない場合、個人情報を有する。一般的に、E U域内から十分に性認定により移転を受けた個人情報について、法第42条第1項の規定による勧告を受けた個人情報取扱事業者が正当な理由（※2）がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合は、法第42条第2項に定める「個人の権利利益の重大な侵害が切迫している」と認められる。
- （※1）法第4条、第6条、第8条、第24条、第60条及び第78条、並びに規則第11条
- （※2）正当な理由とは、個人情報取扱事業者にとって合理的に予測できや、個人情報が取扱い事業者が違反を完全に是正するに代人的措置を、とったことによる勧告に係る措置を講じる必要性が失われた場合が考えられる。
- ※「E U」 欧州連合加盟国及び欧州経済領域（EEA: European Economic Area）協定に基づきアイスランド、リヒテンシュタイン及びノルウェーを含む、欧州連合（European Union）

個人情報保護法6条

- 政府は、個人情報の性質及び利用方法に鑑み、個人の権利利益の一層の保護を図るため特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報について、保護のための格別の措置が講じられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずるとともに、国際機関その他の国際的な枠組みへの協力を通じて、各国政府と共同して国際的に整合のとれた個人情報に係る制度を構築するために必要な措置を講ずるものとする。

ルールの内容

- (1) 要配慮個人情報（法第 2 条第 3 項関係）
- (2) 保有個人データ（法第 2 条第 7 項関係）
- (3) 利用目的の特定、利用目的による制限（法第 15 条第 1 項・法第 16 条第 1 項・法第 26 条第 1 項・第 3 項関係）
- (4) 外国にある第三者への提供の制限（法第 24 条・規則第 11 条の 2 関係）
- (5) 匿名加工情報（法第 2 条第 9 項・法第 36 条第 1 項第 2 項関係）

(1) 要配慮個人情報（法第2条第3項関係）

- E U域内から十分性認定に基づき提供を受けた個人データに、G D P Rにおいて特別な種類の個人データと定義されている性生活、性的指向又は労働組合に関する情報が含まれる場合には、個人情報取扱事業者は、当該情報について法第2条第3項における要配慮個人情報と同様に取り扱うこととする。

「性生活、性的指向又は労働組合に関する情報」の執行は？

- 取得規制
 - （適正な取得）
 - 第17条 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。
 - 2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。
 - （各号略）
- 提供規制（取得側の規制で執行することが考えられる？）
 - 23条2項 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データ（要配慮個人情報を除く。以下この項において同じ。）について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。
 - 一 第三者への提供を利用目的とすること。
 - 二 第三者に提供される個人データの項目
 - 三 第三者への提供の方法
 - 四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
 - 五 本人の求めを受け付ける方法

(2) 保有個人データ（法第2条第7項関係）

- 個人情報取扱事業者が、EU域内から十分性認定に基づき提供を受けた個人データについては、消去することとしている期間にかかわらず、法第2条第7項における保有個人データとして取り扱うこととする。なお、EU域内から十分性認定に基づき提供を受けた個人データであっても、「その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの」は、「保有個人データ」から除かれる（政令第4条、通則ガイドライン「2-7 保有個人データ」参照）。

6ヶ月要件を満たさない個人データについての開示等の請求等？

- （個人情報取扱事業者による苦情の処理）
- 第35条 個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。
- 2 個人情報取扱事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。
- →2020年改正で解消される

(3) 利用目的の特定、利用目的による制限（法第 15 条第 1 項・法第 16 条第 1 項・法第 26 条第 1 項・第 3 項関係）

- 個人情報取扱事業者は、法第 15 条第 1 項により特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱う場合は、あらかじめ本人の同意を得なければならない（法第 16 条第 1 項）。また、第三者から個人データの提供を受ける際は、規則で定めるところにより、当該第三者による当該個人データの取得の経緯等を確認し、記録しなければならないこととなっている（法第 26 条第 1 項・第 3 項）。
- 個人情報取扱事業者が、E U 域内から十分性認定に基づき個人データの提供を受ける場合、法第 26 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、E U 域内から当該個人データの提供を受ける際に特定された利用目的を含め、その取得の経緯を確認し、記録することとする。
- 同様に、個人情報取扱事業者が、E U 域内から十分性認定に基づき個人データの提供を受けた他の個人情報取扱事業者から、当該個人データの提供を受ける場合、法第 26 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、当該個人データの提供を受ける際に特定された利用目的を含め、その取得の経緯を確認し、記録することとする。
- 上記のいずれの場合においても、個人情報取扱事業者は、法第 26 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき確認し、記録した当該個人データを当初又はその後提供を受ける際に特定された利用目的の範囲内で利用目的を特定し、その範囲内で当該個人データを利用することとする（法第 15 条第 1 項、法第 16 条第 1 項）。

(4) 外国にある第三者への提供の制限 (法第 24 条・規則第 11 条の 2 関係)

- 個人情報取扱事業者は、~~E U 域内から十分に認定に基づき提供を受けた個人データを外国にある第三者へ提供するに当たっては、法第 24 条に従い、次の①から③までのいずれかに該当する場合を除き、[本人が同意に係る判断を行うために必要な移転先の状況についての情報を提供した上で、あらかじめ外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意を得ることとする。~~
- ① 当該第三者が、個人の権利利益の保護に関して、我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国として規則で定める国にある場合
- ② 個人情報取扱事業者と個人データの提供を受ける第三者との間で、当該第三者による個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法（契約、その他の形式の拘束力のある取決め又は企業グループにおける拘束力のある取扱い）により、本ガイドラインを含め法と同等水準の個人情報の保護に関する措置を連携して実施している場合
- ③ 法第 23 条第 1 項各号に該当する場合

(5) 匿名加工情報（法第 2 条第 9 項・法第 36 条第 1 項第 2 項関係）

- 業びそ除場
事及（削た
扱等報をし
取述情）と
報記る。能
情たすう可
人し関い不
個除にをも
、削法）て
はら方。っ
てかのると
い報工限に
つ情加に人
に人たの何
報個つもを
情た行ると
人いりきこ
個用よでる
たににがす
け成定と別
受作規こ識
をのる再名
供報項すを
提情1元人
き工第復個
づ加条をた
基名36報れ
に匿36情さ
定（第人化9
認報法個名第
性情に該匿条
分等び当、2
十法並てり第
ら方号いよ法
か工符用に、
内加別をとり
域、識報に限
Uが人情るに
E者個のす合

- 2020年改正に伴う解釈変更で解消される

- を名がでたラ 人るパ
 タ氏とのしパラ個すの
 一、この成のぱた別等
 デおるる作等のっ識数
 のなすきを数等なを乱
 年齢。合で報乱数と人た
 「年い照が情と乱元本い
 」に「なにとエム該のの用
 は、当容こ加ズ当成報に
 に該とる名りび作情え3-
 」は報す、匿ゴ及の人換編
 の報情識別、ルムそ個き情
 も情工を識たアズとた置情
 るい加人。換ゴ情なへ加
 きな名本い。換ゴ情なへ加
 でら匿のな置ア加元仮匿
 がが、報のな置ア加元仮匿
 ととなは、報のな置ア加元
 こつ表人ば用き、作名情
 るに「元対たけえ該っ報、加
 す元復のっな換当よ情は、名
 復なIDなしき、に工後仮
 をう仮と棄置はと加成（GL
 報よと元破のにこ名作
 情っ名のはへ合っ匿の」
 人い氏成後ID場行り報。
 個とる作成仮るをよ情い。
 該「けの作のいえに工な
 当たお報の等て換れ加ら
 てえに情報名しきそ名な
 い換合工情氏有置、匿ば
 用き場加工、保じき、れ
 を置た名加がを同でらけ
 報にえ匿名者せ度合かな
 情タ換り匿業者再照とし
 の一きよ、事合てにこ棄
 そデ置にら、扱みい易る破
 「のにれが取組用容きを
 ）みIDそと報のををでタ
 （※）刻仮、こ情タタとが一
 10歳をきる人一一報とメ
 等であ個メメ情こラ

裁判例におけるガイドラインの取扱い

- 福岡地久留米支部判平成26年8月8日判時2239号88頁
 - …上記「第三者」に当たるか否かは外形的に判断されるべきであって、ある情報を保有する個人情報取扱事業者（法2条3項）及び当該情報の主体である本人（同条6項）以外の者を意味するといふべきである（なお、個人情報ガイドラインにおいても、同一事業者内で情報提供する場合は当該個人データを第三者に提供したことはないこととされている（乙口1・26頁））…
- 東京地判平成26年1月23日判時2221号71頁
 - 証拠（甲24の1・2、甲25）によれば、厚生労働省及び経済産業省が平成19年3月30日に改正した「個人情報の保護に関する法律」についての経済産業分野を対象とするガイドライン（同日厚生労働省・経済産業省告示第1号）では、クレジットカード情報等（クレジットカード情報を含む個人情報）について特に講じることが望ましい安全管理措置として、利用目的の達成に必要な最小限の範囲の保存期間を設定し、保存場所を限定し、保存期間経過後適切かつ速やかに破棄することを例示し、IPAは、同年4月、前記「大企業・中堅企業の情報システムのセキュリティ対策～脅威と対策」を暗号化することと題する文書において、データベース内に格納されている重要なデータや個人情報に「いずれも上記対策を講じることが「望ましい」と指摘するものにすぎない」として、上記IPAの文書に「おこたえ（5）によつて、暗号化の考慮が必要であり、それによつて被告诉の作業量や代金も増減する」と考えられ、本件サーバー及びログに保存せず、若しくは保存しても削除の設定とし、又はクレジットカード情報を暗号化して保存すべき債務を負っていたとは認められない。

委員会は影響をどう考えているか？

EUから十分性認定に基づいて移転した個人データの取扱いに係る規律を定めるガイドライン案

- 2017年12月の委員同士の会談において、双方の制度間の関連する相違点に対処するための解決策として、EUから日本へ移転された個人情報に係るガイドラインの策定について合意したことを踏まえ、当該ガイドライン案を作成し、現在意見募集を実施している（募集期間は、平成30年4月25日～5月25日）。

【EUから十分性認定に基づいて移転した個人データのみに適用】

IT戦略本部第14回新戦略推進専門調査会・第10回官民データ活用推進基本計画実行委員会合同会議
【資料2-2】個人情報保護委員会「国際的な個人データの移転について」（2018年5月11日）より

ガイドライン案の項目	現行法令	ガイドライン案の内容	実務への影響
要配慮個人情報の範囲	「性生活」、「性的指向」、「労働組合」に関する情報は、要配慮個人情報に該当しない。	「性生活」、「性的指向」、「労働組合」に関する情報を、要配慮個人情報と同様の取扱いとする。	そもそもこのような情報がEUから移転されてくることは想定されず、影響は大きくない。
開示請求権	6か月以内に消去することとなる個人データについては認められない。	国内法上は、6か月を越えて保有する個人データのみ対象となっているが、6か月以内に消去することとなる個人データも同様に請求に応じることとする。	保有期間にかかわらず請求に応じている企業は多い。 また、そもそも6か月以内に消去することとなる個人データがわざわざEUから移転されてくることは想定しにくい。
利用目的の承継	—	第三者から提供を受ける個人データを、提供元が特定した利用目的の範囲内で、利用することとする。	企業においては当然対応していると想定される。
日本から外国への個人データの再移転	①本人の同意がある場合、 ②移転先のデータ保護が確保されている場合、 ③提供先が個人情報保護委員会が指定した外国に所在する場合に提供可能。	左記②について、提供先の事業者における体制整備を根拠として、外国へ個人データを移転する場合には、 <u>契約等により個人情報保護法と同等の保護を確保することとする。</u>	企業においては当然対応していると想定される。
匿名加工情報	加工方法に関する情報が残存している場合でも、安全に分離保管されていれば匿名加工情報として扱われる。	匿名加工情報として扱う場合、加工方法に関する情報を削除することにより、何人にとっても再識別を不可能とする。	仮IDを付与しての時系列分析を行うことはできなくなるが、現時点において、EUから移転した個人データとの混合分析について強いニーズがあるとは考えにくい。

3.2.2 例外事由

- 適切な安全性確保措置
 - 監督機関の個別承認不要
 - 従来からの方法
 - 標準データ保護約款（GDPR46条2項(c)(d)）
 - 拘束的企業準則（BCR）（GDPR46条(b)）
 - GDPRでの新規導入
 - 行動準則（GDPR40条ないし41条）
 - 認証（GDPR42条ないし43条）
 - 監督機関の個別承認
 - 詳細はまだ不明
- 特別の状況における特例
 - 同意が含まれるが、「大量、構造的、反復的な移転には適用されない」との指摘

第46 条 適切な保護措置に従った移転

Article 46 Transfers subject to appropriate safeguards

- 1. 第45 条第3 項による決定がない場合は、管理者又は取扱者が適切な保護措置を提供しており、執行力あるデータ主体の権利及びデータ主体に関する効果的な法的救済が利用可能な状態である場合に限り、管理者又は取扱者は第三国又は国際機関に個人データを移転することができる。
- 1. In the absence of a decision pursuant to Article 45(3), a controller or processor may transfer personal data to a third country or an international organisation only if the controller or processor has provided appropriate safeguards, and on condition that enforceable data subject rights and effective legal remedies for data subjects are available.
- 2. 第1 項で定める適切な保護措置は、監督機関からの特定の認可を必要とせず、次に掲げるものによって講じられてもよい。

- 2. The appropriate safeguards referred to in paragraph 1 may be provided for, without requiring any specific authorisation from a supervisory authority, by:
- (a) 公的機関又は団体間の法的拘束力又は執行力のある法律文書。
- (a) a legally binding and enforceable instrument between public authorities or bodies;
- (b) 第47 条に従った拘束的企业準則。
- (b) binding corporate rules in accordance with Article 47;
- (c) 第93 条第2 項で定める審査手続に従って欧州委員会によって採択された標準データ保護条項。
- (c) standard data protection clauses adopted by the Commission in accordance with the examination procedure referred to in Article 93(2);
- (d) 監督機関によって採択され、第93 条第2 項で定める審査手続により欧州委員会によって承認された標準データ保護条項。
- (d) standard data protection clauses adopted by a supervisory authority and approved by the
- Commission pursuant to the examination procedure referred to in Article 93(2);

- (e) 適切な保護措置（データ主体の権利に関することを含む）を適用するための第三国の管理者又は取扱者の拘束力及び執行力のある公約を伴った、第40条による承認された行動規範。又は、
- (e) an approved code of conduct pursuant to Article 40 together with binding and enforceable commitments of the controller or processor in the third country to apply the appropriate safeguards, including as regards data subjects' rights; or
- (f) 適切な保護措置（データ主体の権利に関することを含む）を適用するための第三国の管理者又は取扱者の拘束力及び執行力のある公約を伴った、第42条による承認された認証メカニズム。
- (f) an approved certification mechanism pursuant to Article 42 together with binding and enforceable commitments of the controller or processor in the third country to apply the appropriate safeguards, including as regards data subjects' rights.
- 従来のSCCは経過措置によってGDPRにおいても有効。

旧標準データ保護約款

欧州委員会決定2001/497/EC (Commission Decision 2001/497/EC) (SET I)
欧州委員会決定C (2004) 5271 (Commission Decision C(2004)5271) (SET II)

日本

管理者

欧州

管理者

欧州委員会決定C(2010)593 (Commission Decision C(2010)593)

参考 : DK SA Standard Contractual Clauses for the purposes of compliance with art. 28 GDPR
(January 2020)

[Opinion 17/2020 on the draft Standard Contractual Clauses submitted by the SI SA (Article 28(8) GDPR)]

対応する標準データ保護約款は存在しなかった

日本

処理者

欧州

管理者

日本

管理者

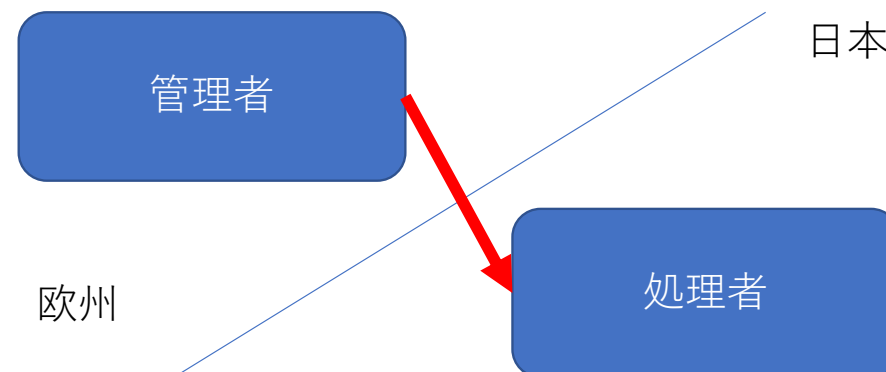
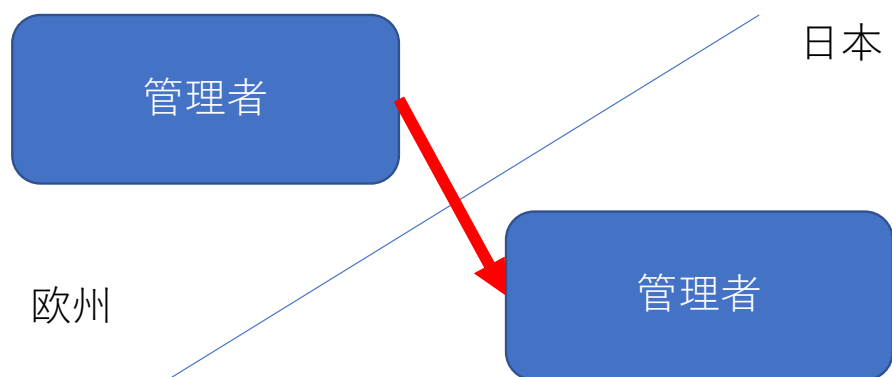
欧州

処理者

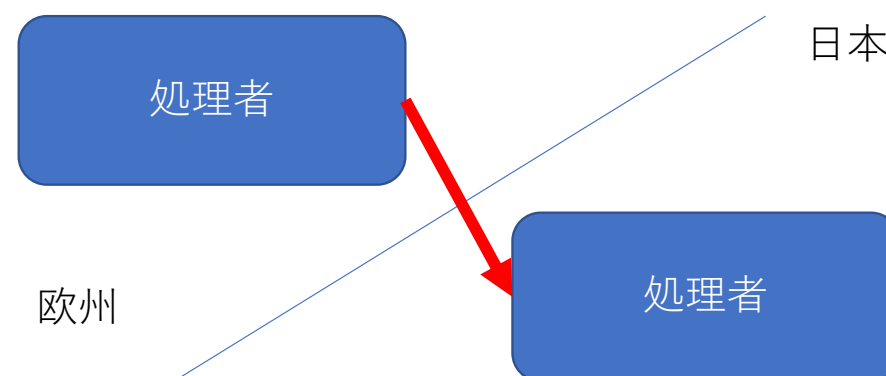
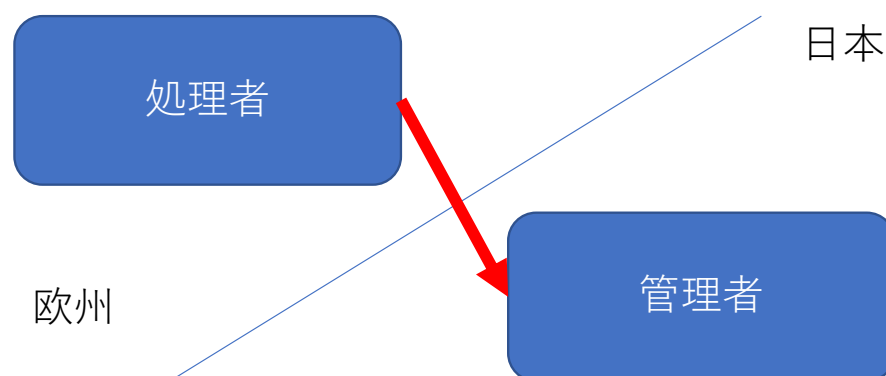
"Commission Implementing Decision (EU) 2021/914 of 4 June 2021 on standard contractual clauses for the transfer of personal data to third countries pursuant to Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council
新標準データ保護約款

~~欧州委員会決定2001/497/EC (Commission Decision 2001/497/EC) (SET-I) (廃止)~~
~~欧州委員会決定C(2004) 5271 (Commission Decision C(2004)5271) (SET-II) (廃止)~~

~~欧州委員会決定C(2010)593 (Commission Decision C(2010)593) (廃止)~~
参考：DK SA Standard Contractual Clauses for the purposes of compliance with art. 28 GDPR (January 2020)
[Opinion 17/2020 on the draft Standard Contractual Clauses submitted by the SI SA (Article 28(8) GDPR)]



参考：DK SA Standard Contractual Clauses for the purposes of compliance with art. 28 GDPR (January 2020)
[Opinion 17/2020 on the draft Standard Contractual Clauses submitted by the SI SA (Article 28(8) GDPR)]



NEW!

NEW!

SCCの法遵守義務及び準拠法

- *Clause 17*
- **Governing law**
- **MODULE ONE: Transfer controller to controller**
- **MODULE TWO: Transfer controller to processor**
- **MODULE THREE: Transfer processor to processor**
- [OPTION 1: **These Clauses shall be governed by the law of one of the EU Member States, provided such law allows for third-party beneficiary rights.** The Parties agree that this shall be the law of _____ (*specify Member State*).]
- [OPTION 2 (for Modules Two and Three): **These Clauses shall be governed by the law of the EU Member State in which the data exporter is established.** Where such law does not allow for **third-party beneficiary rights**, they shall be governed by the law of another EU Member State that does allow for third-party beneficiary rights. The Parties agree that this shall be the law of _____ (*specify Member State*).]
- **MODULE FOUR: Transfer processor to controller**
- **These Clauses shall be governed by the law of a country allowing for third-party beneficiary rights.** The Parties agree that this shall be the law of _____ (*specify country*).

"Recommendations 01/2020 on measures that supplement transfer tools to ensure compliance with the EU level of protection of personal data"

(EUの個人データ保護のレベルの遵守を確実にするための移転ツールに追加する措置に関する勧告, 「追加的措置勧告」)

- **ステップ1 移転の認知**

- すべての移転を認知し, マッピングすることを求めている, GDPR30条も根拠となる (8項, 9項). 越境のリモートアクセスや海外のクラウドの利用も含まれる (13項).

- **ステップ2 移転ツール (越境移転に関する適法化事由) の特定**

- 十分性認定, SCC, BCR, 行動規範, 認証メカニズム, GDPR49条の例外事由のいずれを根拠として移転しているかを確認する (14項以下).

- **ステップ3 移転ツールの有効性**

- 輸入者と協力して, 第三国の法律や慣行が移転ツールの有効性に影響を及ぼすかを評価しなければならない (30項). 複雑なスキームの場合は評価も複雑となる (31項). 移転の文脈が影響する. 処理目的, 処理に關与する機関の種類 (公的, 私的, 管理者, 処理者), 分野 (金融, 通信, 広告等), 第三国に保存されるものが, アクセスするだけか, 移転されるデータがプレーンテキストか, 暗号化されているか, 再移転があるか等 (33項). アクセス権等が移転先の法令等により妨げられないか (34項). パブリックアクセス及び, その際のデータ主体の救済の権利は特記されている (35項). これは, SchremsIIにおいてプライバシーシールドの十分性認定が無効となった一因である. 刑事法の執行, 国家安全保障目的の規制にも特別に注意せよとされている (36項). この際, EDPBのEEG勧告 (Recommendations 02/2020 on the European Essential Guarantees for surveillance measures) の諸要素が参考になるとされている (39項). 評価は公開されている法例を中心とし, 文書化される必要がある (42項). SchremsII決定で問題となったのは, 米国FISAの702条であり, 比例原則を満たさないとした. この場合, 追加的な措置により, 米国の諜報機関からのアクセスが不可能又は非効率となる必要がある.

- **ステップ4 追加的な措置の採用**

- 追加的な措置には, 契約的, 技術的, 組織的なものが含まれ, それらの組み合わせも推奨される (47項, 48項). 技術的な措置はパブリックアクセスを阻害できるということが前提になっている. 具体的なリストは別紙2.

- **ステップ5 有効な追加的な措置を確認した場合の手続**

- データ保護機関の確認は不要 (56項). SCCと矛盾する場合は, (SCCではなくなるため) 個別の移転の承認が必要になる (57項). GDPR46条2.の適法化根拠は, 第三国の公的機関を拘束しない (58項). BCRについてはEDPBも検討中である (59項). アドホックな契約 (GDPR46条3.) もEDPBは検討中である (61項).

- **ステップ6 再評価**

- 継続的な再評価の必要性を述べる (62~63項).

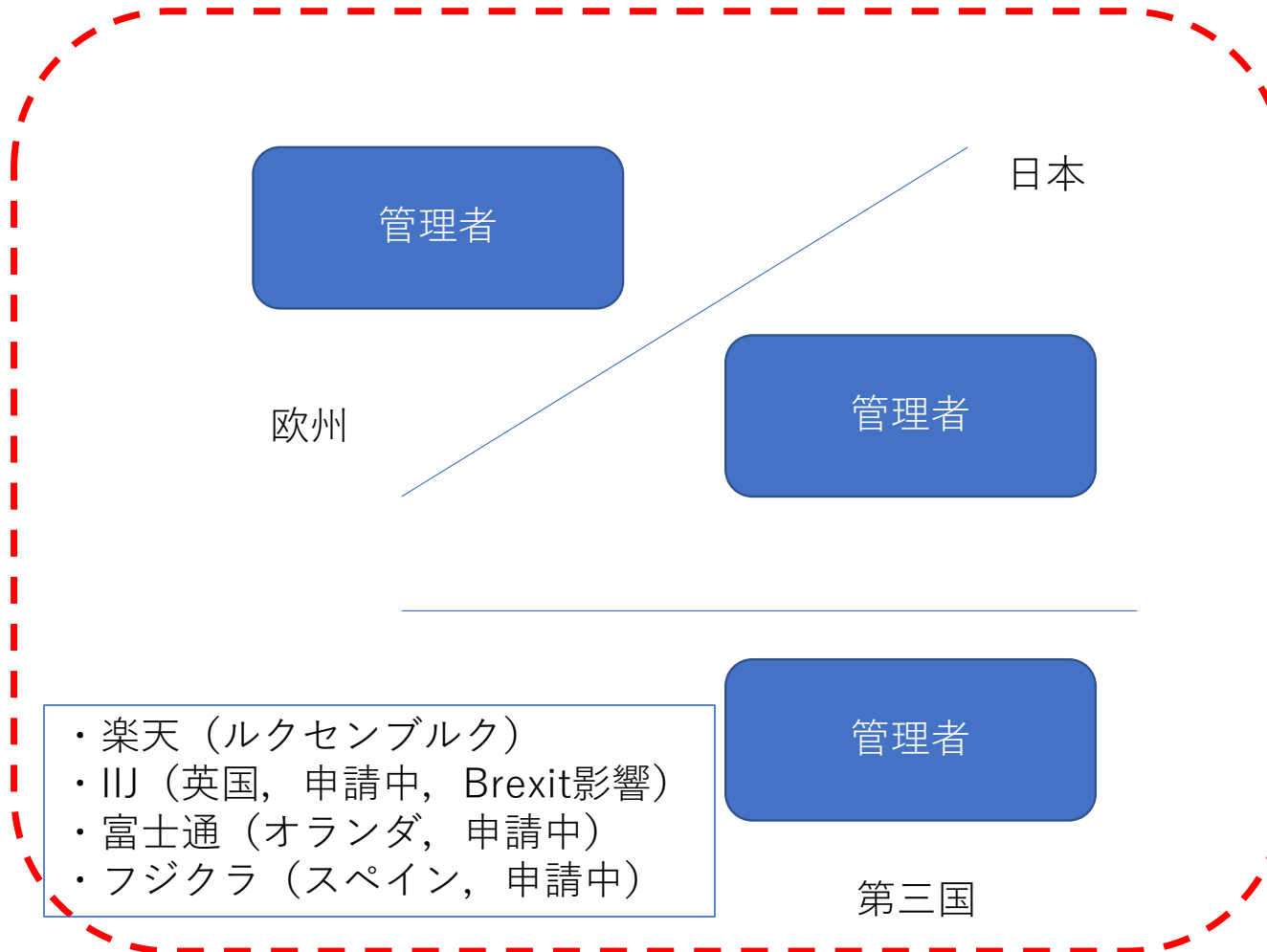
追加的措置

- 技術的な追加的な措置
 - 有効なユースケースと無効なユースケースを列挙している。有効なユースケースとしては、
 - ①強力な暗号化がなされている場合の第三国におけるバックアップ、
 - ②適切な仮名化がなされている場合の移転、
 - ③エンドツーエンド暗号化がなされている場合の、第三国の通過、
 - ④暗号化がなされている場合の、特に保護された輸入者への移転、
 - ⑤秘密計算の利用が挙げられている。
 - 他方、無効なユースケースとして、
 - ⑥クラウドサービスを利用した場合、当該サービスにパブリックアクセスが行われる場合、
 - ⑦ビジネス目的でリモートアクセスを行うが、パブリックアクセスが行われる場合、が挙げられている。
 - いずれも詳細には要件が挙げられており、あくまで例示ではあるが、クラウドサービスを利用した場合のパブリックアクセスについては（米国を意識してか）特に厳しい見解ではないかと思われる。

契約的な追加的な措置

- 契約的な追加的な措置はナンバリングされていない。第三国の当局は拘束できないことが前提とされ（93項）、他の技術的又は組織的な措置を組み合わせることが推奨される（同）。例として、以下が挙げられている。
 - 特定の技術的手段を使用する義務
 - 透明性義務（パブリックアクセスについての根拠法令の列挙等）
 - 具体的な行動を取る義務（開示命令への異議申し立て等）
 - データ主体への権利付与（データ主体の同意を前提としたアクセス等）
 - 特にグループ企業間の移転に関する内部統制
 - 透明性およびアカウントビリティの義務（パブリックアクセスについての文書の記録とデータ輸出者への開示等）
 - 組織的手法及びデータ最小化措置（アクセス権限等についての限定）
 - 標準やベストプラクティスの受容（ISO等）
 - その他（内部監査、再移転禁止）

拘束的企业準則



Article 49 Derogations for specific situations

第49 条 特定の状況における例外

- 1. In the absence of an adequacy decision pursuant to Article 45(3), or of appropriate safeguards pursuant to Article 46, including binding corporate rules, a transfer or a set of transfers of personal data to a third country or an international organisation shall take place only on one of the following conditions:
- 1. 第 45 条第 3 項による十分性認定がない場合、又は拘束的企業準則を含め、第 46 条による適切な保護措置がない場合、以下の条件中のいずれかを満たしている場合においてのみ、第三国又は国際機関への個人データの移転又は個人データ移転の集合を行うことができる：
- (a) the data subject has explicitly consented to the proposed transfer, after having been informed of the possible risks of such transfers for the data subject due to the absence of an adequacy decision and appropriate safeguards;
- (a) 十分性認定及び適切な保護措置が存在しないために、そのような移転がそのデータ主体に対して発生させる可能性のあるリスクの情報提供を受けた後に、そのデータ主体が、提案された移転に明示的に同意した場合；
- (b) the transfer is necessary for the performance of a contract between the data subject and the controller or the implementation of pre-contractual measures taken at the data subject's request;
- (b) データ主体と管理者との間の契約の履行のためにその移転が必要となる場合、又は、データ主体の要求により、契約締結前の措置を実施するためにその移転が必要となる場合；
- (c) the transfer is necessary for the conclusion or performance of a contract concluded in the interest of the data subject between the controller and another natural or legal person;
- (c) 管理者及びそれ以外の自然人若しくは法人との間でデータ主体の利益のために帰する契約の締結、又は、その契約の履行のために移転が必要となる場合；

- (d) the transfer is necessary for important reasons of public interest;
- (d) 公共の利益の重大な事由の移転が必要となる場合；
- (e) the transfer is necessary for the establishment, exercise or defence of legal claims;
- (e) 法的主張時の立証、行使又は抗弁に移転が必要となる場合；
- (f) the transfer is necessary in order to protect the vital interests of the data subject or of other persons, where the data subject is physically or legally incapable of giving consent;
- (f) データ主体が物理的又は法的に同意を与えることができない場合において、データ主体又はそれ以外の者の生命に関する利益を保護するために移転が必要となる場合；
- (g) the transfer is made from a register which according to Union or Member State law is intended to provide information to the public and which is open to consultation either by the public in general or by any person who can demonstrate a legitimate interest, but only to the extent that the conditions laid down by Union or Member State law for consultation are fulfilled in the particular case.
- (g) EU 法又は加盟国の国内法に従い、公衆に対して情報を提供することを予定しており、かつ、公衆一般及び正当な利益をもつことを説明することのできる者の両者に対して開かれているが、個々の案件において、照会に関してEU 法又は加盟国の国内法により定められた条件が充足する限度内のみに制限されている登録機関に限り、登録機関からの移転が必要となる場合。
- Where a transfer could not be based on a provision in Article 45 or 46, including the provisions on binding corporate rules, 62 and none of the derogations for a specific situation referred to in the first subparagraph of this paragraph is applicable, a transfer to a third country or an international organisation may take place only if the transfer is not repetitive, concerns only a limited number of data subjects, is necessary for the purposes of compelling legitimate interests pursued by the controller which are not overridden by the interests or rights and freedoms of the data subject, and the controller has assessed all the circumstances surrounding the data transfer and has on the basis of that assessment provided suitable safeguards with regard to the protection of personal data. The controller shall inform the supervisory authority of the transfer. The controller shall, in addition to providing the information referred to in Articles 13 and 14, inform the data subject of the transfer and on the compelling legitimate interests pursued.
- 拘束的企業準則の条項を含め、第 45 条又は 46 条に基づいて移転を行うことができず、かつ、本項 (a) から (g) による特定の状況における例外がいずれも適用可能ではない場合、その移転が、反復的なものではなく、限定された人数のデータ主体に関係するものであり、データ主体の権利及び自由によって優先されるものではない管理者が求める義務的な正当な利益の目的のために必要であり、かつ、管理者がデータ移転と関連する全ての事情を評価しており、かつ、その評価に基づき、その管理者が個人データの保護に関連して適合する保護措置を提供した場合に限り、第三国又は国際機関に対する移転を行うことができる。その管理者は、監督機関に対して、その移転を通知しなければならない。その管理者は、そのデータ主体に対し、第 13 条及び第14 条に規定する情報に加え、その移転及び求められる義務的な正当な利益に関し、情報提供しなければならない。
- 2-6 （略）

Guidelines 2/2018 on derogations of Article 49 under Regulation 2016/679

 25 May 2018 | [Guidelines](#)

Guidelines 2/2018 on derogations of Article 49 under Regulation 2016/679

Guidelines 2/2018 on derogations of Article 49 under Regulation 2016/679  732.66 KB

English ▾

 **DOWNLOAD**

Member states: [EDPB](#)



CONTACT US

GDPRの越境移転規制対応のまとめ

- 日本は十分性判定されており、越境移転の例外となるはずであるが、日本側の上乗せ告示（「個人情報保護に関する法律に係るEU及び英国域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」）の対象となる。
- 例外事由による移転のうち、SCCやBCRは契約等による遵守事項を発生させる。特にSCC（現行）の場合、移転元国法に基づいた契約遵守が求められるため、GDPRが適用されるわけではないが、契約の根拠法としてのGDPR、同実施法のチェックが必要になる。
- パブリックアクセスの程度によっては「追加的措置」が必要になる。
- GDPR49条による移転は反復的な移転には適切でないとされており、ビジネススキームへの適用にはリスクが有ることを理解しておくことが必要

①十分性決定の範囲が民間法に限られること

- PNR（航空機搭乗者情報）の税関や入管への提供については別途の十分性決定（又は協定）が必要になる。これは、米国やカナダ、オーストラリアと同様の状況になるということ



English (en) ▼

MIGRATION AND HOME AFFAIRS

European Commission > Migration and Home Affairs >

Home

What's New▼

Financing▼

Who We Are▼

What We Do▼

E-Library▼

Policies

Agencies

Networks

Legal migration and
Integration

Irregular Migration &
Return

Common European
Asylum System

Schengen, Borders &
Visas

Industry for Security

Organised Crime &
Human Trafficking

Crisis & Terrorism

Police Cooperation

» Information exchange

» Passenger Name

Passenger Name Record (PNR)



Passenger Name Record (PNR) data is information provided by passengers and collected by air carriers for enabling reservations and carrying out the check-in process. It is a record of each passenger's travel requirements held in carriers' reservation and departure control systems. It may contain a wide range of information, such as dates of travel, travel itinerary, ticket information, contact details, travel agent, means of payment, seat number and baggage information.

The collection and processing of PNR data is considered by many states, within and outside the EU, as an important law enforcement tool allowing to prevent, detect and investigate terrorism and other forms of serious crime (such as drugs and human trafficking, child sexual exploitation and others). At the same time, the use of PNR data for law enforcement purposes involves the processing of personal data which raises important issues with respect to the fundamental rights to the protection of private life and to the protection of personal data.

Search



Share



[Related legislation
and documents](#)

Focus on

- 14/04/2016 -
[Adoption of the EU
Passenger Name
Record \(PNR\) Directive
by the European
Parliament - Joint
Statement by First](#)

Third country agreements

An increasing number of third countries are requesting PNR data from air carriers operating flights from the territory of the European Union. The EU has so far concluded international PNR agreements with the United States, Canada and Australia, allowing air carriers to transfer PNR data to these third countries. Such cooperation can bring major security gains, in areas like foreign terrorist fighters travelling to conflict zones for terrorist training, drugs trafficking or travelling sex offenders.

In 2010 the Commission issued a Communication "On the global approach to transfers of Passenger Name Record data to third countries" to set out the elements of the EU's external PNR policy. This Communication established a set of general criteria that must be fulfilled by future bilateral PNR agreements, including, in particular, a number of data protection principles and safeguards. These general criteria formed the basis of the renegotiations of the PNR Agreements with the US, Australia and Canada, leading to the conclusion of new PNR Agreements with the two first mentioned countries, which are subject to regular reviews and evaluation. The envisaged new EU-Canada Agreement has, however, not entered into force because in November 2014 the Parliament voted to seek the opinion of Court of Justice as to whether the draft Agreement is compatible with the Treaties and the Charter of Fundamental Rights

Once the European Court of Justice has issued its opinion on the envisaged PNR Agreement with Canada, the Commission intends to review the current approach towards transfers of PNR data to third countries, to address the increasing third country requests in a clear and coherent way, including by considering a model agreement setting out the requirements third countries have to meet to be able to receive PNR data from the EU.

②欧州司法裁判所の判断との関係

- 欧米セーフハーバーへの十分性決定が無効となった欧州司法裁判所の Maximillian Schrems v Data Protection Commissioner (Case C-362/14) (2015年10月5日)
 - 欧州委員会と米国商務省は同判例を前提に「プライバシー・シールド」を構築するための再交渉を強いられた。
 - 指令及び欧州基本権憲章の観点から欧州のデータ保護制度と”essentially equivalent” (実質的に同等)であることを求めている
- Data Protection Commissioner v Facebook Ireland Ltd, Maximillian Schrems (Case C-311/18), Schrems II (2020年7月16日)
 - 133 GDPR 46 条(2)(c)に基づいて欧州委員会が採択した標準的なデータ保護約款は、EU に設立された管理者及び処理者に対して、すべての第三国で一律に適用される契約上の保証を提供することのみを目的としており、その結果、各第三国で保証されている保護レベルとは無関係である。これらの標準的なデータ保護条項は、その性質上、EU 法の下で要求される保護レベルへの準拠を保証するための契約上の義務を超える保証を提供することができない限りにおいて、特定の第三国の実勢に応じて、その保護レベルへの準拠を保証するために、管理者が追加的な措置を採用することを要求する場合がある。